

官報 号外

平成二十五年十一月八日

○第百八十五回 参議院会議録第五号

平成二十五年十一月八日(金曜日)

午前十時一分開議

○議事日程 第五号

平成二十五年十一月八日

午前十時開議

第一 万国郵便連合一般規則(二十二年のドーハ大会議において改正され、及び採択されたもの)及び万国郵便条約の締結について承認を求めるの件

第二 郵便送金業務に関する協定の締結について承認を求めるの件

第三 政府調達に関する協定を改正する議定書の締結について承認を求めるの件

○本日の会議に付した案件

一、特別委員会設置の件

一、国家公務員等の任命に関する件

一、安全保障会議設置法等の一部を改正する法律案(趣旨説明)

以下 議事日程のとおり

○議長(山崎正昭君) これより会議を開きます。この際、特別委員会の設置についてお諮りいたします。

国家安全保障に関連する諸法案を審査するため、委員三十名から成る国家安全保障に関する特別委員会を設置いたしたいと存じます。本特別委員会を設置することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(山崎正昭君) 過半数と認めます。

よつて、本特別委員会を設置することに決しました。本院規則第三十条の規定により、議長は、議席に配付いたしました氏名表のとおり特別委員を指名いたします。

議長の指名した委員は左のとおり

○国家安全保障に関する特別委員

猪口 邦子君	岩井 茂樹君
宇都 隆史君	江島 潔君
北村 経夫君	上月 良祐君
佐藤 正久君	佐藤ゆかり君
島尻安伊子君	中川 雅治君

二之湯武史君	西田 昌司君
松山 政司君	三宅 伸吾君
大野 元裕君	神本美恵子君
芝 博一君	白 眞勲君
福山 哲郎君	藤田 幸久君
牧山ひろえ君	石川 博崇君
矢倉 克夫君	山本 香苗君
小野 次郎君	真山 勇一君
仁比 聡平君	山下 芳生君
中山 恭子君	福島みずほ君

○議長(山崎正昭君) この際、国家公務員等の任命に関する件についてお諮りいたします。

内閣から、検査官、総合科学技術会議議員、食品安全委員会委員、特定個人情報保護委員会委員長及び同委員、電気通信紛争処理委員会委員、電波監理審議会委員、日本放送協会経営委員会委員、中央更生保護審査会委員、運輸審議会委員、運輸安全委員会委員並びに公害健康被害補償不服審査会委員の任命について、本院の同意を求めてまいりました。

これより採決をいたします。

まず、検査官に河戸光彦君を任命することについて採決をいたします。

内閣申出のとおり同意することの賛否について、投票ボタンをお押し願います。

〔投票開始〕

○議長(山崎正昭君) 間もなく投票を終了いたします。

ます。——これにて投票を終了いたします。

〔投票終了〕

○議長(山崎正昭君) 投票の結果を報告いたします。

す。

投票総数

賛成

反対

よつて、全会一致をもつて同意することになりました。

〔投票者氏名は本号末尾に掲載〕

○議長(山崎正昭君) 次に、総合科学技術会議議員に中西宏明君を、電波監理審議会委員に前田忠昭君を任命することについて採決をいたします。内閣申出のとおり同意することの賛否について、投票ボタンをお押し願います。

〔投票開始〕

○議長(山崎正昭君) 間もなく投票を終了いたします。

す。——これにて投票を終了いたします。

〔投票終了〕

○議長(山崎正昭君) 投票の結果を報告いたします。

す。

投票総数

賛成

反対

よつて、同意することになりました。

〔投票者氏名は本号末尾に掲載〕

○議長(山崎正昭君) 次に、食品安全委員会委員に熊谷進君を、特定個人情報保護委員会委員に阿部孝夫君を、日本放送協会経営委員会委員に石原進君を任命することについて採決をいたします。

内閣申出のとおり同意することの賛否について、投票ボタンをお押し願います。

〔投票開始〕

○議長(山崎正昭君) 間もなく投票を終了いたします。——これにて投票を終了いたします。

〔投票終了〕

○議長(山崎正昭君) 投票の結果を報告いたします。

投票総数

賛成

反対

よつて、同意することに決しました。

〔投票者氏名は本号末尾に掲載〕

○議長(山崎正昭君) 次に、特定個人情報保護委員会委員長に堀部政男君を、同委員に手塚悟君を、証券取引等監視委員会委員長に佐渡賢一君を任命することについて採決をいたします。

内閣申出のとおり同意することの賛否について、投票ボタンをお押し願います。

〔投票開始〕

○議長(山崎正昭君) 間もなく投票を終了いたします。——これにて投票を終了いたします。

〔投票終了〕

○議長(山崎正昭君) 投票の結果を報告いたします。

投票総数

賛成

反対

よつて、同意することに決しました。

三

〔投票者氏名は本号末尾に掲載〕

○議長(山崎正昭君) 次に、証券取引等監視委員会委員に園マリ君及び吉田正之君を、電気通信紛争処理委員会委員に中山隆夫君、荒川薫君、小野武美君、平沢郁子君及び山本和彦君を、中央更生保護審査会委員に小川清美君を、運輸審議会委員に應省有宇壽君及び河野康子君を、運輸安全委員会委員に田村貞雄君、横山茂君、松本陽君、岡村美好君及び富井規雄君を、公害健康被害補償不服審査会委員に岡本美保子君を任命することについて採決をいたします。

内閣申出のとおり同意することの賛否について、投票ボタンをお押し願います。

〔投票開始〕

○議長(山崎正昭君) 間もなく投票を終了いたします。——これにて投票を終了いたします。

〔投票終了〕

○議長(山崎正昭君) 投票の結果を報告いたします。

投票総数

賛成

反対

よつて、全会一致をもって同意することに決しました。

〔投票者氏名は本号末尾に掲載〕

○議長(山崎正昭君) 次に、日本放送協会経営委員会委員に長谷川三千子君、百田尚樹君及び本田勝彦君を任命することについて採決をいたします。

内閣申出のとおり同意することの賛否について、投票ボタンをお押し願います。

〔投票開始〕

○議長(山崎正昭君) 間もなく投票を終了いたします。——これにて投票を終了いたします。

〔投票終了〕

○議長(山崎正昭君) 投票の結果を報告いたします。

投票総数

賛成

反対

よつて、同意することに決しました。(拍手)

〔投票者氏名は本号末尾に掲載〕

○議長(山崎正昭君) 次に、日本放送協会経営委員会委員に中島尚正君を任命することについて採決をいたします。

内閣申出のとおり同意することの賛否について、投票ボタンをお押し願います。

〔投票開始〕

○議長(山崎正昭君) 間もなく投票を終了いたします。——これにて投票を終了いたします。

〔投票終了〕

○議長(山崎正昭君) 投票の結果を報告いたします。

投票総数

賛成

反対

よつて、同意することに決しました。(拍手)

〔投票者氏名は本号末尾に掲載〕

○議長(山崎正昭君) この際、日程に追加して、安全保障會議設置法等の一部を改正する法律案について、提出者の趣旨説明を求めたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(山崎正昭君) 御異議ないと認めます。国務大臣菅義偉君。

〔国務大臣菅義偉君登壇、拍手〕

○国務大臣(菅義偉君) ただいま議題となりました安全保障會議設置法等の一部を改正する法律案について、その趣旨を御説明をいたします。

我が国の平和と独立を確保し、国民の生命及び財産を守ることは、政府の重要な責務の一つであり、その責務を果たすためには、正確かつ総合的な情勢判断に基づき、時代の変化に迅速かつ的確に対応した国家安全保障に関する政策を展開することが不可欠であります。

我が国を取り巻く安全保障環境が一層厳しさを増している中、外交・安全保障政策の司令塔として、国家安全保障に関する諸課題につき、内閣総理大臣を中心に、日常的、機動的に審議する場を創設をし、政治の強力なリーダーシップを発揮できる環境を整えることが重要です。

そこで、現行の安全保障會議の審議体制等を見直し、もつて我が国の国家安全保障に関する機能等を強化するため、安全保障會議の名称を国家安全保障會議に改め、その審議事項を国家安全保障に関する重要事項に拡充し、国家安全保障に関する外交政策及び防衛政策の基本方針等の一定の事項について内閣総理大臣、外務大臣、防衛大臣、内閣官房長官により審議を行うことができることとするほか、内閣官房に国家安全保障局を設置すること等の措置を講ずる必要があります。

次に、その法律案の内容について、その概要を御説明いたします。

第一に、安全保障会議設置法の一部改正であります。

まず、題名を国家安全保障会議設置法とし、会議の名称を国家安全保障会議とするものとしております。

次に、会議は、国家安全保障に関する外交政策及び防衛政策の基本方針等の国家安全保障に関する事項を審議し、必要に応じ、内閣総理大臣に対し意見を述べるものとし、従来の安全保障会議への諮問事項については、これまでと同様の取扱いとするものとし、武力攻撃事態等その他の一定の事態に関し、特に緊急に対処する必要があると認めるときは、迅速かつ適切な対処が必要と認められる措置について内閣総理大臣に建議ができるものとしております。

この際、国家安全保障に関する外交政策及び防衛政策の基本方針等については、議長である内閣総理大臣のほか、外務大臣、防衛大臣、内閣官房長官を議員として審議するものとし、従来の安全保障会議への諮問事項については、引き続きこれまでと同様の議員により審議するものとし、重大緊急事態への対処に関する重要事項については、内閣官房長官及び事態の種類に応じてあらかじめ指定された国務大臣により審議するものとしております。

その上で、武力攻撃事態等及び周辺事態に関し、事態の分析及び評価について特に集中して審議する必要がある場合には、議長、外務大臣、防衛大臣、内閣官房長官及び事態の種類に応じてあらかじめ指定された国務大臣により審議を行うことが出来るものとしております。

また、審議に際しては、議長の判断により他の国務大臣を臨時に会議に参加させることができるものとしております。さらに、議員が不在のときは、一定の場合に限り、副大臣がその職務を代行することが出来るものとしております。

そのほか、内閣官房長官及び関係行政機関の長は、会議に対し、国家安全保障に関する資料又は情報を適時に提供するものとし、また、会議は、内閣官房長官及び関係行政機関の長に対し、資料又は情報の提供及び説明その他必要な協力をするよう求めることが出来るものとし、議長及び議員並びにそれらの経験者に加え、副大臣として議員の職務を代行した者等は、その職務に関して知ることのできた秘密を他に漏らしてはならないものとしております。

また、内閣官房副長官及び国家安全保障に関する重要政策を担当する内閣総理大臣補佐官は、会議に出席し、議長の許可を受けて意見を述べる事が出来るものとし、議長及び議員を補佐するために会議に幹事を置くものとし、会議の事務は国家安全保障局において処理するものとしております。

第二に、内閣法の一部改正であります。

内閣官房に国家安全保障局を置くものとし、国家安全保障局は、内閣官房の事務の一部のうち国家安全保障に関する外交政策及び防衛政策の基本方針等に関するもの、会議の事務並びに会議に提供された資料又は情報等を総合して整理する事務をつかさどるものとし、国家安全保障局に国家安全保障局長を置くものとしております。

また、内閣官房に少なくとも一名の内閣総理大臣補佐官を置くものとし、内閣総理大臣は、その中から国家安全保障に関する重要政策を担当する

者を指定するものとしております。

第三に、国家公務員法及び特別職の職員の給与に関する法律の一部改正であります。

国家安全保障局長を特別職の国家公務員とし、その俸給を定めるものとしております。

政府といたしましては、以上を内容とする法律案を提出した次第であります。この法律案は衆議院におきまして一部修正が行われております。

第一に、諮問事項であります。

会議に諮ることとされている事項のうち、武力攻撃事態等及び周辺事態への対処、自衛隊の活動、国防並びに重大緊急事態への対処に関する重要事項は、内閣総理大臣が必要と認めるものについて会議に諮らなければならないこととしております。

第二に、資料提供等の協力義務の明確化であります。

内閣官房長官及び関係行政機関の長は、議長の求めに応じて、会議に対し、国家安全保障に関する資料又は情報の提供及び説明その他必要な協力を行わなければならないこととしております。

以上が、この法律案の趣旨でございます。

(拍手)

○議長(山崎正昭君) ただいまの趣旨説明に対し、質疑の通告がございます。順次発言を許します。佐藤正久君。

〔佐藤正久君登壇、拍手〕

○佐藤正久君 自由民主党、元自衛官の佐藤正久です。

私は、自由民主党を代表して、安全保障会議設置法等の一部を改正する法律案について質問いたします。

国家安全保障会議、すなわちNSCの創設は、第一次安倍内閣以来の総理のかねてからの持論でありました。当時も関連法案が国会に提出されましたが、安倍総理が辞職された後、残念ながら廃案となつてしまいました。

それから現在までの間に、北朝鮮の核・ミサイル開発の進展、尖閣諸島をめぐる中国との緊張の高まり、海外で邦人が巻き込まれるテロの発生など、我が国の安全保障にかかわる懸案が数多く発生しております。これらの中には、必ずしも我が国が有効に対処できたとは言えない事例もありました。NSCが早期に設置されていれば我が国としての対応も変わつていたのではないかと思うと、当時の法案が廃案になったことが悔やまれます。

日本は、かつて、一国平和主義、消極的平和主義と批判をされたこともありました。誇りある強い日本を取り戻すのが安倍内閣の使命であり、私は、その中核機能がNSCであると確信しています。

塩野七生さんの名著「ローマ人の物語」に、国家にとつて最大の責務は国民の安全を守ることであり、それを支えたのは、ローマ市民の負託を受けて軍事、政治両面に責任を持っていた帝王であるとの記述があります。

日本の安全保障の最高責任者たる安倍総理の法案成立に向けた思いを、総理御自身のお言葉で聞かせください。

次に、NSCの創設と併せて策定される国家安全保障戦略について伺います。

十二月に策定を予定している国家安全保障戦略は、これまで我が国に欠けていた外交と防衛にまたがる基本戦略を作ることであり、大きな

意義があると考えます。この戦略は、日本の国家安全保障の基本戦略を示すとともに、NSCにおける意思決定の基本方針となるものだと考えますが、具体的にはどのような内容を考えているのでしょうか、総理、お聞かせください。

米国や英国の国家安全保障戦略では、軍事力の基盤となる経済力の強化という観点も強調されています。さらに、米国では、沖縄返還に係る課題、国連安保理改革などについても幅広くNSCで議論されたと聞いています。日本の国家安全保障戦略は四大臣会合で議論されることとなりますが、経済力の強化や国連安保理への参加といった点についても十分に盛り込むことができるのか、総理、お伺いいたします。

また、国家安全保障の基盤として、安全保障に関する国民の理解も重要となります。そのための教育、啓発の推進、更には、国民の軍事アレルギーを取り除くための方策、そして我が国の政策や考え方についての対外情報発信も重要であると考えます。

現在、中国、韓国などが領土、歴史認識などについて独自の主張に基づく広報や宣伝を展開しています。我が国がいかに正しい政策や考え方を持っても、それが対象国や国際社会に確実に伝達されなければ意味を成さないものと考えます。これらについても、具体的な実施手段とともに国家安全保障戦略に盛り込むべきと考えますが、総理、いかがでしょうか。

次に、安全保障政策の見直しについて伺います。政府は、NSC創設と併せ、年末までに国家安全保障戦略、そして新防衛計画の大綱を策定予定です。ただ、日本を取り巻く安全保障環境の厳し

さ、そしてその動きの速さを勘案すれば、こうした取組は一刻の猶予をも許さないものと考えます。

他方、安全保障分野における憲法解釈の在り方に関しては、いわゆる安保法制懇での議論が続けられておりますが、それを受けての政府の結論は安保戦略、新大綱策定に間に合わない、すなわち、安保戦略や新大綱は必ずしも憲法問題に対する政府としての検討結果を前提としないものとならざるを得ません。

私の現場経験を踏まえても、自衛隊が国内外で様々な任務を果たしていく上で、集団的自衛権の行使の可否を始めとする憲法の解釈は極めて大きな前提事項でありました。自衛隊が活動し得る範囲、活動に際しての武器使用の在り方、日米共同の在り方など、憲法の解釈は安全保障政策の根本を規定するものであります。例えば、これから最重要課題の一つである日米ガイドラインの見直し、ひいては周辺事態における我が国の取組の在り方にも極めて大きな影響を及ぼすと言わざるを得ません。

したがって、この問題に関する政府としての結論が下された暁には、国家安全保障戦略や防衛計画の大綱などの前提は大きく変わることになります。また、最近における安全保障環境の変化は目まぐるしく、我が国としても、この激しい国際情勢の流れの中で、その時々には最適な姿となるよう外交・防衛政策を絶えず調整していくことは当然であります。

かく考えるに、いかにすばらしい安保戦略や新大綱を策定し得たとしても、政府は、決してその成果を放置することなく、緊張感を持って日本の安全保障の根本的な在り方を不断に検討していか

なければなりません。

総理、私は、その時々における重要問題への対処とともに、日本の安全保障の在り方に関するこうした不断の問いかけこそ、NSCが日々取り組んでいくべき一番大切な事柄だと思います。我が国の平和と安全について、何かがあったときだけ、あるいは何かを決めるときだけのNSCというのではなく、日常的に緊張感を持って関係閣僚が不断に考えていくということこそが今回のNSC法案における最も大切な趣旨ではないかと考えます。総理のお考えをお聞かせください。

防衛大臣政務官として務めた経験等を踏まえて、政府の情報面での取組について一点申し述べたいと思います。

政府の各情報部門は、日々しっかりと任務に取り組む、適切な情報を収集し、上げてきてくれております。光を浴びることはまれながらも、我が国の安全保障を情報面でしっかりと支えてくれている彼らに対して、心から敬意を表したいと存じます。

他方、政府の情報要求については、かねてから、私は私なりに強い問題意識を抱き続けてきました。情報に関して一番大切なのは、いかなる情報をどういった視点で、そしていかなる優先順位を持って集め、評価し、伝えていくかということです。

例えば、北朝鮮のミサイルの発射に関してどういった事象に注意を払うべきなのか、核実験の兆候に関してどんな情報が必要となるのか、そうした事柄について、政府が何をしようとしているのか、どんな判断をしようとしているのかに照らし合わせながら、政策部門が情報部門に対して的確に情報要求を出していかなければなりません。上

がつてくる情報を分析する待ち受けの姿勢では、判断そして対応が遅れます。

今回の法案で、NSCとともに、これをしっかりと支えていくための国家安全保障局が発足することになります。NSCが真の意味で我が国安全保障の司令塔となるためには、内閣総理大臣の意図、政府の課題をしっかりと踏まえた上で、適時適切な情報要求を出していくことが何にも増して必要となるのではないのでしょうか。

こうした観点から、情報分野におけるNSCの役割について総理のお考えを伺い、私の質疑を終わります。(拍手)

(内閣総理大臣安倍晋三君登壇、拍手)

○内閣総理大臣(安倍晋三君) 佐藤正久議員にお答えをいたします。

国家安全保障会議の創設の意義についてお尋ねがありました。

北朝鮮による核・弾道ミサイル開発の脅威、中国の透明性を欠いた軍事力の増強や、我が国周辺海域における活動の急速な拡大、活発化といった懸念事項を始め、我が国を取り巻く安全保障環境は一層厳しさを増しています。

こうした中で、我が国としては、政治が強力なリーダーシップを発揮し、機動的、戦略的に国家安全保障政策を進めていくことが必要であり、その環境整備として国家安全保障会議を設置することが不可欠であると考えています。本法案を速やかに成立させていただきまますよう、各党各会派の御理解と御協力をお願い申し上げます。

国家安全保障戦略の具体的内容についてお尋ねがありました。

我が国の安全保障をめぐる環境が一層厳しさを増す中、豊かで平和な社会を引き続き発展してい

くためには、我が国の国益を長期的視点から見定めた上で、国家安全保障の確保に取り組んでいく必要があります。安倍内閣では、こうした観点から、我が国で初めて外交政策及び防衛政策を中心とした国家安全保障戦略を策定することとしました。

国家安全保障戦略の具体的な内容は、安全保障と防衛力に関する懇談会における有識者の議論も踏まえながら、今後政府として検討してまいります。また、国際協調主義に基づく積極的平和主義の立場から、世界の平和と安定及び繁栄の確保にこれまで以上に積極的に関与していくとの基本的な方針を踏まえたものと考えております。

対外情報発信に関して、国家安全保障戦略に盛り込むべきではないかとのお尋ねがありました。私は、積極的平和主義の立場から、世界の平和と安定、そして繁栄の確保にこれまで以上に積極的に寄与していくとの基本的な考え方や、安全保障政策に関する我が国の取組について、国連総会での一般討論演説を始め、多くの機会をとらえて国際社会に発信してきました。また、外国訪問などに際して、各国の首脳に直接説明し、賛同と期待の表明を受けていると考えます。国家安全保障戦略の策定に当たりましては、御指摘のような点に配慮しながら検討してまいります。

国家安全保障会議設置の趣旨についてお尋ねがありました。

国家安全保障会議の設置の趣旨は、私を中心として関係閣僚が平素から戦略的視点を持つて審議を行い、政治が強力なリーダーシップを発揮し、政府として国家安全保障政策を機動的、戦略的に進めていくための環境を整備することにあります。

四大臣を始めとする関係閣僚は、我が国を取り巻く安全保障情勢をしっかりと把握しながら、必要となる政策について緊張感を持つて審議を行ってまいります。

情報分野における国家安全保障会議の役割についてお尋ねがありました。

国家安全保障会議において実質的な議論を行い、また、国家安全保障局において国家安全保障政策の企画立案、総合調整を行うに当たっては、質の高い情報が必要不可欠です。本法案により、各省庁等は国家安全保障会議に情報を提供する義務を負うこととなりますが、会議が求める情報の内容については、国家安全保障局から、各種会議等を通じ、又は随時に、分かりやすい方法で示してまいります。

以上であります。(拍手)

○議長(山崎正昭君) 大野元裕君。

(大野元裕君登壇、拍手)

○大野元裕君 民主党・新緑風会の大野元裕でございます。

本日は、会派を代表して、総理及び官房長官に対し、安全保障会議設置法改正案に関し、質問をさせていただきます。

民主党政権は、冷戦時代の古い発想、つまり、自民党政権が一六六綱で脱却の必要性を表明しながらも実現し得なかった変化への対応を実現させ、平成二十二年の防衛の大綱において、動的防衛力や防衛省の所管に限らないオールジャパンの安全保障体制を定めました。それは、冷戦時代の発想を転換するのみならず、南西方面への対処を含めた我が国を取り巻く安全保障環境に適切に対応するものであり、内外から高い評価を受けてま

いりました。

このように、我が国の安全保障の思想を明確にした上で、武器輸出三原則の見直し、あるいは米国に対する日米ガイドラインの見直し協議を働きかける等、国民の皆様の理解を得られるよう努力しながら、確実に段階を踏んで日本の安全保障体制を構築してまいりました。

同様に民主党は、中長期的な戦略に基づく確固たる考えの下に、日本の安全保障にかかわる戦略構築を機動的に行う必要性から、国家安全保障会議、日本版NSCについても党内議論を重ね、防衛の大綱、さらには本年の参議院議員選挙のマニフェストに盛り込みました。これは、明確な安全保障戦略があつてこそその所産であります。

ところが、現政権は、政権交代の直後にこの防衛の大綱を凍結し、暫定的な防衛整備計画なるものに我が国の安全保障戦略を矮小化させた結果、中期的な戦略と防衛力整備は方向性なき漂流状態に陥りました。マスコミでは様々な安全保障に関する安倍政権のアイデアが取り上げられているようではあります。中期的な安全保障戦略なき政権だからこそ、NSCの活用を思い付いたのかも知れません。しかし、確固たる戦略の下にこそ組織は生きるのです。

また、民主党が取りまとめた構想と比較して、日本版NSCを機能させる上で不十分な点も散見されます。この点については、衆議院における修正協議で、最低限NSCが機能できるように建設的な提案をさせていただいたところでございます。

このような問題意識に立ち、我が国の安全保障戦略の要となるであろう日本版NSCのありよう、及び機能的かつ弾力的な運用が必要なNSC

が真に機能するかという観点から質問をさせていただきます。

総理、防衛の大綱が凍結され、長期的な戦略が欠如する中で、構想ばかりが先走りする安倍政権の安全保障政策において日本版のNSCがいかに位置付けられるのかが見えます。いかなる中長期戦略の下で日本版NSCを必要とするのかをお考えに至ったのか、お聞かせください。

第一次安倍政権において法案提出にまで至った日本版NSC設置案は、福田内閣により、既存の安全保障会議の機能を生かすとともに、官房長官、外務大臣、防衛大臣が従来にも増して一層緊密に協議をすることにより代替され、廃案となりました。なぜ再び、福田政権の判断が覆され、今次法案の提出となったのか、総理、お聞かせください。

官房長官は、本年一月に発生したアルジェリアの事件を例に挙げて、常日ごろから意見交換をし、事態対応を機動的に行うことができる体制がどうしても必要だと述べておられます。また、総理は、NSCに専門委員会を立ち上げて、常にその事態を見ていくと述べておられます。しかし、五千名を超える省員を抱える外務省においてすら、アルジェリア情勢をフォローしていたのは担当官と地域班長等、ごく僅かです。官房長官、数十名と言われる日本版NSC事務局で、例えばアルジェリアの事態を想定した準備を行い、常にその事態を見ていく責任を負えると明言はできるのでしょうか。

ある事態を想定した対処のシナリオ作りに関しては、既に事態対処専門委員会が存在しています。しかし、事態対処専門委員会は、過去十年間で八回しか開催されていないと理解しています。

事態対処専門委員会の活性化すら行わない政権において、このような絵にかいたもちのごとき主張を行つても説得力がないと考えますが、官房長官、事態対処専門委員会をまずは活性化させるおつもりはないのでしょうか。

また、官房長官の理解される日本版NSCと事態対処専門委員会の役割分担とは何でございましょう。

国会の議事録を読んでおりましたら、昭和五十八年の総選挙の折、自民党は国家安全保障會議の設置を選挙公約とされておられました。この自民党の選挙公約実施は見送られ、代わりに安全保障會議が設置されました。この点に関する昭和六十年の政府答弁では、国家を付けた場合にはどうしても外部からの攻撃に対し、外部からの脅威、外部からの侵害に対して国を守るというニュアンスがどうしても強いので、やはり取つた方がいいのではないかという判断をしたとしています。

この政府答弁に従えば、内外の安全保障を広く扱う安全保障會議よりも、國際的脅威のみを扱う国家安全保障會議の方がより狭い概念になります。今回の法案では、安全保障會議の名称が国家安全保障會議に変更されていますが、それは、対象をより狭くするという意味でしょうか、あるいは、かつての政府答弁が誤つていたということなのでしょう。今回の改正案において、NSC法案の基となる安全保障會議の考え方が変更されるとすれば、その中身を一から議論し直さなければなりません。総理から明確にお答えを賜りたいと思います。

国防會議に代えて安全保障會議が設置された際、重大緊急事態への対処に関する重要事項がこの會議の審議事項に付加されました。その際の国

会における政府答弁では、このような事態においては国家公安委員長が本件に主たる関与をする大臣として想定をされた由であり、それゆえに、安全保障會議設置法では国家公安委員長が新たに当時、會議の基本的な構成議員に加えられました。今回の改正案第二条第一項第十号の審議の議員からは、国家公安委員長が基本的構成員から外されています。主たる関与をする大臣であるはずなのに、国家公安委員長が事態の種類に応じ指定されるかもしれない大臣にとどめられ、基本的な構成員になっていない理由を総理にお伺いをいたします。

安全保障担当補佐官ですが、いわゆる政策決定のラインに入っていないません。これでは、情報から疎外され、官位はその指示に従わず、無理に関与しようとするれば、政策構築、建議の在り方を阻害しかねません。この補佐官を、官房長官、副長官から事務局に至るまでの意思決定ラインから外した理由を総理にお伺いをいたします。

民主党は、首相補佐官を安全保障担当とするのではなく、ラインにおいて強力な指導力を発揮し、かつ外国のNSC補佐官の窓口として十分なランクになり得る安全保障・危機管理担当の副長官を新設することを提案をさせていた、いただきました。総理はいかがお考えでしょうか。

事態対処専門委員会を包含していることから分かるように、閣僚レベルのNSCは安全保障と危機管理の双方を対象とし、また現在の内閣官房事務レベルでは、安全保障と危機管理の両方を安全組織が担っていますが、政府案では、上も下も安全保障と危機管理を担当するの、その間にいる局長と危機管理監督がそれぞれの所掌を別個に担当することになっており、円滑で機動的に動ける

体制になっていないのではと危惧をしています。民主党案では、副長官の下に安全保障危機管理監督を新設し、その下にこれまでの安危組織の経験を生かせる形で安全保障組織と危機管理組織を並列させていますが、総理はこの提案をいかがお考えですか。

改正案では、現在の総理補佐官の最大五名という定員が増員されることなく、その中から安全保障を相当させることになっています。総理は、法律に基づかずとも、それぞれの補佐官に役割と責任を担わせる権限をお持ちです。実際、野田政権の下では、特定の補佐官が安全保障を担当し、総理にアドバイスを行っていました。状況に応じては、例えば大災害のような際には全員をその対処に振り向けることもできるという補佐官の柔軟性を阻害しかねないという危惧があります。あえて安全保障担当の補佐官を法定で置かなければならない理由を総理にお伺いします。

我が国の情報収集・分析体制及び能力については、これまでも様々な批判がありました。NSCが仮に有効に機能するとしても、効果的インテリジェンスがなければその機能は不全に終わります。平成二十年の官邸における情報機能の強化の方針はこの点への対処を取りまとめているますが、総理は、この目的が満足いく度合いまで達成され、十分に諸機関が情報を共有しているとお考えですか。

情報のNSCへの提言を確実にするため、會議が情報提供を各省に求めることができるから、議長の求めに従い、提供しなければならぬとの民主党の指摘は修正案に反映をされました。その一方で、効果的な戦略構築に向けた情報の提供、共有を十分なものにするためには、内閣情報官への

情報の集積が不可欠です。これを担保するために、民主党は、内閣情報官を所管し、かつ各省からの直接の情報ルート状況を把握し得る官房長官が各省の情報提供状況を報告する案を提案しています。総理はこの提案をどのようにお考えですか。

法案第十七条では、安全保障會議に提供された情報をNSC事務局が総合することになっていますが、戦略と情報の分離原則に従えば、提供された情報をNSC事務局が総合するのではなく、NSCより示された情報関心若しくは情報要求に従い内閣情報官が情報を総合し提供すべきと考えます。内閣官房において事務局の役割と内閣情報官の役割を明確にするべき、官房長官、いかがお考えですか。

さらに、民主党はNSCの議事録を残すことを提案しています。かつて野党時代に自民党の皆様は、重要な會議では議事録を残し後で検証するべきである、議事録すら残さないのは、作威しないのは政権の隠蔽体質を表現していると非難をしておられました。政権与党になった今こそその気概を示し、責任を果たされるべきではありませんか。もちろん我々は、NSCのような組織において自由闊達な議論を行う環境を整える重要性は十分に承知していますが、この点に配慮しつつも将来における検証を可能にするべきと考えますが、総理の見解をお伺いします。

内閣官房の安危組織は、現在においても厳しい人数的制限の中で、多発する災害や厳しい安全保障環境への対処を強いられています。官房長官、安全保障局が設置されても内閣官房安危組織で危機管理に対応する定数は一人も減らされないと理解してよろしいでしょうか。

民主党は、我が国を取り巻く安全保障環境に適切かつ機動的に対応するための日本版NSCは機能しなければ意味がなく、本法案が我が国の安全と国民の安心を確固たるものとするために真に有効なものでなければならないと考えています。総理及び官房長官におかれましては、この意味での本法案に対する議論の重要性をしっかりと受け止めていただき、真摯で丁寧な答弁を求め、私の質問とさせていただきます。

ありがとうございます。(拍手)

〔内閣総理大臣安倍晋三君登壇、拍手〕
○内閣総理大臣(安倍晋三君) 大野元裕議員にお答えをいたします。

国家安全保障会議の設置と中長期戦略についてお尋ねがありました。

我が国を取り巻く安全保障環境が一層厳しさを増している中、我が国は、国際協調主義に基づき、世界の平和と安定にこれまで以上に積極的に貢献する国になるべきとの積極的平和主義の考えの下、国家安全保障政策を機動的、戦略的に進めていくことが必要です。

そこで、外交・安全保障に関する諸課題につき、私を中心とした関係閣僚が平素から戦略的視点を持って審議を行い、政治が強力なリーダーシップを発揮していく環境を整備するため、国家安全保障会議を設置することとしました。

今回の法案提出の経緯についてお尋ねがありました。

第一次安倍内閣において提出した関連法案は、当時の様々な経緯から廃案に至りましたが、我が国を取り巻く安全保障環境が一層厳しさを増す中、官邸における外交・安全保障政策の司令塔機能を強化するため、国家安全保障会議の設置が必要

要不可欠と判断し、法案を提出したものであります。

国家安全保障会議が扱う範囲についてお尋ねがありました。

国家安全保障会議の審議事項は、従来の安全保障会議の国防に関する重要事項及び重大緊急事態への対処に関する重要事項から、より包括的な概念である我が国の安全保障に関する重要事項に改め、拡大することとしました。また、会議で扱う事項は、国の存立にかかわる国家レベルの安全保障であることを明確化するため、国家安全保障会議という用語を使用しています。

緊急事態大臣会合の議員についてお尋ねがありました。

緊急事態の態様は様々であり、関係する国務大臣も様々であるため、緊急事態大臣会合における議員は、内閣総理大臣及び内閣官房長官のほか、内閣総理大臣が事態の種類に応じてあらかじめ指定した国務大臣としています。緊急事態の種類に応じて、あらかじめ過不足なく関係閣僚を議員として指定し、迅速な対応を講じることができるようになっており、御指摘の国家公安委員長についてもこの中で指定していく考えです。

国家安全保障担当総理補佐官についてお尋ねがありました。

我が国を取り巻く安全保障環境が一層厳しさを増していることを踏まえ、国家安全保障担当総理補佐官を常設化することとしました。この総理補佐官は、私の直属のスタッフとして、命を受けて、国家安全保障に関する重要施策に関し、国家安全保障局長と常に緊密な連携を図りつつ、私に対して助言を行い、その判断を助ける重要な役割を担います。

民主党の副長官新設案に対する受け止めについてお尋ねがありました。

国家安全保障会議を支える事務組織には、国家安全保障政策の企画立案、総合政策に……(発言する者あり)

○議長(山崎正昭君) 答弁中です。御静粛に願います。

○内閣総理大臣(安倍晋三君)(続) 専従させる必要があるとの観点から、本法案では、内閣危機管理監とは別に国家安全保障局長を設置することとしました。これらの分野を専従で担当する副長官を別途置くことについては、官房長官らが危機管理と安全保障の両方を統括することで政治の強力なリーダーシップを発揮することとしており、必要ないと考えます。

安全保障組織と危機管理組織の在り方についてお尋ねがありました。

外交・安全保障政策の司令塔としての役割を果たす国家安全保障会議をしっかりと支えるためには、国家安全保障局に国家安全保障政策の企画立案、総合調整に専従させる必要があります。他方、政府における事態対処の機能については、これまで充実強化してきており、緊急事態に際しての事態対処は、危機管理に専従する内閣危機管理監を中心とする危機管理担当部局が引き続き行うべきです。このような観点から、国家安全保障局長と内閣危機管理監が連携して対応する体制が現在の我が国にとって最もふさわしいと考えております。

我が国の情報機能についてお尋ねがありました。

現在の情報コミュニケーションは、内閣直属の情報機関として内閣情報調査室が設置され、また、情報

報コミュニケーション各官庁が内閣の下に相互に緊密な連携を保ちつつ情報収集・分析活動に当たっており、十分に機能していると認識しております。引き続き、我が国の情報収集・集約・分析機能の一層の充実強化に取り組んでまいります。

情報の提供に関する民主党の提案についてお尋ねがありました。

御指摘のような仕組みをつくった場合、政策部門が情報部門の業務の取組状況を事実上評価する立場に立ち得ることから、いわゆる政策と情報の分離の原則に反することになりかねません。政策立案のために質の高い情報を集めるとの観点からも、このような仕組みを設けることは適切でないと考えます。

国家安全保障会議の議事録についてお尋ねがありました。

従来の安全保障会議においては、審議内容が機微であることや関係閣僚の関連な意見交換を確保する必要があること等から、議事録は作成していません。ただし、安全保障会議の審議の概要は、事後の官房長官会見において可能な限り公表してきたところであります。

国家安全保障会議の審議内容は機微な情報を含むので、公表の在り方や関連文書の作成及び取扱については、国家安全保障会議の性質等を十分に勘案しつつ、国の安全保障を損ねない形でしっかりと検討してまいります。

残余の質問につきましては、関係大臣から答弁させます。(拍手)

〔国務大臣菅義偉君登壇、拍手〕
○国務大臣(菅義偉君) 国家安全保障局の体制と世界各地の情勢把握についてお尋ねがありました。

国家安全保障局は、平素から、総理の意向を踏まえつつ、各省庁等から提出される情報を総合整理し、国家安全保障政策の企画立案、総合調整を行います。

国家安全保障局に期待される役割は、単独で世界各地の情勢をフォローすることだけでなく、各省庁等に対して情報関心を適時適切に伝達をし、各省庁等が行った情報の収集、分析の結果を基に政策を企画立案し、会議に提示していくことであります。国家安全保障局が各省庁等と緊密に連携し、政府を挙げて安全保障情勢をフォローする体制を構築することで、世界各地で不測の事態が発生した場合の政府の対応もより迅速、効果的なものになると考えます。

事態処理委員会の活性化と国家安全保障会議との関係についてお尋ねがありました。

緊急事態に際しては、事態の認定、対処に関する基本的な方針の策定などの重大な判断を極めて限られた時間的制約の中での確に行うことが必要であります。そのため、現行の安全保障会議の下には官房長官を長とする事態対処専門委員会が設置をされ、事態発生時に迅速かつ的確に対応できるように、平素から専門的な調査を行い、安全保障会議への進言を行うこととされております。過去八回開催された事態対処専門委員会は、そのような役割を果たすべく適時適切に開催をされてきたものと認識をいたしております。

事態対処委員会の機能は引き続き必要であると考えており、国家安全保障会議の下、必要に応じ事態対処専門委員会を適時適切に開催をしてまいります。

内閣情報官と役割分担についてお尋ねがありました。

国家安全保障局は、国家安全保障政策の企画立案、総合調整を行う機関であり、自らがインテリジェンス収集等を行う情報機関ではなく、内閣情報官は、情報を収集するとともに、政府が保有をするあらゆる情報手段を活用した総合的な分析の成果を政策部門に提供をします。

国家安全保障局の設置により内閣情報官の役割は変わることなく、役割が重複することはありません。引き続き、政策と情報の分離の原則に基づきつつ、政策部門と情報部門の有機的な連接の強化に努めてまいります。

国家安全保障局設置後の危機管理に対応する定数についてお尋ねがありました。

国家安全保障局は、国家安全保障に関する外交政策及び防衛政策等に関する企画立案、総合調整を行うものであり、危機管理に係る事態対処を行う組織ではありません。緊急事態に際しての事態対処は、国家安全保障局が設置された後も、これまで同様、内閣危機管理監を中心とする危機管理担当部局が担うことに変更はなく、その体制を維持し、必要に応じて拡充をしてまいります。

以上であります。(拍手)

○議長(山崎正昭君) たいだいま理事が協議中でございます。しばらくお待ちください。

○議長(山崎正昭君) たいだいま理事が協議中でございます。しばらくお待ちください。

○議長(山崎正昭君) たいだいま理事が協議中でございます。しばらくお待ちください。

○議長(山崎正昭君) たいだいま理事が協議中でございます。しばらくお待ちください。

○議長(山崎正昭君) たいだいま理事が協議中でございます。しばらくお待ちください。

○議長(山崎正昭君) たいだいま理事が協議中でございます。しばらくお待ちください。

○議長(山崎正昭君) たいだいま理事が協議中でございます。しばらくお待ちください。

○議長(山崎正昭君) たいだいま理事が協議中でございます。しばらくお待ちください。

○議長(山崎正昭君) たいだいま理事が協議中でございます。しばらくお待ちください。

○議長(山崎正昭君) たいだいま理事が協議中でございます。しばらくお待ちください。

○議長(山崎正昭君) たいだいま理事が協議中でございます。しばらくお待ちください。

○議長(山崎正昭君) たいだいま理事が協議中でございます。しばらくお待ちください。

○議長(山崎正昭君) たいだいま理事が協議中でございます。しばらくお待ちください。

○議長(山崎正昭君) たいだいま理事が協議中でございます。しばらくお待ちください。

○議長(山崎正昭君) たいだいま理事が協議中でございます。しばらくお待ちください。

○議長(山崎正昭君) たいだいま理事が協議中でございます。しばらくお待ちください。

て、日々刻々と変化する情勢に機動的かつ効率的に対応するためには、外務省、防衛省、警察といった省庁の縦割りを排し、総理を中心とする関係大臣が日常的に外交・安全保障に関する諸課題を戦略的に議論できる環境をつくることは極めて重要であります。

また、二年八か月前の東日本大震災への対応には、迅速な災害復旧のために大規模の自衛隊を投入し、原発事故対応という深刻な緊急事態が発生、我が国の安全保障の根幹にも影響する状況であつたことなどに照らして、日常的にこうした大規模自然災害への備えを含む緊急事態への対応についても、総理をトップとする関係省庁間の連携を強化しておくことの重要性は言うまでもありません。

今般の法改正により、これまでの安全保障会議が改組され、四大臣会合、九大臣会合、緊急事態大臣会合といった、状況に応じ柔軟に対応できる三形態の会議が創設され、官邸の司令塔機能と関係各省間の連携が強化されることは、こうした環境整備に資するものであり、評価したいと思えます。

平成十九年、第一次安倍内閣により同趣旨の法案が国会に提出されたものの、その後のねじれ国会という政治の混乱の中で廃案となり、またその後、民主党政権下でも本件の検討がなされたものの、結論が出ませんでした。前回の法案提出から六年たった今、ようやくこゝ参議院本会議で審議される運びとなつたことは、政治の安定を求め、この夏の参議院選挙においてねじれを解消してくださつた国民の皆様のお期待におこたえする、まさに象徴的な事案ではないでしょうか。改めて総理より、国家安全保障会議の設立の重要性と必要

性を含め、本法案の成立に向けた御決意を伺います。

今回設置されることになる国家安全保障会議は、これまでの安全保障会議が形骸化してきたことへの反省も踏まえ、より機動的に外交・防衛政策について議論できるようにするものです。四大臣会合は二週間に一度ぐらいの頻度での開催を想定しているようですが、実施の頻度や案件は、専ら時の総理や内閣の関心によって左右される可能性があります。今後、どの内閣においてもこの会議を形骸化させることなく機能的に運用できるよう、何らかの制度上の仕組みを設けることを検討すべきではないでしょうか、総理の御所見を伺います。

九大臣会合は、国防の基本方針や防衛大綱など、国防に関する重要事項を審議する現行の安保会議の役割を引き継ぐとされ、文民統制機能、シビリアンコントロールを維持するとされております。文民統制とは、言うまでもなく、軍事に対する政治優先又は民主主義的統制のことであり、主権者である国民が、選挙により選出された国民の代表を通じて軍事に対し最終的判斷、決定権を持つという極めて重要な基本原則であります。今般、この文民統制機能を九大臣会合に引き継がせ、維持することとした意義について、総理の御認識を確認いたします。

今回の法案に対する衆議院における修正により、内閣官房長官及び関係行政機関の長は、議長求めに応じて、会議に対し、資料、情報の提供及び説明その他必要な協力を行わなければならないこととされております。これら各省からの資料や情報は会議の事務を担う国家安全保障局において集約されることとなりますが、これまで情報の

集約機能を担ってきた内閣情報調査室との役割分担は明確なのでしょうか。屋上屋を重ねることに
ならないのか、政策と情報の分離原則を踏まえ
て、有機的に両者が機能するよう取組を求めたい
と思いますが、官房長官の御所見を伺います。

今後の会議の取り仕切りを始め、国家安全保障
局長の役割が極めて重要であります。しかし同時
に、常設化される国家安全保障担当総理補佐官と
の役割分担が不明確ではないかとの指摘がありま
す。例えば、米国NSCを統括するのは安全保障
担当大統領補佐官ですが、こうした諸外国のNS
C責任者のカウンターパートなど、緊急時の対応
を想定すれば、あらかじめ役割を明確にしておく
べきではないでしょうか。両者の役割分担につい
ての総理の御所見を伺います。

国家安全保障局の職員人事においては、多様な
バックグラウンドと専門性を持つ優秀な人材をそ
の時々国際情勢の変化に合わせて柔軟に確保す
るよう努めるべきと考えます。また、その際
は、政府関係省庁のみならず、民間からも幅広く
登用されるよう門戸を広げるべきと考えますが、
この点について官房長官の御所見を伺います。

中央省庁等改革基本法第九条二項は、「内閣官
房の組織については、その時々々の政策課題に応
じ、柔軟かつ弾力的な運営が可能な仕組みとす
る」とされており、これまでは固定的な組織を設
置せず、三人の官房長官補を弾力的に運用してき
た経緯があります。今回、内閣官房に初めて局が
設置されることとなります。また、先日閣議決定
された公務員制度改革関連法案においても内閣人
事局の設置が規定されております。

今後の内閣官房の組織の在り方についてどのよ
うにお考えか、前述の法文との整合性を含め、官

房長官の御所見を伺います。

今般の国家安全保障会議の設立が、我が国の平
和と安定のみならず、地域全体の安定に寄与する
ものでなくてはならないことは言うまでもありま
せん。その観点から、中国、韓国を始め近隣諸国
の理解を得る努力を引き続き精力的に行うべきと
考えますが、どのように具体的な努力を行うの
か、外務大臣の御所見を伺います。

先日、核兵器の人道的結末に関する共同ステー
トメントに日本が参加し、また、国連総会第一委
員会に我が国が起草した核軍縮決議案にも核兵器
の人道的結末に関する文言が入り、百か国を超え
る共同提案国により提出、圧倒的多数の賛成を得
て採択されたことについて、政府の努力を高く評
価します。

我が国の安全保障を確保するためにも、北朝鮮
の核開発を断固阻止しつつ、今後、核兵器のない
世界の実現に向け、更に積極的に取り組むべきと
考えますが、外務大臣の御所見を伺います。

以上、我が国の安全保障などに関し、幾つか質
問をさせていただきます。

私も公明党は、現在、政府の外交政策を補完
しつつ、政党・議員外交を積極的に展開しており
ます。本年一月には山口代表が訪中し、習近平総
書記と会談、また、去る九月には公明党の若手青
年国会議員団が訪中し、現下の厳しい二国間関係
の改善に努めてまいりました。また、その直後
は山口代表を団長とする訪米団がニューヨークと
ワシントンを訪問し、潘基文国連事務総長を始め
とする国連関係者及び米国政府幹部と精力的に会
談を行うとともに、アジアの平和と安定に関する
講演を行い、国際社会に対して、連立与党の枠組
みにより安定的な外交を推進する日本政府の努力
を説明いたしました。シリア情勢についても、公

明党として現地情勢を把握するため、近隣諸国で
の調査を行い、現状を踏まえた政府への提言も取
りまとめたところです。

安倍総理は、積極的平和主義を提唱しておられ
ます。我が国を取り巻く昨今の厳しい国際環境改
善のためにも、関係諸国との連携強化、近隣諸国
との関係改善努力の継続を通じて地域の平和と安
定の実現を図るとともに、国際社会における諸課
題に日本が外交的役割をしっかりと果たすことが
重要です。

今般創設される国家安全保障会議が、こうした
日本の外交機能強化と地域の平和と安定に最大の
役割を果たすことを御期待申し上げて、私の質問
を終わります。

御清聴ありがとうございました。(拍手)

〔内閣総理大臣安倍晋三君登壇、拍手〕
○内閣総理大臣(安倍晋三君) 石川博崇議員にお
答えをいたします。

国家安全保障会議の創設の意義についてお尋ね
がありました。

北朝鮮による核・弾道ミサイル開発の脅威、中
国の透明性を欠いた軍事力の増強や我が国周辺海
空域における活動の急速な拡大、活発化といった
懸念事項を始め、我が国を取り巻く安全保障環境
は一層厳しさを増しています。

こうした中で、我が国としては、政治が強力な
リーダーシップを発揮をし、機動的、戦略的に国
家安全保障政策を進めていくことが必要であり、
その環境整備として国家安全保障会議を設置する
ことが不可欠であると考えています。本法案を速
やかに成立させていただきましますよう、各党各会派
の御理解と御協力をお願い申し上げます。

国家安全保障会議の運用についてお尋ねがあり
ました。

国家安全保障会議は、外交・安全保障に関する
諸課題につき、四大臣会合を中核として、政治が
強力なリーダーシップを発揮をし、政府として国
家安全保障政策を機動的、戦略的に進めていくた
めに創設するものであります。この趣旨にのつと
り、いかなる内閣においても、外交・防衛政策の
司令塔として国家安全保障会議を効果的に機能さ
せていくものと考えていますが、私は、会議を創
設した内閣総理大臣として、後の規範となるよう
責任を持ってこれを運用してまいります。

九大臣会合の文民統制機能についてお尋ねがあ
りました。

これまでの安全保障会議は、九大臣が国防に関
する重要事項について審議を行うことによつてそ
の文民統制機能を果たしてきました。国家安全保
障会議設置後も安全保障会議の文民統制機能の重
要性は何ら変わりはないため、引き続き、防衛大
綱、武力攻撃事態等及び周辺事態への対処等の国
防に関する重要事項については、九大臣会合で審
議を行うこととしております。

国家安全保障担当補佐官と国家安全保障局長の
役割分担についてお尋ねがありました。

私のスタッフとして、国家安全保障会議に出席す
るなどして、国家安全保障会議に関する重要施策
に関し、私に対し助言を行い、その判断を助ける
重要な役割を担うこととなります。一方、国家安
全保障局長は、国家安全保障会議を支える事務局
の責任者として、各国NSC事務局の責任者と平
素から緊密な意思疎通を行うなどして、国家安
全保障政策を担うラインとしての役割を果たすこ
ととなります。

残余の質問につきましては、関係大臣から答弁
させます。(拍手)

〔国務大臣菅義偉君登壇、拍手〕

○国務大臣(菅義偉君) 国家安全保障局と内閣情報調査室との役割分担についてお尋ねがありました。

国家安全保障局は、国家安全保障政策の企画立案、総合調整を行う機関であり、自らがインテリジェンスの集約等を行う情報機関ではなく、内閣情報官は、情報を収集するとともに、政府が保有するあらゆる情報手段を活用した総合的な分析の成果を政策部門に提供してまいります。国家安全保障局の設置により、内閣情報官の役割が変わることはなく、役割が重複することはありません。引き続き、政策と情報の分離の原則に基づき、政策部門と情報部門の有機的な連結の強化に努めてまいります。

国家安全保障局の職員人事についてお尋ねがありました。

国家安全保障局には多様なバックグラウンドを持った優秀な人材を集め、強力な政治リーダーシップの下に、省庁の縦割りを排し、まさに国益の観点から業務を遂行し得る強力なチームをつくり上げる考えであります。民間からの登用についても、有識者会議において、民間人からも有能な人材を登用すべきの指摘があったことなどを踏まえ、人材の確保、育成の在り方を含め、その専門的知見を幅広く活用することができるよう検討してまいります。

内閣官房の組織についてのお尋ねがありました。

内閣官房は、内閣及び内閣総理大臣を直接に補佐する機関であり、その機能の強化の観点から、内閣官房が恒常的に担う事務について局を置くことは内閣法上可能であり、国家安全保障局や内閣

人事局の設置は必要不可欠であると考えております。

他方で、その時々々の府省横断的な政策課題については、御指摘の基本法を踏まえ、引き続き、三人の官房副長官補を弾力的に活用するなどにより、機動的、柔軟に対応するように努めてまいります。(拍手)

〔国務大臣岸田文雄君登壇、拍手〕

○国務大臣(岸田文雄君) まず、近隣諸国の理解を得るための努力についてお尋ねがありました。

安倍総理及び私は、積極的平和主義の立場から、世界の平和と安定にこれまで以上に積極的に関与していくとの考えについて、国連総会での一般討論演説を始め、多くの機会をとらえて国際社会に発信してまいりました。また、外国訪問などに際して、各国の要人に直接説明し、実際多くの支持と期待の表明を受けております。

国家安全保障会議の設立とともに、現在、我が国で初めてとなる国家安全保障戦略の策定作業を進めているところですが、この戦略を示すことにより、我が国の国家安全保障の目標あるいは基本理念等を、近隣諸国を含めて、より明確に国内外に発信していきたいと考えております。

次に、北朝鮮の核開発を阻止しつつ、核兵器のない世界の実現に向け更に積極的に取り組むべきとのお尋ねがありました。

御指摘の北朝鮮の核問題については、関係国と緊密に連携しながら、引き続き、六者会合共同声明や関連する安保理決議の遵守を北朝鮮に対して強く求めていく考えです。

また、我が国は唯一の戦争被爆国として、核兵器使用の悲惨さを最もよく知る国であり、核兵器のない世界を目指すことは我が国の道義的責務で

す。御指摘の北朝鮮の核問題や核テロを始め、多様化する核リスクに対処する観点からも、核兵器のない世界に向け、国際的な核軍縮の取組を主導していくことが重要であると考えております。

来年四月には、我が国が主導する軍縮・不拡散イニシアティブの外相会合が広島で開催される予定であります。こうした核兵器使用の悲惨さを国と世代を超えて語り継いでいく取組等を通じ、核兵器のない世界の実現に向け、引き続き国際社会の取組を主導してまいります。被爆地出身の外務大臣として、核軍縮決議の提出を始め、現実的かつ漸進的な核軍縮アプローチを通じ、具体的な結果を出していく考えであります。(拍手)

○議長(山崎正昭君) 井上義行君。

〔井上義行君登壇、拍手〕

○井上義行君 みんなの党の井上義行です。

ただいま議題となりました安全保障会議設置法等の一部を改正する法律案について、みんなの党を代表して質問をいたします。

今回、このように安倍総理と言わば師弟対決が実現したことには大変感激をいたしております。

今回の法案は、安倍総理が長い間官邸で体験し、経験の中で安全保障会議が形骸化されていることに疑問を持ち、企画したものとして認識しております。私は、第一次安倍内閣において総理大臣秘書官として本法案の作成に参画をし、その重要性は誰よりも十分理解しております。

そこで、改めて総理の本法案に対する思い入れ、御認識をお伺いさせていただきたいと思っております。

私と総理が官邸に在る間、イラク戦争、同時多発テロが起こり、また、北朝鮮による不審船事

案、核実験、ミサイル発射など様々な緊急事態が起こりました。我が国では、尖閣列島を始め、領土、領海を脅かす事案が発生しております。また、世界を見渡せば、依然として北朝鮮、イランの核開発問題、中東のテロ、人権弾圧による内乱が発生しています。このような事態に対し、日本への様々な影響、外交・防衛の役割を日ごろから定期的にシミュレーションしておくことは、国家としては当たり前のことであります。

しかし、日本はこれまで国家としてシミュレーションすることを避けてきました。今の平時だからこそ必要なのです。平時だからこそ、冷静な環境の中でシミュレーションができ、情報を収集、分析し、それを共有するとともに、あらゆる重要事態に対しシミュレーションができると思えます。感情的な議論を避けなければなりません。縦割りのシミュレーションでは、事態が発生した際、混乱します。

今回の国家安全保障会議、国家安全保障局の設置により、総理が意図したように機能するかどうか、日ごろの事案に対し定期的に情報を収集し、検討していく組織になるかは、組織構成及び運用次第だと考えます。現在の形骸化、形式的議論は絶対に避けなければなりません。

そこで、あえて総理に御助言を申し上げさせていただきます。一つは、法案の中に定められている幹事会の存在です。幹事会の設置によって、各関係省庁が集まり、各省庁の定期的な報告に終わってしまうのではないかと危惧しております。

そこで、総理に伺います。今回の幹事会の設置、運用については、総理や国家安全保障局のコントロールの下に幹事会を置くべきだと考えます

が、総理の御認識をお伺いします。

次に、人事の運用について伺います。

国家安全保障局がその機能を効果的に運用するには、スタッフの知識、適性はもちろん、経験も必要です。スタッフはある程度人事を固定する必要があると考えます。スタッフは衆議院の答弁では民間人を含め六十人体制としておりますが、主力は防衛省、外務省などの出向者によるもので、彼らは一般的には二年から三年で親元省庁に戻るようなケースが多い。このような短い期間では、総理よりも経験が浅く、組織としては機能しないのではないかと考えます。

過去に総理のつぶやいた言葉を思い出します。緊急事態があるたびに同じようなことを反省し、議論していると。その経験を持つ総理だからこそ、最低でも五年間は国家安全保障局にとどまり、継続的な業務を遂行することが重要と考えておられるのではないかと推測いたします。二年間という短い任務で総理のお考えを果たせるのか、甚だ疑問を感じます。

そこで、体制も含め、スタッフの任期について総理のお考えをお聞かせください。

次に、国家安全保障局と国家安全保障担当総理補佐官の任務及びその勤務場所についてお伺いたします。

私は、新設される国家安全保障局が機能するためにも、その局長は、内閣官房の中で内閣官房長官及び内閣官房副長官の下で執務をし、常に、総理、内閣が何を考え、どのようなことに関心を持っているかを常に肌で感じることが重要ではないかと思えます。

そこで、安全保障局長には総理のスタッフとして常設される総理補佐官が兼務し、執務室も総理

官邸の中に配置するべきだと考えますが、総理のお考えをお伺いします。

次に、国家としての継承と検証についてお伺いたします。

法律には記載されていませんが、四大臣会合などの経緯メモは何らかの形で残す必要があると思えます。例えば、そのときの情報や根拠が変更されたとき、時代の変化に伴い政策の見直しをするなど、議論の前提として検証する上でも、国家として後世に残すためにも必要ではないでしょうか。その記録の在り方、内容の検証の仕方をお聞かせください。

最後に、シミュレーションの実効性について伺います。

今回の四大臣会合の中で、日常的に様々な事態シミュレーションを考えていると思えます。私は、政府が想定しているシミュレーションのほか、例えば、核ミサイルが東京に撃たれたときの状況や、北朝鮮にいる拉致被害者の救出、あるいは、大災害が発生したタイミングで大規模なテロ事件や他国による重大緊急事態が同時に発生するなど複合事態が考えられます。こうした様々なシミュレーションが机上の空論に終わってしまつては何にもなりません。まさに逆算方程式が必要で

そこで、是非、シミュレーションに応じた実践可能なシミュレーションや訓練を通じ、実行できる力を検証する必要があると考えます。その上で、必要なら予算、法律の見直し、あるいは憲法の見直しまで考えているのか、総理のお考えをお伺いします。

是非、国家の存亡や国民の生命、財産の安全に直結しかねない危機に対処するためにも、この組

織の機能を形骸化させることなく、しっかりと運用を構築し、国民の生命、財産がしっかりと守ることができる安全保障体制の構築、国益を追求する外交戦略を確立していただくようお願いし、私の質問とします。

ありがとうございます。(拍手)

〔内閣総理大臣安倍晋三君登壇、拍手〕

○内閣総理大臣(安倍晋三君) 井上義行議員にお答えをいたします。

国家安全保障会議の幹事についてお尋ねがありました。

国家安全保障会議の審議を実質的かつ効果的なものとするため、本法案では、各省庁等の幹部を幹事に任命し、省庁横断で国家安全保障会議を補佐する体制を構築することとしています。

幹事会の運用に際しては、私の意向を十分に踏まえた国家安全保障局長の主宰の下、テーマごとに定期的に会合を開催することなどにより、国家安全保障に関し各省庁がしっかりと連携するようにしてまいります。

国家安全保障局の職員の人事と体制についてお尋ねがありました。

国家安全保障局には多様なバックグラウンドを持った優秀な人材を集め、政治の強力なリーダーシップの下、機動的な政策立案を行い得るチームとなるよう、職員の配置や任期の在り方について今後検討してまいります。

国家安全保障局長と国家安全保障担当総理補佐官の兼務及び勤務場所についてお尋ねがありました。

制度上、国家安全保障担当総理補佐官が国会議員でない場合には国家安全保障局長と兼務させることができますが、兼務の是非は、具体的な人事

にかかわることですので、その時々の内閣総理大臣の判断によるものであります。両者は共に国家安全保障に関し私を支える重要な責務を担う者であり、その勤務場所については、私や官房長官の執務室との近接性を十分に考慮する必要があると考えます。

国家安全保障会議における記録の在り方、内容の検証の仕方についてお尋ねがありました。

従来の安全保障会議においては、審議内容が機微であることや関係閣僚の関連な意見交換を確保する必要があること等から、議事録は作成していません。ただし、安全保障会議の審議の概要は、事後の官房長官会見において可能な限り公表してきたところであります。

国家安全保障会議の審議内容は機微な情報も含むので、公表の在り方や関連文書の作成及び取扱については、国家安全保障会議の性質等を十分に勘案しつつ、国の安全保障を損ねない形でしっかりと検討してまいります。

四大臣会合におけるシミュレーション等についてお尋ねがありました。

四大臣会合においては、各省庁から提供を受けた情報を基に、時々の安全保障情勢に応じて外交・安全保障上の諸課題につき審議することとなります。具体的にどのようなやり方で審議を行っていくかについては、御指摘のシミュレーションも含め、しっかりと検討し、審議の成果が具体的な政策立案に適切に反映されるようにしてまいります。

国家安全保障会議の運用に向けた決意についてお尋ねがありました。

国家安全保障会議の設置の意義は、内閣総理大臣を中心とする関係閣僚が平素から戦略的観点を

持つて審議を行い、政治が強力なりーダーシップを発揮をし、政府として国家安全保障政策を機動的、戦略的に進めていくための環境を整備することにあります。

私は、我が国を取り巻く安全保障環境が厳しさを増す現実を直視し、我が国及び国民の安全を確保するため、国家安全保障會議を創設した内閣総理大臣として、後の規範となるよう責任を持つてこれを運用してまいります。

以上であります。(拍手)

○議長(山崎正昭君) 井上哲士君。

(井上哲士君登壇、拍手)

○井上哲士君 日本共産党の井上哲士です。

私は、会派を代表して、安全保障會議設置法等の一部を改正する法案について総理に質問します。

本法案は、現行の安全保障會議に代えて日本版の国家安全保障會議、NSCを設置するものであります。重大なことは、安倍総理が本法案と一体で特定秘密保護法案を提出し、集団的自衛権の行使への憲法解釈の変更を強引に進めていることとあります。これらは、歴代の内閣が企てても国民の強い反対に遭い断念をするか、踏み切ることができなかったものです。その根底には憲法の平和主義とそれを支持する主権者国民の世論がありました。戦後の憲法下の日本の歩みを覆すことになりかねないようなことをなぜ次々と行おうとするのですか。改憲のために憲法と相入れない実績を積み上げることで外堀を埋めようということですか。お答えください。

NSCは、司令塔として国家安全保障戦略を策定することになります。その検討をしている安全保障と防衛力に関する懇談会の議論では、日米同盟の強化が強調されています。これまでも、日米安保体制の下で、米国の描く戦略に沿う形で日本の政策決定が行われてきました。テロ対策やイラク戦争への対応でもそうです。米国の文書に脅威と出れば、防衛白書を始め日本政府の文書でも脅威となり、米軍が対処のために軍事作戦を行うこととなれば、特別の法律を作つて自衛隊が海外へ出て軍事協力を行つてきました。現在も日米で共通の戦略目標を決めています。政策決定過程において米国の同じ機構を設ければ、政策決定における対米追従が一層強化されることになるのではないのでしょうか。

米国の軍事戦略に合わせた自衛隊の活動の拡大はこの間大きく進み、現実には海外に基地を持つことに踏み込んでいます。海賊対処を理由として活動拠点を置いたはずのジブチについては、邦人輸送に目的を拡大して拠点を拡充を図るためにジブチ政府との交渉に入ると報じられました。米軍のグアム基地の増強計画に関連して、米国領テニアン島に自衛隊が使用する訓練場を造ることで米国と検討に入っています。ジブチ政府との交渉、米国の検討はどのように進んでいるのですか。

さらに、防衛力の在り方検討に関する中間報告では、海外における拠点の中長期的な在り方について検討を行うことを明記しています。日本の防衛という目的を大きく超えて、自衛隊を海外に基地を持つ軍隊につくり替えるつもりですか。答弁を求めます。

総理は、十月の自衛隊観閲式で、平素は訓練さえしていればよいとか、防衛力はその存在だけで抑止力になるという従来の発想は、この際、完全に捨て去つてもらわねばならない、力による現状変更は許さないとこの確固たる国家意思を示すと述

べました。一体自衛隊員に何を求めたのか。専守防衛はもう捨て去るということですか。

安全保障と防衛力に関する懇談会の北岡座長は、総理の言う積極的平和主義について、マスコミのインタビュで、平和を守るためには社会の安定に警察官が必要なのと同じで、一定の防衛力が必要、積極的というのはそういう意味ですと述べています。つまり、積極的平和主義とは、世界の警察官とも呼ばれるアメリカに追随しながら、力によつて他国を押さえ付けるということではありませんか。

さらに総理は、三月の予算委員会でも、軍事力に関して、彼我の差を大きくすることによつて抑止力がぐんと効きますから、結果としてその地域の平和と安定はしっかり守られると答弁をされております。軍事力の差が大きくなればそれだけ平和が守られるというのは、際限なき軍拡をもたらし論理ではありませんか。

防衛力の在り方検討に関する中間報告には、武器輸出三原則の見直しが明記されました。三原則にはこれまで様々な例外措置で抜け穴がつくられてきましたが、どこをどう見直すというのですか。全面的に形骸化するものではありませんか。

武器輸出三原則は、単なる政府方針ではありません。この参議院の本会議場で一九八一年、憲法の平和主義にのっとり、国際紛争を助長しないために一切の武器や武器技術の輸出をしないということを全会一致で決議し、衆議院の決議とともに内外に宣言をしたものです。自民党政府も繰り返し国是だと答弁をしてきました。それをなぜ一内閣の判断で覆すことが許されるのでしょうか。

しかも、防衛産業について、防衛省は初めて国際競争力の強化を掲げました。今年一月の防衛産

業の会合で、当時の経産副大臣は、防衛産業が成長戦略の一丁目一番地になるくらい思いで取り組むとまで述べています。防衛産業の要求にこたえて、武器輸出で成長する国になるというものではありませんか。憲法の平和の理念とは全く相入れないではありませんか。

NSCで米国の情報の共有を緊密にするとしています。しかし、やるべきことはイラク戦争への対応の検証です。

米国の二〇〇三年の開戦前、国連において武力行使への支持を思うように得られず、イラクの大量破壊兵器保有の証拠として、捏造した情報を安保理に持ち出しました。当時の日本の国連大使は安保理で、イラクに説明責任を迫る論拠の一つにこの情報を挙げ、演説を行いました。

衆議院の予算委員会では当時の外務大臣が、具体性があり十分に信頼に足る、同盟国のアメリカの情報で、同盟国と信頼関係にあることが我が国の考え方の一歩の基本だと言つて、米国の情報をうのみにする姿勢を示し、翌月の国連憲章違反のイラク戦争の開戦に当たっては、いち早くこれを支持しました。

日本の国際的立場は大きく損なわれました。同盟国との信頼関係が一番の基本として、米国の一方的情報をうのみにして間違いを犯したことをどう検証をされているのですか。

日本が信頼関係にあるとするアメリカが一体何を行っているのか。アメリカの国家安全保障局がメルケル・ドイツ首相の携帯電話を傍受するなど、世界各国で違法なスパイ活動を行つていたことが大問題になっています。ワシントンの日本大使館なども通信傍受の対象になっていたことも明らかになりました。政府は、こうした日本への違

法な盗聴スパイ活動に抗議をしたのですか。アメリカに徹底した事実解明を求めるべきではありませんか。明確にお答えください。

民主主義の国の根幹は、国民に情報が公開されていることであり、知る権利の保障です。安全保障を含む国の政策の決定過程は、主権者である国民に公開されなければなりません。新たにつくられるNSCにはこれが及ぶのでしょうか。本法案と一体となって成立が狙われている特定秘密保護法との組合せで、安全保障上秘匿すべき情報が含まれると理由を付けられて重要な政策決定過程の情報が隠されることとなるではありませんか。

本法案は、秘密保護法の制定、解釈変更による集団的自衛権の行使容認の狙いと一体となって、日本を海外で戦争する国へ重大な一歩を踏み出すとするものにほかなりません。憲法の基本理念を根底から踏みしめる本法案は廃案にすべきである、そのことを強く主張いたします。質問を終わります。(拍手)

〔内閣総理大臣安倍晋三君登壇、拍手〕

○内閣総理大臣(安倍晋三君) 井上哲士議員にお答えをいたします。

国家安全保障会議の創設、特定秘密保護法の制定及び集団的自衛権に係る検討についてお尋ねがありました。

我が国を取り巻く安全保障環境が一層厳しさを増している中、国家安全保障会議の設置は、官邸における外交・安全保障政策の司令塔機能を強化するために必要不可欠です。また、国家安全保障会議の審議をより効果的に行うためには、秘密保全に関する法制を整備されていることが重要であると考えています。集団的自衛権等の問題については、政府としては、まずは安全保障の法的基盤の再構築に関する懇談会における議論を待ちたい

と考えています。

我が国の国家安全保障会議と米国のNSCの関係についてお尋ねがありました。

今般の法案作成に当たっては、米国の制度と諸外国の制度を参考にしつつも、我が国の政治、行政の制度に当たって、我が国独自の国家安全保障会議を制度設計したものであり、必ずしも米国の機構をモデルとしたものではなく、対米従属といった御指摘は当たりません。

自衛隊のジブチ拠点の活用についてのジブチ政府との交渉及び自衛隊の海外拠点の中長期的な在り方についてお尋ねがありました。

自衛隊の海外拠点に関しては、本年七月に防衛省が取りまとめた防衛力の在り方検討に関する中間報告において、国際平和協力活動を柔軟に実施するため、既存の拠点の活用を含め、海外における拠点の中長期的な在り方について検討を行うとされているところです。御指摘のようなジブチ拠点の活用についてはジブチ政府と具体的な交渉を開始しているとの事実はありません。

いづれにせよ、自衛隊の海外拠点は、国際平和協力活動を含め、あくまでも、自衛隊法等に基づき、自衛隊に認められた任務遂行に必要な範囲内で設けられるものであります。

米海兵隊のグアム移転に関する訓練場の整備についてのお尋ねがありました。

沖縄の負担軽減のため、米海兵隊がグアムに移転することに伴い、移転部隊の即応性を維持するため、グアム及び北マリアナ諸島連邦に米海兵隊の訓練場を整備することとしています。本訓練場の整備は、沖縄からの米海兵隊の移転の早期実現を促進するとともに、自衛隊が共同使用することを踏まえ、先月の2プラス2において我が国も一部費用負担することで米側と合意したところであ

り、具体的な事業については今後日米間で協議しながら進めてまいります。

自衛隊中央観閲式における私の訓示についてお尋ねがありました。

御指摘の訓示は、我が国を取り巻く安全保障環境が一層厳しさを増す中、国民の生命と財産、我が国の領土、領海、領空を断固として守り抜き、世界の平和と安定に寄与するため、平素から、警戒監視、情報収集などの様々な活動、二国間、多国間の演習や平和協力活動といった実際の任務を行っていくことが重要である旨を申し述べたものです。これら自衛隊の任務は当然、専守防衛の範囲内で行われるものです。

積極的平和主義についてお尋ねがありました。近年、我が国を取り巻く安全保障環境は一層厳しさを増しており、大量破壊兵器や弾道ミサイルの脅威は深刻度を増しています。また、サイバー攻撃のような国境を越える新しい脅威も増大をしています。このような状況の下では、もはや我が国のみでは我が国の平和を守ることはできません。我が国の平和を守るためには、地域や世界の平和と安定を確保していくことが必要です。

このような認識の下に、私は、我が国が国際協調主義に基づき、世界の平和と安定にこれまで以上に積極的に貢献する国になるべきとの考えを積極的平和主義として掲げました。御指摘のような、力によつて他国を押さえ付けるといふことではありません。

私の抑止力に関する答弁が際限なき軍拡をもたらし論理ではないかとのお尋ねがありました。

私の答弁は、我が国を取り巻く安全保障環境や軍事技術動向が変化の中で、F35のように、自衛隊の装備品の質を向上させることが我が国への侵略を未然に防止し、ひいては我が国周辺の地域

の平和と安定につながるという趣旨を述べたものであり、際限なき軍拡をもたらすといった御指摘は当たらないものと考えています。

武器輸出三原則についてお尋ねがありました。

今日では、F35の部品等を世界規模で融通し合う国際的な後方支援システムへの参加など、武器輸出をめぐる新たな状況が生じてきています。このように新たな状況が現に生じていることから、武器輸出三原則等の運用の現状が近年の安全保障環境等に適合するものであるかを検証し、国連憲章を遵守するとの平和国家としての基本理念は維持しつつ、必要な検討を行ってまいります。

防衛産業の国際競争力の強化と憲法の平和の理念についてのお尋ねがありました。

昨今の厳しい財政事情や、防衛装備品が高度化、複雑化している現状、グローバルな防衛産業の再編等による海外企業の競争力の向上といった状況を踏まえると、我が国の防衛生産、技術基盤の維持強化を図っていく必要があると考えられますが、武器輸出によつて経済成長を図るということとは考えていません。また、政府としては、国連憲章を遵守するとの平和国家としての基本理念を維持していく考えであり、憲法の平和の理念と相入れないとの御指摘は当たりません。

イラク戦争の検証についてのお尋ねがありました。

二〇〇三年のイラク戦争に関する我が国の対応については、前政権下で外務省が検証を行い、昨年十二月にその結果を発表しました。

我が国が武力行使を支持するに至った当時、査察への協力を通じて大量破壊兵器の廃棄を自ら証明する立場にあったイラクが、査察受入れを求める安保理決議に違反し続け、大量破壊兵器が存在しないことを自ら証明しなかったことが問題の核

万国郵便連合一般規則(二十二年のドーハ大会議において改正され、及び採択されたもの)及び万国郵便条約の締結について承認を求めるの件外二件

心であつたと考えます。他方、事後的に言えば、イラクの大量破壊兵器が確認できなかったとの事実については、厳肅に受け止める必要があると考えています。

このような認識も踏まえながら、引き続き、情報収集・分析能力の強化にしっかりと取り組んでいきたいと考えています。

米国家安全保障局による通信記録の収集問題についてのお尋ねがありました。

米国家安全保障局による通信記録の収集問題については、日米間でしかるべく意思疎通してきており、最近の一連の状況も踏まえ、一層緊密に意思疎通するよう米側に申し入れていきます。他方、事柄の性格上、詳細についてお答えすることは差し控えます。

いずれにせよ、政府としては、これまでもしくはなるべく情報保全のための対応を取ってきており、引き続き情報保全に万全を期す考えであります。米国家安全保障局に関する情報の公開についてお尋ねがありました。

米国家安全保障局の審議内容や米国家安全保障局で取り扱う情報には様々なものが含まれることとなり、全てが特定秘密保護法案に定める特定秘密に指定されるものではないと考えています。

米国家安全保障局の審議内容は機微な情報も含むので、公表の在り方や関連文書の作成及び取扱について、米国家安全保障局の性質等を十分に勘案しつつ、国の安全保障を損ねない形でしっかり検討をしてまいります。

以上であります。(拍手)

○議長(山崎正昭君) これにて質疑は終了いたしました。

○議長(山崎正昭君) 日程第一 万国郵便連合一般規則(二十二年のドーハ大会議において改正され、及び採択されたもの)及び万国郵便条約の締結について承認を求めるの件

日程第二 郵便送金業務に関する協定の締結について承認を求めるの件

日程第三 政府調達に関する協定を改正する議定書の締結について承認を求めるの件

以上三件を一括して議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。外交防衛委員長末松信介君。

(審査報告書及び議案は本号末尾に掲載)

(末松信介君登壇、拍手)

○末松信介君 た、いま議題となりました条約三件につきまして、外交防衛委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

まず、万国郵便連合一般規則及び万国郵便条約は、万国郵便連合の運営等及び国際郵便業務に関する事項についての所要の変更を加えるため、現行の万国郵便連合一般規則及び万国郵便条約を更新するものであります。

次に、郵便送金業務協定は、郵便送金業務に関する事項についての所要の変更を加えるため、現行の郵便送金業務協定を更新するものであります。

次に、政府調達協定改正議定書は、政府調達協定の適用を受ける機関及びサービスの拡大、開発途上国の政府調達協定への加入に関する特別な取扱い、調達における電子的手段の利用等について定めるものであります。

委員会におきましては、三件を一括して議題とし、万国郵便連合の役割と国際郵便配達目標の達成への対応、国際郵便物に係る到着料引上げの影響と開発途上国への配慮、政府調達協定の改正に伴う政府調達市場の拡大と我が国の取組、開発途上国等の政府調達協定への加入促進等について質疑が行われましたが、詳細は会議録によつて御承知願います。

質疑を終え、順次採決の結果、万国郵便連合一般規則及び万国郵便条約並びに郵便送金業務協定はいずれも全会一致をもつて、政府調達協定改正議定書は多数をもつて、それぞれ承認すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(山崎正昭君) これより採決をいたします。

まず、万国郵便連合一般規則(二十二年のドーハ大会議において改正され、及び採択されたもの)及び万国郵便条約の締結について承認を求めるの件及び郵便送金業務に関する協定の締結について承認を求めるの件を一括して採決いたします。

両件の賛否について、投票ボタンをお押し願います。

(投票開始)

○議長(山崎正昭君) 間もなく投票を終了いたします。――これにて投票を終了いたします。

(投票終了)

○議長(山崎正昭君) 投票の結果を報告いたします。

投票総数

二百三十二

賛成 二百三十二

反対 ○

よつて、両件は全会一致をもつて承認することに決しました。(拍手)

(投票者氏名は本号末尾に掲載)

○議長(山崎正昭君) 次に、政府調達に関する協定を改正する議定書の締結について承認を求めるの件の採決をいたします。

本件の賛否について、投票ボタンをお押し願います。

(投票開始)

○議長(山崎正昭君) 間もなく投票を終了いたします。――これにて投票を終了いたします。

(投票終了)

○議長(山崎正昭君) 投票の結果を報告いたします。

投票総数 二百三十二

賛成 二百十九

反対 十三

よつて、本件は承認することに決しました。

(拍手)

(投票者氏名は本号末尾に掲載)

○議長(山崎正昭君) 本日はこれにて散会いたします。

午前十一時五十六分散会

出席者は左のとおり。

議長 山崎 正昭君
副議長 興石 東君

議員
吉良よし子君 又市 征治君
山本 博司君 横山 信一君
辰巳孝太郎君 吉田 忠智君
河野 義博君 佐々木さやか君
倉林 明子君 福島みずほ君
矢倉 克夫君 杉 久武君
堀井 巖君 田村 智子君
紙 智子君 石川 博崇君
新妻 秀規君 平木 大作君
若林 健太君 高階恵美子君
仁比 聡平君 大門実紀史君
秋野 公造君 竹谷とし子君
若松 謙維君 中西 祐介君
熊谷 大君 大家 敏志君
井上 哲士君 小池 晃君
浜田 昌良君 山本 香苗君
谷合 正明君 磯崎 陽輔君
愛知 治郎君 岡田 広君
市田 忠義君 山下 芳生君
荒木 清寛君 山口那津男君
魚住裕一郎君 西田 実仁君
長沢 広明君 林 芳正君
山本 一太君 藤川 政人君
中原 八一君 磯崎 仁彦君
舞立 昇治君 三木 亨君
三宅 伸吾君 宮本 周司君
森屋 宏君 山下 雄平君
馬場 成志君 羽生田 俊君

二之湯武史君 長峯 誠君
中泉 松司君 長谷川 岳君
三原じゅん子君 渡辺 猛之君
江島 潔君 赤池 誠章君
井原 巧君 石井 正弘君
石田 昌宏君 石井 準一君
宇都 隆史君 岩井 茂樹君
石井 浩郎君 青木 一彦君
丸川 珠代君 山田 俊男君
丸山 和也君 水落 敏榮君
関口 昌一君 野上浩太郎君
藤井 基之君 北川イツセイ君
小泉 昭男君 末松 信介君
岩城 光英君 衛藤 晟一君
世耕 弘成君 松山 政司君
金子原二郎君 鶴保 庸介君
橋本 聖子君 岸 宏一君
山本 順三君 吉田 博美君
脇 雅史君 牧野たかお君
福岡 資麿君 堀内 恒夫君
山本 太郎君 谷 亮子君
古川ゆみみ君 山田 修路君
渡邊 美樹君 糸数 慶子君
主濱 了君 豊田 俊郎君
堂故 茂君 柘植 芳文君
滝波 宏文君 滝沢 求君
高橋 克法君 太田 房江君
大野 泰正君 北村 経夫君
大沼みずほ君 古賀友一郎君
上月 良祐君 酒井 庸行君
島田 三郎君 古川 俊治君
西田 昌司君 塚田 一郎君

石井みどり君 島尻安伊子君
佐藤 正久君 佐藤 信秋君
佐藤ゆかり君 伊達 忠一君
岡田 直樹君 宮沢 洋一君
中川 雅治君 二之湯 智君
野村 哲郎君 松村 祥史君
松下 新平君 溝手 顕正君
柳本 卓治君 武見 敬三君
山崎 力君 山谷えり子君
木村 義雄君 小坂 憲次君
鴻池 祥肇君 尾辻 秀久君
中曾根弘文君 森本 真治君
磯崎 哲史君 石上 俊雄君
浜野 喜史君 安井美沙子君
小西 洋之君 石橋 通宏君
大野 元裕君 西村まさみ君
徳永 エリ君 高野光二郎君
斎藤 嘉隆君 田城 郁君
難波 獎二君 江崎 孝君
有田 芳生君 島村 大君
野田 国義君 金子 洋一君
風間 直樹君 牧山ひろえ君
大島九州男君 相原久美子君
林 久美子君 片山さつき君
尾立 源幸君 大久保 勉君
白 眞勲君 足立 信也君
藤本 祐司君 水岡 俊一君
津田弥太郎君 猪口 邦子君
小林 正夫君 藤田 幸久君
大塚 耕平君 福山 哲郎君
櫻井 充君 増子 輝彦君
那谷屋正義君 山東 昭子君

小川 勝也君 直嶋 正行君
神本美恵子君 田中 直紀君
羽田雄一郎君 郡司 彰君
榎葉賀津也君 浜田 和幸君
和田 政宗君 渡辺美知太郎君
清水 貴之君 平野 達男君
井上 義行君 薬師寺みちよ君
藤巻 健史君 吉川 沙織君
荒井 広幸君 山田 太郎君
藤巻 幸夫君 儀間 光男君
蓮 舫君 広田 一君
藤末 健三君 山口 和之君
真山 勇一君 東 徹君
芝 博一君 加藤 敏幸君
柳澤 光美君 柴田 巧君
中西 健治君 中野 正志君
室井 邦彦君 小見山幸治君
小川 敏夫君 長浜 博行君
川田 龍平君 行田 邦子君
寺田 典城君 中山 恭子君
アノトニ才猪末君 前川 清成君
北澤 俊美君 柳田 稔君
前田 武志君 江田 五月君
水野 賢一君 小野 次郎君
松沢 成文君 片山虎之助君

内閣官房副長官 内閣官房副長官 世耕 弘成君
内閣総理大臣 安倍 晋三君
外務大臣 岸田 文雄君
国務大臣 (内閣官房長官) 菅 義偉君

副大臣

内閣府副大臣 西村 康稔君
内閣府副大臣 後藤田正純君
内閣府副大臣 岡田 広君
総務副大臣 上川 陽子君
法務副大臣 奥野 信亮君
国土交通副大臣 野上浩太郎君
環境副大臣 北川 知克君

議長の報告事項

一昨六日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

内閣委員

辞任 寺田 典城君 補欠 江口 克彦君
荒井 広幸君 浜田 和幸君

総務委員

辞任 井原 巧君 補欠 森屋 宏君
江口 克彦君 寺田 典城君

外交防衛委員

辞任 尾辻 秀久君 補欠 脇 雅史君
儀間 光男君 アントニオ猪木君

農林水産委員

辞任 アントニオ猪木君 補欠 儀間 光男君

経済産業委員

辞任 浜田 和幸君 補欠 荒井 広幸君

国土交通委員

辞任 森屋 宏君 補欠 井原 巧君

環境委員

辞任 脇 雅史君 補欠 尾辻 秀久君

予算委員

辞任 直嶋 正行君 補欠 石上 俊雄君

決算委員

辞任 井原 巧君 補欠 溝手 顕正君

議院運営委員

辞任 石田 昌宏君 補欠 大沼みずほ君
石上 俊雄君 直嶋 正行君

懲罰委員

辞任 溝手 顕正君 補欠 井原 巧君

同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

消費者問題に関する特別委員

辞任 斎藤 嘉隆君 補欠 徳永 エリ君

同日議長において、次のとおり憲法審査会委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

辞任 前川 清成君 補欠 斎藤 嘉隆君

同日委員会及び調査会において選任した理事は次のとおりである。

懲罰委員会 理事 中曽根弘文君

国の統治機構に関する調査会 理事 岡田 直樹君 (中川雅治君の補欠)

理事 片山さつき君

理事 宮沢 洋一君

理事 風間 直樹君

同日憲法審査会において選任した幹事は次のとおりである。

幹事 赤池 誠章君

幹事 大家 敏志君

幹事 佐藤 正久君

幹事 丸川 珠代君

幹事 白 眞勲君

幹事 松田 公太君

幹事 仁比 聡平君

同日衆議院から予備審査のため次の議案が送付された。

地方自治法の一部を改正する法律案(原口一博君外五名提出)(衆第三号)

同日議長は、衆議院送付の次の内閣提出案を委員会に付託した。

自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律案(第百八十三回国会閣法第五二号)

法務委員会に付託

電気事業法の一部を改正する法律案(閣法第一号)

経済産業委員会に付託

海賊多発海域における日本船舶の警備に関する特別措置法案(閣法第四号)

国土交通委員会に付託

消費者の財産的被害の集団的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する法律案(第百八十三回国会閣法第六〇号)

消費者問題に関する特別委員会に付託

同日議員から次の質問主意書が提出された。

産業競争力会議議員の適格性等に関する質問主意書(福島みずほ君提出)(第四三三号)

環太平洋パートナーシップ(TPP)協定に関する質問主意書(山本太郎君提出)(第四四号)

JR北海道で発生した連続事故及び日本国有鉄道改革の見直しに関する質問主意書(山本太郎君提出)(第四五号)

同日次の質問主意書を内閣に転送した。

道州制に関する質問主意書(江口克彦君提出)(第三七号)

性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センターの設置に関する質問主意書(糸数慶子君提出)(第三八号)

集団的自衛権の解釈改憲問題に関する責任の取り方に関する質問主意書(藤末健三君提出)(第三九号)

内閣法制局の存在意義と今回の長官人事の目的に関する質問主意書(藤末健三君提出)(第四〇号)

昨日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

総務委員

辞任 森屋 宏君 補欠 井原 巧君

外交防衛委員

辞任 森屋 宏君 補欠 室井 邦彦君

財政金融委員

辞任 風間 直樹君 補欠 浜野 喜史君

国土交通委員

辞任 井原 巧君 補欠 森屋 宏君

環境委員

辞任 室井 邦彦君 補欠 風間 直樹君

辞任 浜野 喜史君

決算委員

辞任

補欠

溝手 顕正君

井原 巧君

懲罰委員

辞任

補欠

井原 巧君

溝手 顕正君

同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

消費者問題に関する特別委員

辞任

補欠

徳永 エリ君

斎藤 嘉隆君

同日議長において、次のとおり憲法審査会委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

辞任

補欠

斎藤 嘉隆君

前川 清成君

同日委員会において選任した理事は次のとおりである。

外交防衛委員会

理事

脇

雅史君 (尾辻秀久君の補欠)

同日議員から次の議案が提出された。

国の財務書類等の作成及び財務情報の開示等に関する法律案(尾立源幸君外一名発議(参第五号))

同日衆議院から次の内閣提出案を受領した。

投資の促進及び保護に関する日本国政府とパプアニューギニア独立国政府との間の協定の締結について承認を求めるの件(閣条第一号)

投資の自由化、促進及び保護に関する日本国とコロンビア共和国との間の協定の締結について承認を求めるの件(閣条第二号)

投資の促進及び保護に関する日本国とクウェート国との間の協定の締結について承認を求めるの件(閣条第三号)

投資の促進、円滑化及び保護に関する日本国政府、大韓民国政府及び中華人民共和国政府との間の協定の締結について承認を求めるの件(閣条第四号)

投資の促進及び保護に関する日本国とイラク共和国との間の協定の締結について承認を求めるの件(閣条第五号)

社会保障に関する日本国とインド共和国との間の協定の締結について承認を求めるの件(閣条第六号)

農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気発電の促進に関する法律案(閣条第八号)

特別会計に関する法律等の一部を改正する等の法律案(閣条第一三三号)

同日衆議院から、同院において修正議決した次の内閣提出案を受領した。

安全保障会議設置法等の一部を改正する法律案(第百八十三回国会閣法第七五号、衆議院継続審査)

同日議長は、次の議員提出案を予備審査のため衆議院に送付した。

民法の一部を改正する法律案(小川敏夫君外四名発議)

原子力規制委員会設置法の一部を改正する法律案(増子輝彦君外五名発議)

同日委員長から次の報告書が提出された。

万国郵便連合一般規則(二千十二年のドーハ大会議において改正され、及び採択されたもの)及び万国郵便条約の締結について承認を求めるの件(閣条第九号)審査報告書

郵便送金業務に関する協定の締結について承認を求めるの件(閣条第一〇号)審査報告書

政府調達に関する協定を改正する議定書の締結について承認を求めるの件(閣条第一二号)審査報告書

同日議員から次の質問主意書が提出された。

「石綿による健康被害の救済に関する法律第三十七条第一項の一般拠出金率の改定案」に関する質問主意書(川田龍平君提出(第四六号))

沖縄県における米軍ヘリ墜落事故とその対処に関する質問主意書(大野元裕君提出(第四七号))

同日議長は、ロレータ・グロウジニエネ・リトアニア共和国国会議長より、同議長のリトアニア共和国国会議長就任に際し発送した祝辞に対する礼状を受け受した。

審査報告書

万国郵便連合一般規則(二千十二年のドーハ大会議において改正され、及び採択されたもの)及び万国郵便条約の締結について承認を求めるの件

右は全会一致をもって承認すべきものと議決した。よって要領書を添えて報告する。

平成二十五年十一月七日
外交防衛委員長 末松 信介
参議院議長 山崎 正昭殿

要領書

一、委員会の決定の理由

この万国郵便連合一般規則及び万国郵便条約は、万国郵便連合の運営等及び国際郵便業務に関する事項についての所要の変更を加えるため、現行の万国郵便連合一般規則及び万国郵便条約を更新するものである。我が国がこれらの文書を締結することは、引き続き万国郵便連合の加盟国として活躍し、及び国際郵便業務を適切に実施するために重要であると考えられるので、妥当な措置と認める。

一、費用

別に費用を要しない。

万国郵便連合一般規則(二千十二年のドーハ大会議において改正され、及び採択されたもの)及び万国郵便条約の締結について承認を求めるの件

右

国会に提出する。

平成二十五年十月十七日

内閣総理大臣 安倍 晋三

万国郵便連合一般規則(二千十二年のドーハ大会議において改正され、及び採択されたもの)及び万国郵便条約の締結について承認を求めるの件

万国郵便連合一般規則(二千十二年のドーハ大会議において改正され、及び採択されたもの)及び万国郵便条約の締結について、日本国憲法第七十三条第三号ただし書の規定に基づき、国会の承認を求める。

万国郵便連合一般規則(二十二年のドーハ大会議において改正され、及び採択されたもの)

万国郵便連合加盟国の政府の全権委員である下名は、千九百六十四年七月十日にウィーンで作成された万国郵便連合憲章第二十二條2の規定に鑑み、合意により、かつ、同憲章第二十五條4の規定の適用があることを条件として、同意章の適用及び連合の運営を確保するための次の規定をこの一般規則で定めた。

第一章 大会議、管理理事会、郵便業務理事会及び諮問委員会の組織、権限及び運営

第一節 大会議

第一百一条 大会議及び臨時大会議の組織及び会合

- 1 加盟国の代表者は、前回の大会議が開催された年の終了後四年以内に、大会議として会合する。
- 2 加盟国は、その政府が必要な権限を付与した一人又は二人以上の全権委員に大会議において自国を代表させる。加盟国は、必要があるときは、他の加盟国の代表団に自国を代表させることができる。ただし、一の代表団は、自国のほかに二以上の加盟国を代表することができない。
- 3 大会議は、原則として、次回の大会議の開催される国を指定する。その指定がされた国において開催することができないことが判明した場合には、管理理事会は、大会議の開催される国を、当該指定がされた国と合意の上指定することができる。
- 4 招請政府は、国際事務局と合意の上大会議の確定期日及び正確な場所を定める。招請政府は、原則として確定期日の一年前に、加盟国政府に対して招請状を送付する。招請状は、直接又は他の政府若しくは国際事務局長の仲介によつて送付することができる。
- 5 招請政府なしに大会議を開催しなければならない場合には、国際事務局は、管理理事会の同意を得て、かつ、スイス連邦政府と合意の上、連合所在国に大会議を招集し、及び組織するために必要な措置をとる。この場合には、同事務局が招請政府の職務を行う。
- 6 臨時大会議の開催地は、その開催を發議した加盟国が国際事務局と合意の上決定する。
- 7 2から5まで及び次条の規定は、臨時大会議について準用する。

第一百二条 大会議における投票権

- 1 加盟国は、第四百九条に定める制裁が適用される場合を除くほか、一の票を有する。

第一百三條 大会議の権限

- 1 大会議は、加盟国、管理理事会及び郵便業務理事会の提案に基づき、次のことを行う。
 - 1.1 万国郵便連合憲章前文及び第一条に規定する連合の任務及び目的を達成するための一般的政策を決定すること。
 - 1.2 万国郵便連合憲章第二十九條及びこの一般規則第三百三十八條の規定に従つて加盟国及び兩理事会から提出される同意章、この一般規則、万国郵便条約及び約定に関する改正案を検討し、及び適当な場合には採択すること。
 - 1.3 連合の文書の効力發生の日を定めること。
 - 1.4 大会議内部規則及びその改正を採択すること。
 - 1.5 管理理事会、郵便業務理事会及び諮問委員会が、前回の大会議からの期間の自己の活動に関して第四百十一條、第四百十七條及び第四百二十五條の規定に従つてそれぞれ提出した包括的な報告書を検討すること。
 - 1.6 連合の戦略を採択すること。
 - 1.7 万国郵便連合憲章第二十一條の規定に従い、連合の経費の最高限度額を定めること。
 - 1.8 管理理事会及び郵便業務理事会の議席を占める加盟国を選出すること。
 - 1.9 国際事務局長及び国際事務局次長を選出すること。
 - 1.10 ドイツ語、中国語、ポルトガル語及びロシア語による書類の作成について連合の負担する費用の最高限度額を決議によつて定めること。

2 大会議は、連合の最高機関として、郵便業務に関する他の問題を扱う。

第一百四條 大会議内部規則

- 1 大会議は、その活動の組織及びその審議の方法につき、大会議内部規則を適用する。
- 2 大会議は、大会議内部規則を同内部規則に定める条件に従つて改正することができる。

第一百五條 連合の機関のオブザーバー

- 1 次の者は、大会議、管理理事会及び郵便業務理事会の本会議及び委員会の会合にオブザーバーとして参加するよう招請される。
 - 1.1 国際連合の代表者

1.1 国際連合の代表者

1.2 限定連合

1.3 諮問委員会の委員

1.4 大会議の決議又は決定により、連合の会合にオブザーバーとして参加することを許可された団体

2 次の者は、第七七条^{1,2}の規定に従って管理理事会により正当に指定された場合には、特別のオブザーバーとして大会議の特定の会合に参加するよう招請される。

2.1 国際連合の専門機関及び他の政府間機関

2.2 国際機関、団体若しくは企業又は資格のある者

3 1に規定するオブザーバーに加えて、管理理事会及び郵便業務理事会は、連合及びその機関にとって利益となる場合には、内部規則に従って、当該各理事会の会合に参加する特別のオブザーバーを指定することができる。

第二節 管理理事会

第六六条 管理理事会の構成及び運営

1 管理理事会は、四十一の理事国から成るものとし、理事国は、大会議から大会議までの間その職務を行う。

2 大会議を開催する加盟国は、当然に議長国となる。大会議を開催する加盟国が議長国となる権利を放棄した場合には、大会議を開催する加盟国は、当然に理事国となり、その結果、その属する地理的集団は、追加の一議席を有する。この追加の一議席については、3の制限は、適用しない。この場合には、管理理事会は、大会議を開催する加盟国の属する地理的集団に属する理事国の一を議長国に選出する。

3 管理理事会の議長国を除く四十の理事国は、大会議が衡平な地理的配分に基づいて選出する。理事国の少なくとも半数は、大会議の際に交代する。加盟国は、理事国として連続して三回の大会議によって選出されることはできない。

4 管理理事会の各理事国は、当該理事国の代表者を指名する。代表者は、郵便の分野における権限を有していなければならない。管理理事会の理事国は、同理事会の活動に積極的に参加する。

5 管理理事会の理事国の職務は、無報酬とする。同理事会の運営費は、連合が負担する。

第七七条 管理理事会の権限

1 管理理事会は、次の権限を有する。

1.1 大会議の決定を考慮し、郵便の問題に関する政府の政策についての問題を研究し、及び規制に関する

国際的な政策（例えば、サービスの貿易及び競争に関するもの）を考慮しつつ、大会議から大会議までの間における連合の全ての活動を監督すること。

1.2 国際的な技術協力の分野において、郵便に関するあらゆる形態の技術援助を促進し、調整し、及び監督すること。

1.3 万国郵便連合の四年ごとの事業計画案であつて大会議により承認されたものを検討し、及び当該事業計画案に提示されている活動を実際に利用可能な財源と一致させた上で当該事業計画案を確定すること。確定された計画は、また、適当な場合には、大会議における優先順位を付する手続の結果と一致すべきである。管理理事会によつて確定され、及び承認された万国郵便連合の四年ごとの事業計画は、管理理事会及び郵便業務理事会によつて作成され、及び実施される年次運営計画と同様に、年次計画及び年次予算の作成の基礎となる。

1.4 1.3の規定に従い、万国郵便連合の確定された事業計画を考慮に入れ、連合の年次計画及び年次予算並びに年次会計報告を審査し、及び承認すること。

1.5 やむを得ない場合には、第四百四十五条3から5までの規定に基づき、経費の最高限度額の超過を認めること。

1.6 請求があつた場合には、第五百五十条6に定める条件に従って、一段階低い分担等級の選定を認めること。

1.7 加盟国から請求があつた場合には、地理的集団の変更を認めること。この場合において、関係する地理的集団を構成する加盟国の見解を考慮するものとする。

1.8 定められた経費の最高限度額による制約を考慮して国際事務局内の職を創設し、又は廃止すること。

1.9 その職務を遂行するため加盟国と接触することを決定すること。

1.10 郵便業務理事会と協議の上、第五百五条1に規定するオブザーバーではない機関と構築すべき関係を決定すること。

1.11 連合と他の国際機関との関係に関する国際事務局の報告書を審査し、及び承認すること並びに連合と他の国際機関との関係の在り方及びこの関係についてとるべき措置に関して適当と認める決定を行うこと。

1.12 郵便業務理事会及び国際事務局長と協議の上、大会議及びその委員会の専門的な会合に特別のオブ

ザバーとして招請されるべき国連の専門機関、国際機関、団体、企業及び資格のある者(大会議及びその委員会の専門的な会合に代表者を出すことが連合又は大会議の活動の利益のためである場合に限る。)を適当な時期に指定し、必要な招請状の送付を国際事務局長に行わせること。

1.13 第一百条3に規定する場合において次回の大会議の開催される加盟国を指定すること。

1.14 適当な時期に、かつ、郵便業務理事会と協議の上、大会議の活動の遂行に必要な委員会の数を決定し、これらの委員会の権限を定めること。

1.15 郵便業務理事会と協議の上及び大会議の承認を条件として、次の加盟国を指定すること。

1.15.1 大会議の副議長国となるべき加盟国並びに委員会の議長国及び副議長国となるべき加盟国。これらの加盟国の指定に当たっては、加盟国の衡平な地理的配分をできる限り考慮する。

1.15.2 大会議の限定委員会の構成国となるべき加盟国

1.16 諮問委員会の委員となる理事国を指定すること。

1.17 国際郵便業務の質を維持し、及び向上させ、並びに当該業務を近代化するために必要と認める活動をその権限の範囲内で検討し、及び承認すること。

1.18 大会議、郵便業務理事会又は加盟国の請求に応じて連合又は国際郵便業務に係る行政上、立法上及び司法上の問題を研究すること。管理理事会は、前段に規定する分野において、大会議から大会議までの間において加盟国が請求する研究を行うことが適当であるか否かについて決定する。

1.19 議案を作成すること。当該議案は、大会議に対し、又は第四百四十条の規定に従って加盟国に対し、その承認を得るために提出する。

1.20 第一百十三条1.6の規定により郵便業務理事会に研究課題を提起すること。

1.21 郵便業務理事会と協議の上、大会議に提出するために戦略案を審査し、及び承認すること。

1.22 諮問委員会の報告書及び勧告を受領し、及び討議し、並びに諮問委員会の勧告を大会議に提出するために検討すること。

1.23 国際事務局の活動を監督すること。

1.24 国際事務局が連合の活動及び財務運営に関して作成する年次報告書を承認し、必要があるときは、これらに関する意見書を提出すること。

1.25 財政的影響が大きい問題(料金、到着料、継越料、郵便物の航空運送の基本料金率及び外国における

通常郵便物の差出し)に関する研究において郵便業務理事会が考慮に入れる原則を必要に応じて定め、これらの問題に関する研究の動向を監視し、並びにこれらの問題に関する郵便業務理事会の議案の当該原則との適合性を審査し、及び承認すること。

1.26 その権限の範囲内で、大会議が決定するまでの間、必要があるときは、規則を定め、又は新たな方法をとることに関する郵便業務理事会の勧告を承認すること。

1.27 郵便業務理事会の作成する年次報告書及び適当な場合には同理事会の提出する議案を検討すること。次回の大会議に提出するため、前回の大会議で承認された連合の戦略に関する加盟国の実施状況についての四年ごとの報告書であつて国際事務局が郵便業務理事会と協議の上作成したものを承認すること。

1.29 諮問委員会の組織のための枠組みを定め、及び第二百二十二条の規定に従って同委員会の組織を承認すること。

1.30 諮問委員会の委員となるための基準を定め、及びこれらの基準に従って委員となるための申請を承認し、又は承認しないこと。この場合において、管理理事会の会合から会合までの間において迅速な手続を通じて申請に対する取扱いが行われることを確保する。

1.31 連合の財政規則を定めること。

1.32 予備基金の管理規則を定めること。

1.33 特別基金の管理規則を定めること。

1.34 特別活動基金の管理規則を定めること。

1.35 任意基金の管理規則を定めること。

1.36 職員規則及び選出された職員の勤務条件を定めること。

1.37 福祉基金規則を定めること。

1.38 第一百五十二条の規定の範囲内で、利用者の資金提供による補助機関の設立及びその活動について監督を行うこと。

1.39 第一百八条 管理理事会の会期の開催

1 管理理事会は、大会議の議長が招集し、かつ、開会する構成を定めるための会合において、理事国のうちから四の副議長国を選出し、及びその内部規則を定める。

- 2 管理理事会は、その議長の招集により、原則として一年に一回、連合の所在地において会合する。
 - 3 管理理事会の議長及び副議長並びに同理事会の各委員会の議長及び副議長は、運営委員会を構成する。運営委員会は、同理事会の各会期の活動のための準備を行い、及び当該活動を指導する。また、運営委員会は、国際事務局が連合の活動に關して作成する年次報告書を同理事会の名において承認するものとし、同理事会が運営委員会に委任することを決定し、又は戦略計画の作成の過程で必要が生じた他の全ての任務を行う。
 - 4 郵便業務理事会の議長は、管理理事会の会合の議事日程に郵便業務理事会に關係のある問題が掲げられた場合には、当該会合において郵便業務理事会を代表する。
 - 5 諮問委員会の議長は、管理理事会の会合の議事日程に同委員会に關係のある問題が掲げられた場合には、当該会合において同委員会を代表する。
- 第九九条 オブザーバー
- 1 オブザーバー
 - 1.1 郵便業務理事会は、同理事会の活動と管理理事会の活動との間の有効な連絡を確保するため、オブザーバーとして管理理事会の会合に参加する代表者を指名することができる。
 - 1.2 管理理事会の理事国でない連合の加盟国並びに第五五条に規定するオブザーバー及び特別のオブザーバーは、投票権なしで同理事会の本会議及び委員会の会合に参加することができる。
- 2 原則
- 2.1 管理理事会は、運営上の理由により、オブザーバー及び特別のオブザーバーとして参加する主体ごとの参加者の数を制限することができる。また、同理事会は、これらの者の審議における発言権を制限することができる。
 - 2.2 オブザーバー及び特別のオブザーバーは、希望する場合には、同理事会の活動の効率及び能率を確保するために同理事会が定める条件を遵守して、同理事会の行う研究に協力することが認められる。また、これらの者は、自己の有する専門的知識及び経験により作業部会及びプロジェクト・チームの議長になることが正当と認められる場合には、当該議長になることを要請される。オブザーバー及び特別のオブザーバーの参加は、連合が追加の費用を負担することなく行われる。
 - 2.3 例外的な場合には、会合又は会合の一部への諮問委員会の委員及び特別のオブザーバーの参加を排除

- することができる。また、会合又は書類の対象となっている事項の秘密性が要求される場合には、例外的に、これらの者が受領する書類を制限することができる。この制限に關する決定は、關係機關又はその議長が個別に行うことができる。個々の制限については、管理理事会及び問題が郵便業務理事会に關係する場合には郵便業務理事会に報告する。管理理事会は、必要と認める場合には、適宜郵便業務理事会と協議の上、当該制限について再検討することができる。
- 第一百十條 旅行の費用の償還
- 1 管理理事会の会合に参加する各理事国の代表者の旅行の費用は、その所屬する加盟国が負担する。ただし、國際連合の作成する表において開發途上国又は後發開發途上国に分類されている加盟国の代表者は、大會議の会期中に開催される会合に参加する場合を除くほか、エコノミー・クラスの往復航空切符若しくは一等往復鉄道切符の代金又は他の方法による旅行の費用（エコノミー・クラスの往復航空切符の代金の額を超えない範囲内の費用に限る。）の償還を受ける権利を有する。これと同様の権利は、同理事会の委員会、作業部会その他の機關が大會議及び同理事会の会期外に会合するときに、当該委員会、作業部会その他の機關の各構成国の代表者に対し与えられる。
- 第一百十一條 管理理事会の活動に關する情報
- 1 管理理事会は、各会期の後に、同理事会の活動に關する情報を、特に議事概要並びに決議及び決定を送付することによつて、加盟国、その指定された事業体、限定連合及び諮問委員会の委員に対し提供する。
 - 2 管理理事会は、その活動の全体に關する報告書を大會議のために作成し、遅くとも大會議の開会の二箇月前までに加盟国、その指定された事業体及び諮問委員会の委員に送付する。
- 第三節 郵便業務理事会
- 第一百十二條 郵便業務理事会の構成及び運営
- 1 郵便業務理事会は、四十の理事国から成るものとし、理事国は、大會議から大會議までの間その職務を行う。
 - 2 郵便業務理事会の理事国は、大會議が一定の地理的配分に基づいて選出する。開發途上国である加盟国に二十四の議席及び先進国である加盟国に十六の議席が確保される。理事国の少なくとも三分の一は、大會議の際に交代する。
 - 3 郵便業務理事会の各理事国は、当該理事国の代表者を指名する。代表者は、連合の文書に規定する業務

の提供について責任を有していなければならない。郵便業務理事会の理事国は、同理事会の活動に積極的に参加する。

4 郵便業務理事会の運営費は、連合が負担する。理事国は、報酬を受けない。

第百十三条 郵便業務理事会の権限

1 郵便業務理事会は、次の権限を有する。

1.1 国際郵便業務の発展及び改善のための実際的な措置を調整すること。

1.2 管理理事会の権限の範囲内で同理事会が承認することを条件として、国際郵便業務の質を維持し、及び向上させ、並びに当該業務を近代化するために必要と認める活動を行うこと。

1.3 その職務を遂行するため加盟国及びその指定された事業体と接触することを決定すること。

1.4 郵便業務に係る技術、業務、経済及び職業訓練の分野における加盟国及びその指定された事業体の経験及び成果を研究し、及び普及させるために必要な措置をとること。

1.5 管理理事会と合意の上、全ての加盟国及びその指定された事業体、特に開発途上にある新たな国及びその指定された事業体との技術協力の分野において適当な措置をとること。

1.6 郵便業務理事会の理事国、管理理事会又は加盟国若しくはその指定された事業体から提出される他の全ての問題を検討すること。

1.7 諮問委員会の報告書及び勧告を受領し、及び討論し、並びに問題が郵便業務理事会に関係する場合には諮問委員会の勧告を大会議に提出するために検討し、及び意見を付すること。

1.8 諮問委員会の委員となる理事国を指定すること。

1.9 財政的影響が大きい問題(料金、到着料、継越料、郵便物の航空運送の基本料金率、小包郵便物の割当料金及び外国における通常郵便物の差出し)を含む全ての加盟国又はその指定された事業体が関心を有する業務上、営業上、技術上、経済上及び技術協力上の最も重要な問題を研究し、これらの問題に関する情報及び意見をまとめ、並びにこれらの問題に対処すべき措置を勧告すること。

1.10 大会議に提出する戦略案の策定のために必要な資料を管理理事会に提供すること。

1.11 加盟国、その指定された事業体及び開発途上にある新たな国に關係のある教育上及び職業訓練上の問題を研究すること。

1.12 開発途上にある新たな国における郵便業務の現状及びこれらの国における郵便業務上のニーズを研究

し、並びにこれらの国における郵便業務の改善の方法及び手段について適切な勧告を作成すること。

1.13 大会議が別段の決定を行わない限り、大会議の終了後六箇月以内に連合の施行規則を改正すること。緊急の必要がある場合には、郵便業務理事会は、他の会期においてその施行規則を改正することができる。いずれの場合においても、同理事会は、基本的な政策及び原則に関する管理理事会の指針に従う。

1.14 議案を作成すること。当該議案は、大会議に対し、又は第百四十条の規定に従って加盟国に対し、その承認を得るために提出する。当該議案が管理理事会の権限に属する問題に関するものである場合には、同理事会の承認を必要とする。

1.15 いずれかの加盟国が第百三十九条の規定に従って国際事務局に送付する議案を当該いずれかの加盟国の請求に応じて検討すること、当該議案に関する意見書を作成すること及び加盟国の承認を得るため当該議案を提出するのに先立ち、同事務局に当該議案の附属として当該意見書を添付させること。

1.16 必要があるときは、場合により管理理事会の承認を得て、及び全ての加盟国と協議の上、大会議が決定するまでの間規則を定め、又は新たな方法をとることを勧告すること。

1.17 技術、業務その他その権限内の分野において統一的な実施が不可欠であるものについての基準を加盟国及びその指定された事業体に対する勧告として作成し、提示すること。また、郵便業務理事会は、必要な場合には、既に作成した基準の変更を提示する。

1.18 第百五十二条の規定に従い、利用者の資金提供による補助機関の組織のための枠組みを定め、及び当該組織を承認すること。

1.19 利用者の資金提供による補助機関から毎年送付される報告書を受領し、及び審査すること。

第百十四条 郵便業務理事会の会期の開催

1 郵便業務理事会は、大会議の議長が招集し、かつ、開会する最初の会合において、理事国のうちから一の議長国、一の副議長国及び各委員会の議長国を選出し、及びその内部規則を定める。

2 郵便業務理事会は、原則として、毎年連合の所在地において会合する。会合の期日及び場所は、同理事会の議長が管理理事会の議長及び国際事務局長と合意の上決定する。

3 郵便業務理事会の議長及び副議長並びに同理事会の各委員会の議長及び副議長は、運営委員会を構成する。運営委員会は、同理事会の各会期の活動のための準備を行い、及び当該活動を指導するものとし、また、同理事会が運営委員会に委任することを決定し、又は戦略計画の作成の過程で必要が生じた全ての任

務を行う。

4 郵便業務理事会は、大会議が採択した連合の戦略（特に連合の常設機関の戦略に関する部分）に基づき、当該大会議後の同理事会の最初の会期において、戦略の実現を目的とした種々の戦術から成る基本活動計画を作成する。この基本活動計画は、現実的であり、かつ、共通の利益となる課題に関する限られた数の活動を含むものとし、新たな状況及び優先度に照らして毎年修正する。

5 諮問委員会の議長は、郵便業務理事会の会合の議事日程に同委員会に関係のある問題が掲げられた場合には、当該会合において同委員会を代表する。

第百十五条 オブザーバー

1 オブザーバー

1.1 管理理事会は、同理事会の活動と郵便業務理事会の活動との間の有効な連絡を確保するため、オブザーバーとして郵便業務理事会の会合に参加する代表者を指名することができる。

1.2 郵便業務理事会の理事国でない連合の加盟国並びに第百五条に規定するオブザーバー及び特別のオブザーバーは、投票権なしで同理事会の本会議及び委員会の会合に参加することができる。

2 原則

2.1 郵便業務理事会は、運営上の理由により、オブザーバー及び特別のオブザーバーとして参加する主体ごとの参加者の数を制限することができる。また、同理事会は、これらの者の審議における発言権を制限することができる。

2.2 オブザーバー及び特別のオブザーバーは、希望する場合には、同理事会の活動の効率及び能率を確保するために同理事会が定める条件を遵守して、同理事会の行う研究に協力することが認められる。また、これらの者は、自己の有する専門的知識及び経験により作業部会及びプロジェクト・チームの議長になることが正当と認められる場合には、当該議長になることを要請される。オブザーバー及び特別のオブザーバーの参加は、連合が追加の費用を負担することなく行われる。

2.3 例外的な場合には、会合又は会合の一部への諮問委員会の委員及び特別のオブザーバーの参加を排除することができる。また、会合又は書類の対象となっている事項の秘密性が要求される場合には、例外的に、これらの者が受領する書類を制限することができる。この制限に関する決定は、関係機関又はその議長が個別に行うことができる。個々の制限については、管理理事会及び問題が郵便業務理事会に関

係する場合には郵便業務理事会に報告する。管理理事会は、必要と認める場合には、適宜郵便業務理事会と協議の上、当該制限について再検討することができる。

第百十六条 旅行の費用の償還

1 郵便業務理事会に参加する加盟国の代表者の旅行の費用及び滞在費は、当該加盟国が負担する。ただし、国際連合の作成する表において恵まれていない国とみなされる加盟国の代表者は、大会議の会期中に開催される同理事会の会合に参加する場合を除くほか、エコノミー・クラスの往復航空切符若しくは一等往復鉄道切符の代金又は他の方法による旅行の費用（エコノミー・クラスの往復航空切符の代金の額を超えない範囲内の費用に限る。）の償還を受ける権利を有する。

第百十七条 郵便業務理事会の活動に関する情報

1 郵便業務理事会は、各会期の後に、同理事会の活動に関する情報を、特に議事概要並びに決議及び決定を送付することによって、加盟国、その指定された事業体、限定連合及び諮問委員会の委員に対し提供する。

2 郵便業務理事会は、その活動に関する年次報告書を管理理事会のために作成する。

3 郵便業務理事会は、その活動の全体に関する報告書（第百五十二条に規定する利用者の資金提供による補助機関に関する報告を含む。）を大会議のために作成し、遅くとも大会議の開会の二箇月前までに加盟国、その指定された事業体及び諮問委員会の委員に送付する。

第四節 諮問委員会

第百十八条 諮問委員会の役割

1 諮問委員会は、広範な郵便分野の利益を代表し、及び利害関係者の間の効果的な対話のための枠組みを提供することを目的とする。

第百十九条 諮問委員会の構成

1 諮問委員会は、次のものから成る。

1.1 利用者、配達業務提供者、労働者団体並びに郵便業務分野への物品及び業務の提供者を代表する非政府機関その他これらに類する個人の組織並びに連合の任務及び目標の実現に貢献することに関心を有する企業。このような非政府機関、組織及び企業が登録される場合には、いずれかの加盟国において登録されていないなければならない。

- 1.2 管理理事会が自己の理事国の中から指定する委員
- 1.3 郵便業務理事会在自己の理事国の中から指定する委員
- 2 諮問委員会の運営費は、管理理事会の定める方法により、連合及び同委員会の委員が分担する。
- 3 諮問委員会の委員は、いかなる報酬も受けない。
- 第百二十条 諮問委員会への参加
- 1 管理理事会及び郵便業務理事会在指定した委員を除くほか、諮問委員会への参加は、管理理事会が定める申請及び承認の手続であつて第百七条^{1.30}の規定に従つて行われるものによつて決定される。
- 2 諮問委員会の各委員は、自己の代表者を指名する。
- 第百二十一条 諮問委員会の権限
- 1 諮問委員会は、次の権限を有する。
 - 1.1 管理理事会及び郵便業務理事会的書類及び報告書を検討すること。会合又は書類の対象となつてゐる事項の秘密性が要求される場合には、例外的に、受領する書類を制限することができる。この制限に関する決定は、関係機関又はその議長が個別に行うことができる。個々の制限については、管理理事会及び問題が郵便業務理事会在関係する場合には郵便業務理事会在に報告する。管理理事会は、必要と認める場合には、適宜郵便業務理事会と協議の上、当該制限について再検討することができる。
 - 1.2 諮問委員会の委員にとつて重要な問題についての研究を推進し、及び当該研究に対して貢献すること。
 - 1.3 郵便業務分野に関する問題を検討し、及びこのような問題に関する報告書を提出すること。
 - 1.4 管理理事会及び郵便業務理事会的の活動に貢献すること(特に、報告書及び勧告を提出し、並びにこれらの理事会の要請により意見を述べること)。
 - 1.5 管理理事会が承認することを条件として、並びに問題が郵便業務理事会在に関係する場合には郵便業務理事会在が検討し、及び意見を述べることを条件として、大会議に対し勧告を行うこと。
- 第百二十二条 諮問委員会の組織
- 1 諮問委員会は、管理理事会が定める枠組みに従つて、各大会議の後にその組織を再編成する。同理事会の議長は、同委員会の組織のための会合において議長となる。同委員会は、当該会合において同委員会の議長を選出する。

- 2 諮問委員会は、連合の一般的な原則を考慮しつつ、並びに郵便業務理事会と協議の上及び管理理事会の承認を得ることを条件として、その内部組織及び内部規則を定める。
- 3 諮問委員会は、一年に一回会合する。会合は、原則として、郵便業務理事会的の会期中に連合の所在地において開催される。各会合の期日及び場所は、同委員会の議長が管理理事会及び郵便業務理事会的の議長並びに国際事務局長と合意の上決定する。
- 第百二十三条 大会議 管理理事会及び郵便業務理事会在における諮問委員会の代表
- 1 諮問委員会は、連合の機関との有効な連絡を確保するため、投票権なしでオブザーバーとして大会議、管理理事会及び郵便業務理事会在並びにそれぞれの委員会の会合に参加する代表者を指名することができる。
- 2 諮問委員会の委員は、第百五条の規定に従ひ管理理事会及び郵便業務理事会的の本会議及び委員会の会合に招請される。また、諮問委員会の委員は、第百九条^{2.2}及び第百十五条^{2.2}の規定に従ひプロジェクト・チーム及び作業部会の活動に参加することができる。
- 3 管理理事会的の議長及び郵便業務理事会的の議長は、諮問委員会の会合の議事日程にこれらの理事会在に關係のある問題が掲げられた場合には、当該会合において当該各理事会在を代表する。
- 第百二十四条 諮問委員会のオブザーバー
- 1 諮問委員会の委員でない連合の加盟国、第百五条に規定するオブザーバー及び特別のオブザーバーは、投票権なしで諮問委員会の会合に参加することができる。
- 2 諮問委員会は、運営上の理由により、オブザーバー及び特別のオブザーバーとして参加する主体ことの参加者の数を制限することができる。また、同委員会は、これらの者の審議における発言権を制限することができる。
- 3 例外的な場合には、会合又は会合の一部へのオブザーバー及び特別のオブザーバーの参加を排除することができる。また、会合又は書類の対象となつてゐる事項の秘密性が要求される場合には、例外的に、これらの者が受領する書類を制限することができる。この制限に関する決定は、関係機関又はその議長が個別に行うことができる。個々の制限については、管理理事会及び問題が郵便業務理事会在に關係する場合には郵便業務理事会在に報告する。管理理事会は、必要と認める場合には、適宜郵便業務理事会的と協議の上、当該制限について再検討することができる。

第二百二十五条 諮問委員会の活動に関する情報

1 諮問委員会は、各会期の後に、同委員会の活動に関する情報を、特に同委員会の会合の議事概要並びに勧告及び意見を管理理事会及び郵便業務理事会の議長に送付することによって、これらの理事会に對し提供する。

2 諮問委員会は、その活動に関する年次報告書を管理理事会のために作成し、その写しを郵便業務理事会に送付する。当該年次報告書は、第一百一十一条の規定に従つて加盟国、その指定された事業体及び限定連合に提供される管理理事会の書類に含める。

3 諮問委員会は、その活動の全体に関する報告書を大会議のために作成し、遅くとも大会議の開会の二箇月前までに加盟国及びその指定された事業体に送付する。

第二章 国際事務局

第一節 国際事務局長及び国際事務局次長の選挙及び権限

第二百二十六条 国際事務局長及び国際事務局次長の選挙

1 国際事務局長及び国際事務局次長は、大会議から大会議までの期間について大会議が選出する。その任期は、四年を下回らないものとし、一回に限つて更新することができる。国際事務局長及び国際事務局次長の就任期日は、大会議が別段の決定をしない限り、大会議が開催された年の翌年の一月一日とする。

2 国際事務局長は、大会議の開会の七箇月前までに、加盟国政府に送付する通知書により、希望する場合に、国際事務局長及び国際事務局次長の職への立候補の届出をするよう要請する。通知書には、在任中の国際事務局長及び国際事務局次長が任期の更新について関心を有するか否かについても記載する。立候補の届出は、履歴書とともに、大会議の開会の二箇月前までに国際事務局に到着していなければならない。立候補者は、立候補の届出を行う加盟国の国民でなければならない。国際事務局は、大会議のために必要な書類を作成する。国際事務局長及び国際事務局次長の選挙は、秘密投票によつて行う。選挙は、まず、国際事務局長の職について行う。

3 国際事務局長が欠けた場合には、国際事務局次長が当該国際事務局長について定められた任期の終了まで国際事務局長の職務を行う。この場合において、国際事務局次長は、国際事務局次長としての任期が前回の大会議によつて更新されておらず、かつ、国際事務局長の職への候補者とみなされることについて関心を表明することを条件として、国際事務局長の職への応募資格があるものとされ、自動的に候補者と認められる。

められる。

4 国際事務局長及び国際事務局次長が同時に欠けた場合には、管理理事会は、募集の結果受領した立候補の届出に基づき、次の大会議までの期間について国際事務局次長を選出する。立候補の届出については、2の規定を準用する。

5 国際事務局次長が欠けた場合には、管理理事会は、国際事務局長の提案に基づき、国際事務局のD2の等級の管理職の一人に、次の大会議まで国際事務局次長の職務を行わせる。

第二百二十七条 国際事務局長の権限

1 国際事務局長は、国際事務局を組織し、管理し、及び統括し、並びにこれを法的に代表する。

2 職の分類、任命及び昇級に関し、

2.1 国際事務局長は、G1からD2までの等級の職を分類し、かつ、職員をこれらの等級に任命し、及び昇級させる権限を有する。

2.2 国際事務局長は、P1からD2までの等級への職員の任命に当たり、加盟国が推薦した当該加盟国の国籍を有し、又は当該加盟国において職業活動に従事する候補者の職務上の適格性を考慮する。この場合において、国際事務局長は、大陸間の衡平な地理的配分及び言語を考慮する。D2の等級の職は、国際事務局の能率に最大の注意を払い、できる限り、それぞれ異なる地域であつて国際事務局長及び国際事務局次長の出身地域以外の地域からの候補者によつて占められるものとする。特別な資格を必要とする職の場合には、国際事務局長は、外部に對し募集を行うことができる。

2.3 また、国際事務局長は、新しい職員の任命に当たり、D2、D1及びP5の等級の地位を占める者が原則としてそれぞれ異なる加盟国の国民でなければならないことを考慮するものとする。

2.4 国際事務局の職員のD2、D1及びP5の等級への昇級については、国際事務局長は、2.3に規定する原則と同様の原則を適用する義務を負わない。

2.5 採用の過程においては、衡平な地理的配分及び言語を考慮することの要請よりも能力を優先する。

2.6 国際事務局長は、職員のP4からD2までの等級への任命及び昇級につき、一年に一回、管理理事会に通報する。

3 さらに、国際事務局長は、次の権限を有する。

3.1 連合の文書の寄託者として並びに連合への加入及び加盟並びに連合からの脱退の手續において仲介者

として行動すること。

3.2 大会議において行われた決定を全ての加盟国政府に通報すること。

3.3 郵便業務理事会が定め、又は改正した施行規則を全ての加盟国及びその指定された事業体に通報すること。

3.4 連合の必要と両立するできる限り低額の水準で連合の年次予算案を作成し、これを適当な時期に管理理事会の審査に付すること及び同理事会の承認を得た予算を加盟国に通報し、これを執行すること。

3.5 連合の機関が要請する特定の活動及び連合の文書に定める特定の活動を行うこと。

3.6 策定された政策及び利用することができる資金の範囲内で、連合の機関が定める目標を達成するために措置をとること。

3.7 管理理事会又は郵便業務理事会に対し、意見及び議案を提出すること。

3.8 大会議の終了後、郵便業務理事会内部規則に従って、大会議の決定の結果必要となる施行規則の改正に関する議案を郵便業務理事会に提出すること。

3.9 管理理事会のために、同理事会及び郵便業務理事会の指示に基づき、大会議に提出する戦略案を作成すること。

3.10 管理理事会の承認を得るため、前回の大会議で承認された連合の戦略に関する加盟国の実施状況についての四年ごとの報告書であつて次回の大会議に提出されるものを作成すること。

3.11 連合を代表すること。

3.12 次の者の間の関係において仲介者として行動すること。

3.12.1 万国郵便連合と限定連合との間

万国郵便連合と国際連合との間

万国郵便連合と連合にとって関心のある活動を行っている国際機関との間

万国郵便連合と、連合の機関が当該機関の活動について協議すること又はその活動に参加させることを希望する国際機関、団体又は企業との間

3.13 連合の機関の事務局長の職務を行い、当該事務局長の資格において、この一般規則の特別の規定を考慮に入れた上で特に次の事項を監督すること。

3.13.1 連合の機関の活動の準備及び組織

3.13.2 書類、報告書及び議事録の準備、作成及び配布

3.13.3 連合の機関の会合における当該機関の事務局の運営

3.14 連合の機関の会合に出席し、投票権なしで審議に参加すること。もつとも、代理を出すことができる。

第百二十八条 国際事務局次長の権限

1 国際事務局次長は、国際事務局局長を補佐するものとし、国際事務局局長に対して責任を負う。

2 国際事務局局長が不在であり、又はその職務を遂行することができない場合には、その権限は、国際事務局次長が行使する。第百二十六条3に規定する国際事務局局長が欠けた場合も、同様とする。

第二節 連合の機関及び諮問委員会の事務局

第百二十九条 総則

1 国際事務局は、国際事務局局長の責任の下に、連合の機関及び諮問委員会の事務局の事務を行う。

第百三十条 連合の機関の書類の準備及び配布

1 国際事務局は、各会期の際に発行される全ての書類を準備するものとし、万国郵便連合のウェブサイト上で利用可能とする。国際事務局は、また、特に設けられた効率的なシステムを用いて、新たな電子的な書類の発行についても万国郵便連合のウェブサイト上で通知する。

第百三十一条 加盟国の表

1 国際事務局は、加盟国の分担等級、加盟国の属する地理的集団及び加盟国による連合の文書の締結状況を示す加盟国の表を作成し、これを常に最新のものとする。

第百三十二条 情報、意見、文書の説明及び改正の請求、照会並びに清算への関与

1 国際事務局は、管理理事会、郵便業務理事会、加盟国及びその指定された事業体に対し、要請があったときはいつでも、郵便業務の問題に関する有益な情報を提供する。

2 国際事務局は、特に、国際郵便業務に関する全ての種類の情報を収集し、整理し、発行し、及び配布すること、係争問題につき当事者の請求に応じて意見を表明すること、連合の文書の説明及び改正についての請求を処理すること並びに、通常、連合の文書によって同事務局に割り当てられ、又は連合のために同事務局が行うよう指示された研究及び編集上又は記録上の事務を行うことを任務とする。

3 国際事務局は、また、加盟国及びその指定された事業体の請求に基づき、特定の問題についての他の加

盟国及びこれらの加盟国の指定された事業体の意見を知るために照会を行う。照会の結果は、賛否の表明としての性質を有するものではなく、また、いずれの加盟国及びその指定された事業体も拘束するものではない。

4 国際事務局は、郵便業務に関する各種の勘定の清算につき決済機関として仲介を行うことができる。

5 国際事務局は、連合の文書又は決定に従って自己の任務を遂行するために加盟国又はその指定された事業体から提供された営業上の情報の秘密性及び保護を確保する。

第百三十三条 技術協力

1 国際事務局は、国際的な技術協力の分野において郵便に関するあらゆる形態の技術援助の増進を図ることを任務とする。

第百三十四条 国際事務局の供給する証票

1 国際事務局は、国際返信切手券を作成し、これを請求する加盟国及びその指定された事業体に対して実費で供給することを任務とする。

第百三十五条 限定連合の文書及び特別取極

1 万国郵便連合憲章第八条の規定に基づいて締結された限定連合の文書及び特別取極は、当該限定連合の事務局又は当該事務局が行わない場合にはこれらを締結した国の一が国際事務局にこれらの写しを二通送付する。

2 国際事務局は、限定連合の文書及び特別取極が連合の文書に定める条件よりも公衆に不利な条件を定めないように監視するものとし、この2の規定により違反の存在を認めた場合には、これを管理理事会に通報する。

3 国際事務局は、この条に規定する限定連合及び特別取極の存在を加盟国及びその指定された事業体に通報する。

第百三十六条 連合の機関誌

1 国際事務局は、利用することのできる書類を参考資料として、ドイツ語、英語、アラビア語、中国語、スペイン語、フランス語及びロシア語により機関誌を編集する。

第百三十七条 連合の活動に関する年次報告書

1 国際事務局は、連合の活動について年次報告書を作成し、管理理事会の運営委員会の承認を得た上

で、加盟国、その指定された事業体、限定連合及び国際連合に送付する。

第三章 議案の提出及び審査、採択された決定の通報並びに施行規則及び採択された決定の効力発生

第百三十八条 大会議への議案の提出の手續

1 加盟国による大会議への全ての種類の議案の提出は、2及び5の規定が適用される場合を除くほか、次の手續による。

1.1 大会議の開会日の六箇月前までに国際事務局に到着する議案は、受理される。

1.2 編集上の議案は、大会議の開会日に先立つ六箇月の期間は、受理されない。

1.3 実質的な議案であつて大会議の開会日の六箇月前から四箇月前までの期間に国際事務局に到着するのは、少なくとも他の二の加盟国の支持がない限り、受理されない。

1.4 実質的な議案であつて大会議の開会日に先立つ四箇月前から二箇月前までの期間に国際事務局に到着するものは、少なくとも他の八の加盟国の支持がない限り、受理されない。その後到着する議案は、受理されない。

1.5 議案に対する支持の通告は、当該議案に係る期間と同一の期間内に国際事務局に到着しなければならない。

2 万国郵便連合憲章及びこの一般規則に関する議案は、大会議の開会の六箇月前までに国際事務局に到着しなければならない。大会議の開会の六箇月前から開会までの間に到着する議案は、当該議案を審査することを大会議に代表を出している加盟国の三分の二以上の多数による議決で大会議が決定しない限り、かつ、1に定める条件が遵守されない限り、審査の対象とされない。

3 各議案は、原則として一の目的のみを有し、かつ、その目的にかなつた変更のみを内容としなければならない。また、連合に実質的な支出をもたらすおそれのある議案は、その実施に必要な資金を決定するために、当該議案を提出する加盟国が国際事務局と協議の上作成した財政的影響に関する記載を伴うものとする。

4 編集上の議案には、これを提出する加盟国が「Proposition d'ordre rédactionnel」の記載をその上部に付するものとし、国際事務局は、番号の末尾にRの文字を付してこれを発行する。当該記載のない議案であつて同事務局が編集上の問題にのみ関する議案と認めるものは、適当な注を付して発行する。同事務局は、これらの議案の表を大会議のために作成する。

5 1及び4に定める手続は、大会議内部規則に関する議案の提出及び既に提出された議案の修正案の提出については、適用しない。

第百三十九条 大会議から大会議までの間における条約又は約定の改正の議案の提出の手続

1 いずれかの加盟国が万国郵便条約又は約定に関して大会議から大会議までの間に提出する議案は、審査の対象とされるためには、少なくとも他の二の加盟国の支持を得なければならない。この議案は、国際事務局が必要数の支持の通告とともに受領しない場合には、無効となる。

2 1の議案は、国際事務局を通じて他の加盟国に送付される。

第百四十条 大会議から大会議までの間における条約又は約定の改正の議案の審査

1 万国郵便条約及び約定並びにこれらの最終議定書に関する議案は、次の手続に付する。

いずれかの加盟国が国際事務局に議案を送付した場合には、同事務局は、検討のため全ての加盟国に当該議案を送付する。加盟国は、議案の検討及び同事務局への意見の送付のため、二箇月の期間を与えられる。修正は、認められない。この二箇月の期間が経過した後、同事務局は、受領した全ての意見を加盟国に通報し、当該議案に対する賛否を表明するよう各加盟国に要請する。二箇月の期間内に賛否を通告しない加盟国は、棄権したものとみなされる。これらの期間は、同事務局の回章の日付の日から起算する。

2 議案がいずれかの約定又はその最終議定書に関するものである場合には、当該約定の締約国である加盟国のみが、1の手続に参加することができる。

第百四十一条 大会議が行う決定に基づく新たな施行規則の作成に関する議案の郵便業務理事会への提出の手続

1 万国郵便条約の施行規則及び郵便送金業務に関する約定の施行規則は、大会議の行う決定に基づき、郵便業務理事会が作成する。

2 万国郵便条約又は郵便送金業務に関する約定について提案された改正に伴う議案は、関係する大会議の議案とともに国際事務局に同時に提出されるものとし、他の加盟国の支持なしに、一の加盟国が提出することができる。当該議案は、遅くとも大会議の開会の一箇月前までに全ての加盟国に送付される。

3 大会議の終了後六箇月以内に新たな施行規則を作成するために郵便業務理事会が審査する施行規則に関するその他の議案は、遅くとも大会議の開会の二箇月前までに国際事務局に提出される。

4 大会議の決定の結果必要となる施行規則の改正に関する議案であつて、加盟国により提出されるものは、遅くとも郵便業務理事会の開会の二箇月前までに国際事務局に到着しなければならない。当該議案は、遅くとも同理事会の開会の一箇月前までに全ての加盟国及びその指定された事業体に送付される。

第百四十二条 郵便業務理事会による施行規則の改正

1 施行規則を改正する議案は、郵便業務理事会が取り扱う。

2 施行規則を改正する議案は、他の加盟国による支持を必要としない。

3 この条に規定する議案は、郵便業務理事会が緊急の必要があると認める場合にのみ、同理事会による審査の対象とされる。

第百四十三条 大会議から大会議までの間に採択された決定の通報

1 万国郵便条約及び約定並びにこれらの最終議定書の改正は、加盟国政府に対する国際事務局長の通報によつて確定される。

2 郵便業務理事会による施行規則及び施行規則の最終議定書の改正は、国際事務局が加盟国及びその指定された事業体に通報する。万国郵便条約第三十八条^{3.2}及び約定の条項であつて同条約第三十八条^{3.2}に相当するものに定める規定の解釈についても、同様とする。

第百四十四条 施行規則及び大会議から大会議までの間に採択された決定の効力発生

1 施行規則は、大会議が作成した連合の文書と同一の日に効力を生じ、同一の期間効力を有する。

2 1の規定が適用される場合を除くほか、大会議から大会議までの間に採択された連合の文書の改正に関する決定は、その通報の少なくとも三箇月後でなければ実施されない。

第四章 財政

第百四十五条 連合の経費の決定

1 連合の機関の活動に係る年次経費は、2から6までの規定が適用される場合を除くほか、二十三年から二十六年までの各年につき三千七百二十万五千スイス・フランを超過してはならない。

2 次回の大会議の開催に係る経費(事務局の要する旅費、運送費、同時通訳装置に係る費用、大会議の期間における書類の作成費等)は、二百九十万スイス・フランの最高限度額を超過してはならない。

3 管理理事会は、国際連合がジュネーブにおいて勤務する国際連合の職員について適用することを認めた俸給額、年金掛金又は手当(勤務地手当を含む。)の引上げを考慮して、1及び2に定める最高限度額の

超過を認めることができる。

4 管理理事会は、また、毎年、スイスの消費者物価指数を基礎として、職員に関する経費以外の経費の額を調整することができる。

5 1の規定にかかわらず、管理理事会（特に緊急の場合には、国際事務局局長）は、国際事務局の庁舎の重要なかつ予期することのできなかつた修理の費用を支払うため、定められた最高限度額の超過を認めることができる。ただし、超過額は、一年につき十二万五千スイス・フランを超えることができない。

6 1及び2の経費については、連合の円滑な運営を確保するために十分でないことが明らかとなった場合には、加盟国の過半数による議決で承認を得ることを条件として、1及び2に定める最高限度額を超過することができる。超過を必要とする事由については、協議の際に十分な説明を行う。

第四百四十六条 加盟国の分担金に関する規則

1 連合に加入し、又は連合員として加盟する国及び連合から脱退する国は、その加入、加盟又は脱退が効力を生ずる年の全期間について自国の分担金を支払う。

2 加盟国は、管理理事会の決定する予算に基づき、連合の年次経費に対する自国の分担金をあらかじめ、遅くとも当該予算の関係する会計年度の初日までに支払う。この期限を経過した後は、未払金額については、連合のために、四箇月目から年六パーセントの割合の利子が生ずる。

3 加盟国が連合に対して負う分担金（未払分につき生ずる利子は含まない。）の滞納額が、直前の二の会計年度に係る当該加盟国の分担金の額に等しいか又はこれを超える場合には、当該加盟国は、管理理事会が定めた手続に従い、他の加盟国に対して有する債権の全部又は一部を再び取り戻すことのないものとして連合に譲渡することができる。当該債権の譲渡の条件については、当該加盟国、その債務国及び債権国並びに連合の間の合意に基づいて決定する。

4 法的な理由その他の理由により3に規定する譲渡を行うことができない加盟国は、その滞納分の償還計画を取り決める責任を負う。

5 連合に対して負う分担金の滞納については、例外的な状況を除くほか、その滞納額の回収期間が十年を超えてはならない。

6 管理理事会は、例外的な状況において、加盟国が未払の元金全額を支払った場合には、支払うべき利子の全部又は一部を免除することができる。

7 加盟国は、管理理事会によって承認された滞納分の償還計画の枠内で、既に生じた、又は将来生ずる利子の全部又は一部を免除される。ただし、その免除については、最長十年の合意される期間内において償還計画を完全にかつ遅滞なく実施することを条件とする。

8 3から7までの規定は、国際事務局が言語集団に属する加盟国に請求する翻訳の費用について準用する。

第四百四十七条 資金の不足

1 資金の不足を補うために連合に予備基金を設ける。その額は、管理理事会が定める。同基金は、主として予算の剰余金によつて維持される。同基金は、予算の収支を合わせるため又は加盟国の分担金の額を引き下げるためにも、使用することができる。

2 連合の一時的な資金不足の場合には、スイス連邦政府は、合意によつて定める条件に従い、連合に対し必要な短期の立替払を行う。

第四百四十八条 出納事務及び会計事務の監督

1 スイス連邦政府は、大会議が定めた金額の限度内における国際事務局の出納事務及び会計事務を無報酬で監査する。

第四百四十九条 自動的制裁

1 第四百四十六条3に規定する譲渡を行うことができない加盟国であつて、国際事務局が提案した同条4の規定に基づく償還計画の提出に同意せず、又は償還計画を実施しないものは、大会議並びに管理理事会及び郵便業務理事会の会合における投票権を自動的に失うものとし、当該各理事会の理事国となる資格も失う。

2 連合に対して負う分担金の滞納に関し、関係する加盟国が未払の元金及び利子全額を支払ったとき又は滞納分の償還計画を提出することに同意したときは、自動的制裁は、当然にかつ直ちに解除される。

第五百十条 分担等級

1 加盟国は、自国の属する分担等級に従い、連合の経費を分担する。分担等級は、次のとおりとする。

- 五〇単位等級
- 四五単位等級
- 四〇単位等級

- 三五単位等級
 - 三〇単位等級
 - 二五単位等級
 - 二〇単位等級
 - 一五単位等級
 - 一〇単位等級
 - 五単位等級
 - 三単位等級
 - 一単位等級
- 二分の一単位等級(国際連合が定める後発開発途上国その他管理理事会が指定する国のためのもの)
- 2 いずれの加盟国も、1に規定する分担等級に代えて、少なくとも大会議から大会議までの間に等しい期間継続することを条件として、その加盟国が属する分担等級に相当する分担単位数よりも大きい分担単位数の拠出を選定することができる。このような変更は、遅くとも大会議の際に公表するものとする。大会議から大会議までの期間が満了した時点において、その加盟国は、当該加盟国がより大きい分担単位数の拠出の維持を決定しない限り、自動的に当初の分担単位数に戻る。追加の分担金の支払に应じて経費も増加するものとする。
 - 3 加盟国は、連合への加入又は加盟の際に、万国郵便連合憲章第二十一条4に定める手続に従つて1に規定する分担等級のいずれかに属する。
 - 4 加盟国は、その後、遅くとも大会議の開会の二箇月前までに国際事務局に変更の要請を送付することを条件として、より低い分担等級を選定することができる。大会議は、分担等級の変更に係るこれらの要請について、拘束力のない見解を示す。要請を送付した加盟国は、当該見解に従うか否かについて自由に決定することができる。当該加盟国の最終的な決定は、大会議の終了前に国際事務局に伝達されるものとする。変更に係る要請は、大会議が定める財政に関する規定の効力発生の日に効力を生ずる。定められた期限までに分担等級の変更の希望を表明しなかつた加盟国は、その時まで属していた分担等級に引き続き属する。
 - 5 加盟国は、一度に二段階以上低い分担等級への変更を要求することができない。

- 6 国際的な救援計画を必要とする自然災害のような例外的状況の下において、加盟国が当初に選定した分担等級に従つた分担金を維持することができなくなったことを立証した場合には、管理理事会は、当該加盟国の請求に応じて次回の大会議までの期間中一回に限り、一段階低い分担等級への一時的な変更を認めることができる。また、同理事会は、同様の状況の下において、既に一単位等級に属する加盟国であつて後発開発途上国に属さないものにつき二分の一単位等級への一時的な変更を認めることができる。
- 7 6の規定の適用による分担等級の一時的な変更は、二年(二年以内に次回の大会議が開催される場合には、当該大会議までの期間)を限度とする期間に限つて、管理理事会が認めることができる。この期間が満了した時点において、関係する加盟国は、自動的に当初の分担等級に戻る。
- 8 4及び5の規定にかかわらず、一層高い分担等級への変更については、いかなる制限も付さない。
- 第百五十一条 国際事務局の供給する物品についての支払
- 1 国際事務局が加盟国及びその指定された事業体に有償で供給する物品についての支払は、できる限り速やかに、遅くとも同事務局が計算書を発送した月の翌月の初日から六箇月以内に行う。未払金額については、連合のために、当該期限の日から年五パーセントの割合の利子が生ずる。
- 第百五十二条 利用者の資金提供による補助機関の組織
- 1 郵便業務理事会は、管理理事会の承認を条件として、万国郵便連合憲章第十八条に規定する自己の権限の範囲内における業務上、営業上、技術上及び経済上の活動であつて通常予算によつて賄うことができないものを行うため、利用者の資金提供による補助機関(その資金提供は任意とする。)を設立することができる。
- 2 郵便業務理事会は、同理事会の下に1に規定する補助機関を設立する場合には、政府間機関としての連合の基本的な規則及び原則を十分に考慮しつつ当該補助機関の規則が準拠する枠組みを決定し、承認を得るために管理理事会に提出する。当該枠組みには、次の要素を含む。
- 2.1 任務
- 2.2 構成(当該補助機関の構成員の分類を含む。)
- 2.3 意思決定についての規則(当該補助機関の内部構造及び当該補助機関と万国郵便連合の他の機関との関係を含む。)
- 2.4 投票及び代表についての原則

2.5 財政（出資、利用料等） 2.6 事務局の構成及び運営上の構造 3 利用者の資金提供による補助機関は、2に規定する枠組みであつて、郵便業務理事会が決定し、管理理事会が承認するものの中で自律的に活動するものとし、承認を得るために郵便業務理事会に提出する自己の活動に関する年次報告書を作成する。 4 管理理事会は、利用者の資金提供による補助機関が通常予算に払い込むべき経費に関する規則を作成し、連合の財政規則において公表する。 5 国際事務局局長は、管理理事会によつて承認され、及び利用者の資金提供による補助機関のために雇用する職員に適用される職員規則に基づき、当該補助機関の事務局を管理する。当該補助機関の事務局は、国際事務局の不可分の一部を成す。 6 この条の規定に従つて設立される利用者の資金提供による補助機関に関する情報は、その設立の後に大会議に報告される。 第五章 仲裁 第五百五十三条 仲裁手続 1 仲裁によつて解決を図る紛議が加盟国間で生じた場合には、その一方の当事者である加盟国は、他方の当事者である加盟国に対し、紛議の対象となつてゐる事項を書面により通報し、及び仲裁手続の開始の意思を通知により表明しなければならない。 2 紛議が業務上の又は技術的な性格を有する問題に係るものである場合には、各加盟国は、自国の指定された事業体に対し、3から14までに規定する手続に従つて行動することを要請し、及び権限を委任することが出来る。関係する加盟国は、仲裁手続の進捗状況及び結果について通報を受ける。以下この条において当事者である加盟国又は関係する指定された事業体を「係争当事者」という。 3 係争当事者は、一又は二の仲裁者を指定することを選択する。 4 係争当事者が三の仲裁者を指定することを選択する場合には、各当事者は、係争に直接の利害関係を有しておらず、仲裁者として行動する加盟国又は2の規定に従つて仲裁者として行動する指定された事業体を選定する。二以上の加盟国又は指定された事業体が提携する場合には、これらの加盟国又は指定された事業体は、この条の規定の適用上、単一の当事者とみなす。	
	5 当事者が三の仲裁者を指定することを合意する場合には、第三の仲裁者については、当事者間の共同の合意により指定されるものとし、加盟国又は指定された事業体を指定することを要しない。 6 いずれかの約定に関する紛議の場合には、当該約定に参加している加盟国以外の加盟国を仲裁者として指定することができない。 7 係争当事者は、合意により単一の仲裁者を指定することができるものとし、加盟国又は指定された事業体を指定することを要しない。 8 国際事務局は、仲裁手続の開始の通知が行われた日から三箇月以内に一方又は双方の係争当事者が仲裁者を指定しない場合において、要請が行われたときは、仲裁者を指定しない加盟国に対して仲裁者の指定を促し、又は職権により自ら仲裁者を指定する。同事務局は、双方の当事者が要請を行わない限り、審議に参加しない。 9 係争当事者は、一又は二以上の仲裁者によつて裁定が言い渡される前になる時においても、紛議を解決することを共同して合意することができる。当事者は、紛議を解決する決定の後十日以内に国際事務局に対して仲裁手続の取下げを書面により通報しなければならない。当事者が仲裁手続の取下げを合意した場合には、一又は二以上の仲裁者は、その紛議を裁定する権限を失う。 10 一又は二以上の仲裁者は、提供された事実及び情報に基づいて紛議の裁定を行う。紛議に係る全ての事項は、当事者及び一又は二以上の仲裁者に通報されなければならない。 11 一又は二以上の仲裁者は、投票の過半数による議決で裁定を行うものとし、当該裁定は、仲裁手続の開始の通知が行われた日の後六箇月以内に国際事務局及び当事者に通知される。 12 仲裁手続は秘密とされ、紛議についての簡潔な説明及び裁定のみが、当該裁定が当事者に通知された後十日以内に国際事務局に書面により通報される。 13 一又は二以上の仲裁者による裁定は、最終的なものとし、全ての当事者を拘束し、及び上訴を許さない。 14 係争当事者は、一又は二以上の仲裁者による裁定を遅滞なく実施する。加盟国が仲裁手続に関与し、及び当該仲裁手続に従う権限を自国の指定された事業体に委任する場合には、当該加盟国は、当該指定された事業体が一又は二以上の仲裁者による裁定を実施することを確保する責任を負う。 第六章 連合内で使用する言語

第百五十四条 国際事務局の業務用言語

1 国際事務局の業務用言語は、フランス語及び英語とする。

第百五十五条 書類、審議及び業務上の通信に使用する言語

1 連合が発行する書類には、フランス語、英語、アラビア語及びスペイン語を使用する。ドイツ語、中国語、ポルトガル語及びロシア語も、これらの言語による書類の作成が特に重要な基本的な書類に限られることを条件として、使用することができる。その他の言語も、当該言語の使用を請求する加盟国が関係する全ての費用を負担することを条件として、使用することができる。

2 公用語以外の一の言語の使用を請求した一又は二以上の加盟国は、一の言語集団を構成する。

3 書類は、国際事務局が、直接、又は2の規定によつて構成された言語集団の地域事務局の仲介により、かつ、国際事務局と当該地域事務局との間で合意される方法に従い、公用語及び当該言語集団の言語で発行する。各言語による書類は、同一の様式によつて発行する。

4 国際事務局が直接発行する書類は、できる限り、請求された各言語について同時に配布する。

5 加盟国又はその指定された事業体と国際事務局との間及び同事務局と第三者との間の通信は、同事務局が翻訳業務を有する言語のいずれによつても行うことができる。

6 いずれかの言語への翻訳の費用(5の規定の適用から生ずる費用を含む。)は、当該言語の使用を請求した言語集団が負担する。公用語を使用する加盟国は、公用語以外の言語への翻訳の費用として、一定額の支払を行う。当該一定額に係る分担単位当たりの金額は、国際事務局の他の業務用言語を使用する加盟国が負担する分担単位当たりの金額と同額とする。書類の提供に関するその他の全ての費用は、連合が負担する。ドイツ語、中国語、ポルトガル語及びロシア語による書類の作成について連合の負担する費用の最高限度額は、大会議の決議によつて定める。

7 言語集団の負担する費用は、当該言語集団の構成国の間で連合の経費の分担額に比例して分担する。当該費用は、当該言語集団の構成国の間で他の分担基準によつて分担することもできる。ただし、関係加盟国が、これについて合意し、かつ、これについての決定を当該言語集団の代弁者の仲介により国際事務局に通告することを条件とする。

8 国際事務局は、加盟国が言語の選択を変更することを請求する場合には、一定の期間(二年を超えないものとする。)の後にこれに応ずる。

9 連合の機関の会合における審議の際には、通訳施設(電子装置の有無を問わない。)により、フランス語、英語、スペイン語、ロシア語及びアラビア語を使用することができる。通訳施設の選択は、会合の主催者が、国際事務局長及び関係加盟国と協議の上、裁量によつて行う。

10 9の言語以外の言語も、9に規定する会合及び審議の際に使用することができる。

11 9の言語以外の言語を使用する代表団は、9の通訳施設に必要な技術上の変更を加えることが可能である場合には当該通訳施設により、又は特別の通訳者により、9の言語のうちいずれか一の言語への同時通訳を確保する。

12 通訳の費用は、同一の言語を使用する加盟国の間で連合の経費の分担額に比例して分担する。ただし、装置の設置及び維持の費用は、連合が負担する。

13 加盟国又はその指定された事業体は、相互間における業務上の通信に使用する言語について取決めるを行うことができる。取決めがない場合には、使用する言語はフランス語とする。

第七章 最終規定

第百五十六条 この一般規則に関する議案の承認の条件

1 この一般規則に関する議案であつて大会議に提出されたものは、実施されるためには、大会議に代表を出している加盟国であつて投票権を有するものの過半数による議決で承認されなければならない。投票の際には、投票権を有する加盟国の三分の二以上が出席していなければならない。

第百五十七条 国際連合との協定に関する議案

1 前条に定める承認の条件は、万国郵便連合と国際連合との間で締結された協定を改正するための議案についても適用する。ただし、関係する協定において改正の条件についての定めがない場合に限る。

第百五十八条 この一般規則の改正、効力発生及び有効期間

1 大会議が採択した改正は、追加議定書の対象となり、その大会議において反対の決定がされない限り、その大会議において更新された文書と同時に効力を生ずる。

2 この一般規則は、二十四年一月一日に効力を生じ、無期限に効力を有する。

以上の証拠として、加盟国政府の全権委員は、国際事務局長に寄託されるこの一般規則の本書一通に署名した。万国郵便連合国際事務局は、その謄本一通を各締約国に送付する。

二十二年十月十一日にドーハで作成した。

万国郵便条約

万国郵便連合加盟国の政府の全権委員である下名は、千九百六十四年七月十日にウィーンで作成された万国郵便連合憲章第二十二条3の規定に鑑み、合意により、かつ、同憲章第二十五条4の規定の適用があることを条件として、国際郵便業務に適用される規則をこの条約で定めた。

第一部 国際郵便業務に適用される共通の規則

第一章 総則

第一条 定義

- 1 この条約の適用上、次の用語は、次に定義する意味を有する。
 - 1.1 「小包」とは、この条約及び小包郵便に関する施行規則に定める条件により運送される郵便物をいう。
 - 1.2 「閉袋」とは、票札を付し、かつ、封鉛又は他の方法によつて封かんされた一又は二以上の郵袋その他の容器であつて、郵便物を包有するものをいう。

1.3 「線路を誤った郵袋」とは、票札の示す交換局以外の交換局で受領した容器をいう。

1.4 「個人情報」とは、郵便業務の利用者を特定するために必要な情報をいう。

1.5 「誤送された郵便物」とは、一の交換局で受領した郵便物であつて、本来他の加盟国の交換局で受領されるべきものをいう。

1.6 「郵便物」とは、通常郵便物、小包郵便物、郵便為替証書等郵便により差し出される個々の物を意味する包括的な用語をいう。

1.7 「継越料」とは、通過国の運送機関（指定された事業体若しくは指定された事業体以外の団体又はその双方）が実施する陸路継越し、海路継越し及び航空路継越しの業務に対する報酬をいう。

1.8 「到着料」とは、差出国の指定された事業体が、名宛国において受領される通常郵便物の取扱いに係る費用を補償する名目で、当該名宛国の指定された事業体に支払うべき補償金をいう。

1.9 「指定された事業体」とは、郵便業務を運営し、及び自国の領域において連合の文書から生ずる関連する義務を履行するために、加盟国によつて正式に指定された政府機関又は非政府機関をいう。

1.10 「小形包装物」とは、この条約及び通常郵便に関する施行規則に定める条件により運送される郵便物をいう。

1.11 「到着の陸路割当料金」とは、差出国の指定された事業体が、名宛国において受領される小包郵便物の取扱いに係る費用を補償する名目で、当該名宛国の指定された事業体に支払うべき補償金をいう。

1.12 「継越しの陸路割当料金」とは、通過国の運送機関（指定された事業体若しくは指定された事業体以外の団体又はその双方）が当該国の領域を経由する小包郵便物の運送のために実施する陸路継越し及び航空路継越しの業務に対して支払うべき報酬をいう。

1.13 「海路割当料金」とは、小包郵便物の海路運送に参加する運送機関（指定された事業体若しくは指定された事業体以外の団体又はその双方）が実施する業務に対して支払うべき報酬をいう。

1.14 「普遍的な郵便業務」とは、その質を重視した郵便の役務であつて、全ての利用者が、加盟国の領域の全ての地点において、恒久的に、かつ、合理的な価格の下で提供を受けるものをいう。

1.15 「開袋継越し」とは、名宛国に宛てて開袋を作成することが適当でない通数又は重量の郵便物の仲介国による継越しをいう。

第二条 この条約への加入から生ずる義務を履行する責任を負う一又は二以上の機関の指定

1 加盟国は、郵便事業を監督する責任を負う政府機関の名称及び所在地を大会議の終了後六箇月以内に国際事務局に通報する。また、加盟国は、郵便業務を運営し、及び自国の領域において連合の文書から生ずる義務を履行するために正式に指定された事業体の名称及び所在地を大会議の終了後六箇月以内に国際事務局に通報する。大会議から大会議までの間における政府機関及び正式に指定された事業体の変更は、可能な限り速やかに国際事務局に通報する。

第三条 普遍的な郵便業務

1 加盟国は、連合の単一の郵便領域という概念を強固にするため、全ての利用者が、その質を重視した郵便の役務を、加盟国の領域の全ての地点において、恒久的に、かつ、合理的な価格の下で受けることができるような普遍的な郵便業務の提供を受ける権利を享有することを確保する。

2 1に定める目的のため、加盟国は、自国の郵便に関する法令の範囲内では他の通常的手段により、自国民のニーズ及び国内事情を考慮して、関係する郵便業務の範囲を定めるとともに、その質を重視し、及び合理的な価格を設定することについての条件を定める。

3 加盟国は、普遍的な郵便業務の提供を任務とする者が、このような郵便業務の提供を可能とし、及び質に係る基準を尊重することを確保する。

4 加盟国は、普遍的な郵便業務が実行可能な方法により提供されることによつてその永続性が保障されることを確保する。

第四条 継越しの自由

1 万国郵便連合憲章第一条に規定する継越しの自由の原則により、加盟国は、その指定された事業体以外の指定された事業体から引き渡される開袋及び開袋通常郵便物を、いかなる場合にも、自国内で差し出される郵便物について利用する最も速達の線路によつて、かつ、最も安全な方法によつて送達することを確保する義務を負う。この原則は、誤送された郵便物及び線路を誤った郵袋についても適用する。

2 伝染性物質又は放射性物質を包有する書状の交換に参加しない加盟国は、自国の領域を経由するこれらの書状の開袋継越しを認めないことができる。通過国である加盟国は、通常郵便物(書状、郵便葉書及び盲人用郵便物を除く)の開袋継越しを認めないことができる。このことは、印刷物(定期刊行物、雑誌等)、小形包装物及びM郵袋であつて、自国内における発行又は流布の条件を定める法令に抵触するものについても、同様とする。

3 陸路又は海路によつて送達される小包郵便物についての継越しの自由は、小包郵便業務に参加する国の領域においてのみ保障される。

4 航空小包についての継越しの自由は、連合の全境域において保障される。ただし、小包郵便業務に参加しない加盟国は、航空小包の平面路による送達を確保することを強制されない。

5 加盟国が継越しの自由に関する規定を遵守しない場合には、他の加盟国は、当該加盟国との間の郵便業務を廃止する権利を有する。

第五条 郵便物の所屬、取戻し、宛名の変更又は訂正、転送及び配達不能の郵便物の差出人への返送

1 郵便物は、差出国又は名宛国の法令及び第十八条2.1又は3の規定が適用される場合には継越国の法令に基づいて差し押さえられた場合を除くほか、権利者に配達される時まで差出人に所屬する。

2 郵便物の差出人は、郵便物を取り戻し、又はその宛名を変更し、若しくは訂正することができる。料金その他の条件については、この条約の施行規則に定める。

3 加盟国は、その指定された事業体が配達不能の郵便物を差出人に返送すること及び受取人がその住所を変更した場合には郵便物を転送することを確保する。料金その他の条件については、この条約の施行規則に定める。

第六条 料金

1 各種の国際郵便業務及び特別業務に関する料金は、この条約及びその施行規則に定める原則に従い、自国の法令に依りて、加盟国又はその指定された事業体が定める。これらの料金は、原則として、これらの業務の提供に必要な費用と関係を有するものでなければならない。

2 差出側の加盟国又はその指定された事業体は、自国の法令に依りて、通常郵便物及び小包郵便物の運送に係る普通料金を定める。当該料金には、配達業務が名宛国において実施されているときは、郵便物の受取人の住所への配達費用を含む。

3 適用する料金(連合の文書においてガイドラインの対象として定められているものを含む。)は、同様の性質(種類、数量、処理時間等)を有する郵便物につき内国制度において適用する料金を下回ってはならない。

4 加盟国又はその指定された事業体は、自国の法令に依りて、連合の文書においてガイドラインの対象と

して定められている料金を超える料金を適用することができる。

5 3に規定する料金の最低限度額以上であることを条件として、加盟国又はその指定された事業体は、その定めた料金を、自国の領域内で差し出される通常郵便物及び小包郵便物について、自国の法令の定めるところにより引き下げて適用することができる。加盟国又はその指定された事業体は、特に、郵便物を多量に差し出す利用者に対して優遇料金を認めることができる。

6 連合の文書に規定する料金以外の郵便料金は、種類のいかんを問わず、利用者から徴収してはならない。

7 連合の文書に別段の定めがある場合を除くほか、指定された事業体は、徴収した料金を取得する。

第七条 郵便料金の免除

1 原則

1.1 郵便料金の免除（郵便料金納付の免除）は、この条約に明文の定めのある場合に限って行う。もっとも、この条約の施行規則は、加盟国、指定された事業体又は限定連合が差し出す郵便業務の事務用通常郵便物及び事務用小包郵便物の郵便料金納付の免除並びにこれらの郵便物の継越料、到着料及び到着の割当料金の支払の免除について定めることができる。また、限定連合、加盟国又は指定された事業体宛てに万国郵便連合国際事務局が差し出す通常郵便物及び小包郵便物は、郵便業務の事務用郵便物とみなし、郵便料金を免除する。もっとも、差出側の加盟国又はその指定された事業体は、当該通常郵便物及び小包郵便物について航空割増料金を徴収することができる。

2 捕虜及び抑留された文民

2.1 通常郵便物、小包郵便物及び郵便送金業務に係る郵便物であつて、捕虜が直接又はこの条約の施行規則及び郵便送金業務に関する約定の施行規則に定める機関を通じて発受するものについては、郵便料金（航空割増料金を除く。）を免除する。中立国内に收容され、かつ、抑留されている交戦者は、この2.1の規定の適用上、捕虜とみなす。

2.2 2.1の規定は、通常郵便物、小包郵便物及び郵便送金業務に係る郵便物であつて、直接又はこの条約の施行規則及び郵便送金業務に関する約定の施行規則に定める機関を通じ、戦時における文民の保護に関する千九百四十九年八月十二日のジュネーヴ条約に規定する抑留された文民に宛てて他国から発出されるもの又はこれらの者が差し出すものについても適用する。

2.3 この条約の施行規則及び郵便送金業務に関する約定の施行規則に定める機関も、2.1及び2.2に規定する者に関する通常郵便物、小包郵便物及び郵便送金業務に係る郵便物であつて、これらの機関が直接又は仲介者として発受するものについては、郵便料金の免除の利益を享受する。

2.4 2.1から2.3までの規定により郵便料金を免除される小包の差出しは、重量五キログラムを超えないものに限り認められる。内容品を分割することのできない小包及び捕虜に分配するために收容所又は捕虜の代表者に宛てた小包については、この最大限度を重量十キログラムとする。

2.5 指定された事業体の間の勘定の決済において、郵便業務の事務用小包及び捕虜又は抑留された文民が発受する小包については、航空小包に適用される航空運送料を除くほか、割当料金の割当てを行わない。

3 盲人用郵便物

3.1 差出側の指定された事業体の内国業務において引き受けることができる範囲内で、盲人のための機関に宛て、若しくは盲人のための機関から差し出され、又は盲人に宛て、若しくは盲人から差し出される盲人のための全ての郵便物については、航空割増料金を除くほか、郵便料金を免除する。

3.2 この条において、

3.2.1 「盲人」とは、自国において盲目であり、若しくは視覚に障害があるとして公式に登録され、又は世界保健機関の盲人若しくは視力の弱い者の定義に該当する全ての者をいう。

3.2.2 盲人のための機関とは、盲人のために業務を行い、又は公式に盲人を代表する全ての団体又は協会をいう。

3.2.3 盲人用郵便物には、音声を含むあらゆる形態の通信文及び刊行物並びに盲人が盲目であることから生ずる問題を克服することを支援するために作成され、又は調整された各種の器具又は用品であつて、通常郵便物に関する施行規則に定めるものを含む。

第八条 郵便切手

1 「郵便切手」という語は、この条約に基づいて保護されるものとし、この条及びこの条約の施行規則に定める条件を満たす切手にのみ用いられる。

2 郵便切手は、

2.1 連合の文書に基づき、加盟国又は地域の権限の下においてのみ発行し、流通する。

- 2.2 主権の表象であり、また、連合の文書に適合するように郵便物に貼り付ける場合には、当該郵便切手の本質的な価値に相当する料金の納付の証拠となる。
- 2.3 料金納付又は収集のため、自国の法令に基づき、発行する加盟国又は地域において通用する。
- 2.4 発行する加盟国又は地域の全ての居住者が入手可能なものでなければならぬ。
- 3 郵便切手は、次のものを含む。
 - 3.1 ローマ文字で記載された発行する加盟国又は地域の名称(注)

注 切手を発明した国であるグレートブリテンには例外が認められる。
 - 3.2 次のもので記載された額面
 - 3.2.1 原則として、発行する加盟国若しくは地域の通貨又は文字若しくは記号
 - 3.2.2 その他の識別のための特徴
- 4 郵便切手に描かれた国の紋章、監督用の公の記号及び政府間機関の記事は、工業所有権の保護に関するパリ条約に基づいて保護される。
- 5 郵便切手の主題及び意匠は、
 - 5.1 万国郵便連合憲章前文の精神及び連合の機関が行う決定に従う。
 - 5.2 加盟国若しくは地域の文化的同一性と緊密な関係を有し、又は文化の普及若しくは平和の維持に貢献するものとする。
 - 5.3 加盟国又は地域において、外国の重要人物又は出来事を記念する場合には、当該加盟国又は地域と緊密な関係を有するものとする。
 - 5.4 政治的性質又は個人若しくは国を侮辱する性質を有してはならない。
 - 5.5 加盟国又は地域にとって重要な意味を有するものとする。
- 6 連合の文書に定める郵便料金納付の印影、料金計器による印影及び印刷機その他の押印機器による印影は、加盟国又は地域が認める場合のみ使用することができる。
- 7 加盟国は、新たな素材又は技術を使用した郵便切手を発行する前に、当該郵便切手と郵便物処理する機械との適合性に関する必要な情報を国際事務局に提供する。国際事務局は、他の加盟国及びその指定された事業体にその旨を通報する。

第九条 郵便業務の保障

- 1 加盟国及びその指定された事業体は、万国郵便連合の保障基準に定める保障に関する要求を遵守し、並びに郵便業務に対する一般公衆の信頼を維持し、及び高めるため、並びに全ての関係取扱者のため、郵便業務の全ての段階における業務の保障に関する活動の戦略を採用し、及び実行する。この戦略には、特に、通報に関する万国郵便連合の技術標準に合致するものとして管理理事会及び郵便業務理事会が採択する実施規定(特に、関係する郵便物の種別及び識別の基準)に明示する郵便物についての事前の電子データの提供に関する要求に適合する原則を含む。この戦略には、また、加盟国及びその指定された事業体の間の開袋の運送及び継越しについての確実性及び業務の保障の維持に関する情報の交換を含む。
 - 2 国際郵便の一連の運送に適用される全ての保障措置は、対処すべき危険及び脅威に相応するものでなければならず、郵便ネットワークの特性を考慮し、国際的な郵便の流れ又は取引を妨げることがないようにとられなければならない。郵便業務に対する全世界的な影響を潜在的に有する保障措置は、全ての関係者の関与を得て、国際的に調整され、かつ、均衡のとれた方法でとられなければならない。
- 第十条 持続可能な開発
- 1 加盟国又はその指定された事業体は、郵便業務の全ての段階における環境、社会及び経済に関する活動に焦点を当てた持続可能な開発に関する活動の戦略を採用し、及び実行し、並びに郵便業務の範囲内で持続可能な開発に関する周知を図る。
- 第十一条 違反行為
- 1 郵便物
 - 1.1 加盟国は、次の行為を防止するため並びに次の行為を行った者を訴追し、及び処罰するために必要な全ての措置をとることを約束する。
 - 1.1.1 麻薬、向精神薬及び爆発性又は発火性の物質その他危険性のある物質を郵便物に入れること。ただし、この条約がこれらの物質を郵便物に入れることを明示的に認めている場合は、この限りでない。
 - 1.1.2 小児性愛又は児童ポルノの性質を有する物品を郵便物に入れること。
 - 2 郵便料金納付及びその手段
 - 2.1 加盟国は、次に掲げる郵便料金納付の手段に関する違反行為を防止し、抑圧し、及び処罰するために必要な全ての措置をとることを約束する。
 - 2.1.1 通用中の又は通用が廃止された郵便切手

- 2.1.2 郵便料金納付の印影
- 2.1.3 料金計器又は印刷機による印影
- 2.1.4 国際返信切手券
- 2.2 この条約の適用上、郵便料金納付の手段に関する違反行為とは、自己又は第三者のために不当な利得を得ることを意図して行われた行為であつて次に掲げるものをいうものとし、これらの行為は、処罰される。
- 2.2.1 郵便料金納付の手段を変造し、模造し、若しくは偽造する行為又は郵便料金納付の手段の不正な製造に係る不法な行為
- 2.2.2 変造され、模造され、又は偽造された郵便料金納付の手段を使用し、流布し、販売し、配布し、頒布し、輸送し、展示し、又は広告する行為
- 2.2.3 既に使用した郵便料金納付の手段を郵便目的で使用し、又は流布する行為
- 2.2.4 これらの違反行為の未遂
- 3 相互主義
- 3.1 処罰については、関係する郵便料金納付の手段が国内のものであるか外国のものであるかを問わず、2に規定する行為の間に差別を設けてはならない。この規定は、法令上又は条約上の相互主義についての規定の対象とならない。
- 第十二条 個人情報の取扱い
- 1 利用者の個人情報は、適用される国内法令に従い、その収集された目的のためにのみ利用することができ。
- 2 利用者の個人情報は、適用される国内法令により当該個人情報を入手することが許可された第三者のみ開示される。
- 3 加盟国及びその指定された事業体は、自国の法令に従い、利用者の個人情報の秘密性及び保護を確保する。
- 4 指定された事業体は、その利用者にその個人情報の利用及びそれを収集した目的について周知させる。
- 第二部 通常郵便及び小包郵便に適用される規則
- 第一章 業務の提供

- 第十三条 基礎業務
- 1 加盟国は、その指定された事業体が通常郵便物を引き受け、取り扱い、運送し、及び配達することを確保する。
- 2 通常郵便物とは、次のものをいう。
- 2.1 重量二キログラムまでの優先郵便物及び非優先郵便物
- 2.2 重量二キログラムまでの書状、郵便葉書、印刷物及び小形包装物
- 2.3 重量七キログラムまでの盲人用郵便物
- 2.4 重量三十キログラムまでの同一名宛地の同一受取人に宛てた新聞紙、定期刊行物、書籍その他これらに類する印刷された書類を包有する「M郵袋」という特別の郵袋
- 3 通常郵便物は、通常郵便に関する施行規則に従つて、郵便物の取扱速度又は郵便物の内容品により分類される。
- 4 2に定める重量制限を超える重量制限は、通常郵便に関する施行規則に定める条件に従つて、特定の種類の通常郵便物について任意に適用する。
- 5 8に規定する場合を除くほか、加盟国は、更に、その指定された事業体が、この条約の定めるところにより、又は自国から発送する小包の場合においては二国間の取決めを行った後に利用者に一層有利な他の方法により、重量二十キログラムまでの小包郵便物を引き受け、取り扱い、運送し、及び配達することを確保する。
- 6 重量二十キログラムを超える重量制限は、小包郵便に関する施行規則に定める条件に従つて、特定の種類の小包郵便物について任意に適用する。
- 7 その指定された事業体が小包の運送を行っていない加盟国は、運送企業にこの条約の規定を実施させることができる。このような加盟国は、小包郵便業務を、運送企業によつて運送が行われる地域から発出し、又は当該地域に宛てた小包に限定することができる。
- 8 5の規定にかかわらず、二十一年一月一日前に小包郵便物に関する約定の締結国でなかつた加盟国は、小包郵便業務を提供する義務を負わない。
- 第十四条 型による通常郵便物の分類
- 1 通常郵便物は、前条3に規定する分類の方法において、その型により、小型郵便物（P）、大型郵便物

(G) 又は巨大郵便物(E) に分類することができる。大きさ及び重量の制限については、通常郵便に關する施行規則に定める。

第十五条 追加の業務

- 1 加盟国は、次の義務的かつ追加の業務の提供を確保する。
 - 1.1 自国から發送する航空通常郵便物及び優先通常郵便物に係る書留郵便業務
 - 1.2 自国宛ての全ての書留通常郵便物に係る書留郵便業務
- 2 加盟国又はその指定された事業体は、次の追加の業務を提供することを取り決めた指定された事業体の間において当該業務を任意のものとして確保することができる。
 - 2.1 通常郵便物及び小包に係る保険付郵便業務
 - 2.2 通常郵便物及び小包に係る代金引換郵便業務
 - 2.3 通常郵便物及び小包に係る速達業務
 - 2.4 書留通常郵便物及び保険付通常郵便物に係る受取人本人への手交業務
 - 2.5 通常郵便物及び小包に係る料金・課金別納郵便物の配達業務
 - 2.6 壊れやすい小包及び取扱困難な小包に係る業務
 - 2.7 一の差出人から外国に宛てて多量に差し出される小包の發送業務
 - 2.8 当初の差出人の承認に基づき、受取人が当該差出人への物品の返送を指示する場合における物品の返送業務
- 3 次の三の追加の業務は、義務的側面及び任意的側面のいずれも有する。
 - 3.1 基本的に任意である国際郵便料金受取人払業務。もつとも、同業務の返信に係る業務については、全ての加盟国又はその指定された事業体がこれを確保する義務を負う。
 - 3.2 国際返信切手券業務。国際返信切手券は、全ての加盟国において引き換えることができる。ただし、その販売は、任意とする。
 - 3.3 書留通常郵便物、小包及び保険付郵便物の受取通知。全ての加盟国又はその指定された事業体は、自国宛てのこれらの郵便物の受取通知を受理する。ただし、自国から發送するこれらの郵便物の受取通知に係る業務の提供は、任意とする。
- 4 1 から3までの業務及びこれらの業務に係る料金については、この条約の施行規則に定める。

5 指定された事業体は、内国制度において次の業務について特別料金を徴収する場合には、この条約の施行規則に定める条件に従い、国際郵便物について、内国制度における料金と同額の料金を徴収することができる。

- 5.1 重量五百グラムを超える小形包装物についての配達
- 5.2 通常郵便物の締切時刻後の差出し
- 5.3 郵便物の窓口通常取扱時間外の差出し
- 5.4 差出人の住所からの取集
- 5.5 通常郵便物の窓口通常取扱時間外の交付
- 5.6 留置
- 5.7 重量五百グラムを超える通常郵便物の保管及び小包郵便物の保管
- 5.8 到着通知書への回答としての小包の配達
- 5.9 不可抗力による危険に対する負担

第十六条 EMS業務及び統合された物流管理業務

- 1 加盟国又は指定された事業体は、相互間でこの条約の施行規則に定める次の業務に参加することを取り決めることができる。
 - 1.1 書類及び物品用の郵便急送業務であり、かつ、物理的手段による郵便業務のうち最も迅速なものであるEMS業務。この業務は、EMS標準に関する多数国間の取決め又は二国間の合意に基づき提供することができる。
 - 1.2 利用者の物流管理に関する要求に十分応じ、かつ、物品及び書類の物理的な送達の前後の段階を含む統合された物流管理業務
- 第十七条 電子郵便業務
- 1 加盟国又は指定された事業体は、相互間でこの条約の施行規則に定める次の電子郵便業務に参加することを取り決めることができる。
 - 1.1 指定された事業体が電子的な通信文及び資料を送信する電子郵便業務である電子郵便物
 - 1.2 電子的な通信文の差出しについての証明及び配達についての証明並びに認証された利用者の間の安全な通信手段を提供する保障された電子郵便業務である書留電子郵便物

- 1.3 一又は二以上の当事者に關係する事実及び受け付けた日時を特定の様式で電子的に証拠となる方法により証明する電子郵便認証
- 1.4 認証された差出人による電子的な通信文の送付並びに認証された受取人のための電子的な通信文及び資料の配達及び保管を可能とする電子郵便受箱
- 第十八条 引き受けられない郵便物及び禁制
- 1 総則
 - 1.1 この条約及びその施行規則に定める条件を満たさない郵便物は、引き受けない。詐欺行為を意図して又は支払うべき料金を故意に支払うことなく差し出された郵便物は、引き受けない。
 - 1.2 この条に規定する禁制の例外は、この条約の施行規則に定める。
 - 1.3 全ての加盟国又はその指定された事業体は、この条に規定する禁制の範囲を拡大することができるものとし、また、適切な通報類集にその禁制を記載した後、直ちに適用することができる。
- 2 いずれの種類の郵便物にも入れてはならないもの
 - 2.1 次の物品は、いずれの種類の郵便物にも入れてはならない。
 - 2.1.1 国際麻薬統制委員会が定める麻薬及び向精神薬並びに名宛国において禁止されているその他の不正な薬物
 - 2.1.2 わいせつな又は不道徳な物品
 - 2.1.3 偽造又は海賊版の物品
 - 2.1.4 名宛国において輸入又は流布が禁止されているその他の物品
 - 2.1.5 その性質上又はその包装のために、取扱者若しくは一般公衆に危害を及ぼし、又は他の郵便物、郵便設備若しくは第三者の所有する財産を汚染し、若しくは損傷するおそれのある物品
 - 2.1.6 私的性質を有する書類であつて、その差出人及び受取人（これらの者の同居人を含む。）以外の者の間で交換されるもの
- 3 爆発性又は発火性の物質、放射性物質及び危険物
 - 3.1 爆発性又は発火性の物質その他危険物及び放射性物質は、いずれの種類の郵便物にも入れてはならない。
 - 3.2 不活性の爆発装置及び不活性の軍用の弾薬（不活性の擲弾、砲弾等を含む。）並びにこれらの模造品

- は、いずれの種類の郵便物にも入れてはならない。
- 3.3 引き受けることができることがこの条約の施行規則に特別に規定されている危険物は、例外的に引き受ける。
 - 4 生きた動物
 - 4.1 生きた動物は、いずれの種類の郵便物にも入れてはならない。
 - 4.2 次の動物は、例外的に、保険付郵便物を除く通常郵便物に入れることができる。
 - 4.2.1 みつばち、水ひる及び蚕
 - 4.2.2 害虫に寄生し、及び害虫を捕食する虫であつて、害虫駆除の用に供し、かつ、公認の施設の間で交換するもの
 - 4.2.3 生物医学の研究のために用いられるショウジョウバエ科のハエであつて公認の施設の間で交換されるもの
 - 4.3 次の動物は、例外的に小包に入れることができる。
 - 4.3.1 生きた動物。ただし、生きた動物の郵便による運送が関係国の郵便規則及び国内法令により認められる場合に限る。
 - 5 小包への通信文の包有
 - 5.1 次のものは、小包郵便物に入れてはならない。
 - 5.1.1 記録文書を除く通信文であつて、その差出人及び受取人（これらの者の同居人を含む。）以外の者の間で交換されるもの
 - 6 硬貨、銀行券その他の貴重品
 - 6.1 硬貨、銀行券、紙幣、各種の持参人私有価証券、旅行小切手、加工した又は加工していない白金、金又は銀、珠玉、宝石その他の貴重品は、次の郵便物に入れてはならない。
 - 6.1.1 保険付通常郵便物以外の通常郵便物
 - 6.1.1 ただし、差出国及び名宛国の法令上認められる場合には、これらの物品を封筒に納め封かんの上、書留郵便物として発送することができる。
 - 6.1.2 保険付小包以外の小包。ただし、差出国及び名宛国の法令上認められる場合は、この限りでない。

6.1.3 保険付小包以外的小包であつて保険付小包業務を行う二国の間で交換されるもの

6.1.3.1 さらに、加盟国又は指定された事業体は、保険付小包であるか否かを問わず、自国の領域から発送され、若しくは自国の領域に到着する小包又は自国の領域を経由して開袋で継ぎ越される小包に金の地金を入れることを禁止し、及びこのような小包の内容品を一定の実価以下のものに限定することができる。

7 印刷物及び盲人用郵便物

7.1 印刷物及び盲人用郵便物については、通信文の要素の記載をすること及びこのような要素を有する書類を包有してはならない。

7.2 印刷物及び盲人用郵便物については、消印した若しくは消印していない郵便切手若しくは料金納付用証券又は有価証券を包有してはならない。ただし、郵便物が、その返信のため、郵便物の差出人又は差出国若しくは名宛国におけるその代理人の住所が印刷され、かつ、郵便料金が前納されている郵便葉書、封筒又は帯紙を同封する場合を除く。

8 誤って引き受けられた郵便物の取扱い

8.1 誤って引き受けられた郵便物の取扱いについては、この条約の施行規則に定める。ただし、
3.1 及び 3.2 に規定する物品を包有する郵便物は、いかなる場合にも、名宛地に送達せず、受取人に配達せず、また、差出元に返送しない。
2.1.1、3.1 及び 3.2 に規定する物品が継ぎ越しの際に郵便物の中から発見された場合には、この郵便物は、継ぎ越しの国内法令に従つて取り扱われる。

第十九条 調査請求

1 指定された事業体は、調査請求が、郵便物の差出しの日の翌日から起算して六箇月以内に提出されることを条件として、自己の又は他の指定された事業体の業務として取り扱った小包、書留郵便物又は保険付郵便物に関する調査請求を受理する義務を負う。調査請求の伝達は、優先書留郵便物、EMS又は電子的手段によつて行う。六箇月という期間は、請求者が指定された事業体に調査請求を行うまでの期間をいい、指定された事業体の間の調査請求の送達の期間を含まない。

2 調査請求は、この条約の施行規則に定める条件に従つて認められる。

3 調査請求の料金は、無料とする。ただし、EMS業務による調査請求の送達を請求された場合には、追加の費用は、原則として請求者が負担する。

第二十条 税関検査及び関税その他の課金

1 差出国の指定された事業体及び名宛国の指定された事業体は、自国の法令の定めるところにより、郵便物を税関検査に付することができる。

2 税関検査に付される郵便物に対しては、この条約の施行規則に定める額を基準とする通関料を郵便料金として課することができる。この通関料は、関税その他同様の性質を有する課金を課された郵便物の通関についてのみ徴収される。

3 利用者のために郵便物の通関手続を代行することについて許可を得た指定された事業体は、利用者の名において、又は名宛国の指定された事業体の名において、業務の実際の費用に基づく料金を利用者から徴収することができる。この料金は、自国の法令に従い、税関で申告された全ての郵便物(関税を免除されたものを含む。)について徴収することができる。利用者は、徴収される料金について事前に適正に通知されるものとする。

4 指定された事業体は、関税その他の全ての課金を郵便物の差出人又は受取人から徴収することができる。

第二十一条 軍隊との閉袋の交換

1 通常郵便物の閉袋は、次の者の間で、他国の陸運業務、海運業務又は航空業務の仲介によつて交換することができる。

1.1 加盟国の郵便局と国際連合の用に供される軍隊の指揮官との間

1.2 国際連合の用に供される軍隊の指揮官の間

1.3 加盟国の郵便局と国外にある当該加盟国の艦隊、航空隊、陸上部隊、軍艦又は軍用機の指揮官との間

1.4 同一国の艦隊、航空隊、陸上部隊、軍艦又は軍用機の指揮官の間

2 1の閉袋に納める通常郵便物は、閉袋が宛てられ、若しくは閉袋を発送する軍隊の構成員又は閉袋が宛てられ、若しくは閉袋を発送する軍艦若しくは軍用機の将校若しくは乗組員が発受するものに限られる。

当該通常郵便物に適用する料金及び送達の条件については、軍隊を提供した加盟国の指定された事業体又は軍艦若しくは軍用機の所屬している加盟国の指定された事業体が自己の規則に従つて定める。

3 軍隊を提供した加盟国の指定された事業体又は軍艦若しくは軍用機の所屬している加盟国の指定された事業体は、特別の合意がない限り、関係する指定された事業体に対し、閉袋の継越料、到着料及び航空運

送料を支払う義務を負う。

第二十二条 業務の質に関する基準及び目標

1 加盟国又はその指定された事業体は、自国宛ての通常郵便物及び小包の配達に関する基準及び目標を定め、公表する。

2 1の基準及び目標については、通関に通常要する時間を考慮に入れるものとし、内国業務の相当する郵便物について適用される時間よりも不利なものとしてはならない。

3 差出側の加盟国又はその指定された事業体は、優先通常郵便物及び航空通常郵便物並びに平面路小包その他の小包の差出しから配達までの間の基準を定め、公表する。

4 加盟国又はその指定された事業体は、業務の質に関する基準の適用について評価する。

第二章 責任

第二十三条 指定された事業体の責任及び賠償金

1 総則

1.1 次条に規定する場合を除くほか、指定された事業体は、次の事項について責任を負う。

1.1.1 書留郵便物、普通小包及び保険付郵便物に関しては、これらの郵便物の亡失、盗取又は損傷

1.1.2 配達不能の理由が示されていない書留郵便物、保険付郵便物及び普通小包に関しては、その返送

1.2 指定された事業体は、1.1及び1.2に規定する郵便物以外の郵便物については、責任を負わない。

1.3 指定された事業体は、この条約に定めのない場合については、責任を負わない。

1.4 書留郵便物、普通小包若しくは保険付郵便物の亡失又はこれらの郵便物の内容品の全般的損傷が不可抗力によるものであるために賠償金が支払われない場合には、差出人は、当該郵便物の差出しのために

1.5 納付した料金（保険料を除く。）の還付を請求する権利を有する。

1.6 責任を負う場合には、間接の損害、実現されなかった利益及び精神的損害については、支払うべき賠償金の額の計算に当たっては、考慮しない。

1.7 指定された事業体の責任に関する全ての規定は、厳密であり、義務的であり、かつ、網羅的なものとする。指定された事業体は、いかなる場合（重大な過失があつた場合を含む。）においても、この条約

及びその施行規則に定める限度を超える責任を負わない。

2 書留郵便物

2.1 差出人は、書留郵便物の亡失又はその内容品の全部の盗取若しくは全般的損傷の場合には、通常郵便物に関する施行規則に定める額の賠償金を請求する権利を有する。差出人が同施行規則に定める額を下回る額を請求する場合には、指定された事業体は、当該下回る額を支払い、これに基づき他の関係する指定された事業体から償還を受けることができる。

2.2 差出人は、書留郵便物の内容品の部分的盗取又は部分的損傷の場合には、原則として、盗取又は損傷の実額に相当する賠償金を請求する権利を有する。

3 普通小包

3.1 差出人は、普通小包の亡失又はその内容品の全部の盗取若しくは全般的損傷の場合には、小包郵便物に関する施行規則に定める額の賠償金を請求する権利を有する。差出人が、同施行規則に定める額を下回る額を請求する場合には、指定された事業体は、当該下回る額を支払い、これに基づき他の関係する指定された事業体から償還を受けることができる。

3.2 差出人は、普通小包の内容品の部分的盗取又は部分的損傷の場合には、原則として、盗取又は損傷の実額に相当する賠償金を請求する権利を有する。

3.3 指定された事業体は、小包の重量のいかんを問わず小包一個ごとに、小包郵便物に関する施行規則に定める額を相互に適用することを取り決めることができる。

4 保険付郵便物

4.1 差出人は、保険付郵便物の亡失又はその内容品の全部の盗取若しくは全般的損傷の場合には、原則として、保険金額の特別引出権（SDR）による額に相当する賠償金を請求する権利を有する。

4.2 差出人は、保険付郵便物の内容品の部分的盗取又は部分的損傷の場合には、原則として、盗取又は損傷の実額に相当する賠償金を請求する権利を有する。賠償金の額は、いかなる場合にも、保険金額のSDRによる額を超えることができない。

5 差出人は、書留通常郵便物又は保険付通常郵便物が配達不能の理由が示されずに返送された場合には、当該郵便物の差出しのために納付した料金（SDR）の還付を請求する権利を有する。

6 差出人は、小包が配達不能の理由が示されずに返送された場合には、差出国での当該小包の差出しのため

めに納付した料金及び名宛国からの当該小包の返送によつて発生した費用の還付を請求する権利を有する。

7 2から4までの規定が適用される場合には、賠償金は、郵便物の運送が引き受けられた場所及び時期における当該郵便物の内容品と同種の物品のSDRに換算した時価を基礎として計算する。時価がない場合には、賠償金は、当該場所及び時期において評価される当該同種の物品の通常の価値を基礎として計算する。

8 書留郵便物、普通小包若しくは保険付郵便物の亡失又はこれらの郵便物の内容品の全部の盗取若しくは全面的損傷について賠償金が支払われる場合には、差出人又は場合により受取人は、これらの郵便物の差出しのために納付した料金及び課金(書留料及び保険料を除く。)の還付を請求する権利を有する。受取人が不良状態を理由として受取を拒絶した書留郵便物、普通小包及び保険付郵便物に關しても、当該不良状態が郵便業務によつて生じ、当該郵便業務が当該不良状態について責任を負う場合には、同様とする。

9 盗取され、損傷し、又は亡失した書留郵便物、普通小包又は保険付郵便物の賠償金については、差出人が自己の権利を受取人のために書面により放棄した場合には、2から4までの規定にかかわらず、受取人が当該賠償金を請求する権利を有する。差出人と受取人とが同一の場合には、その放棄を要しない。

10 差出側の指定された事業体は、自国の差出人に対し、書留郵便物及び普通小包について自国の法令に定める賠償金を、その額が2.1及び3.1に規定する賠償金の額を下回らないことを条件として、支払うことができる。名宛側の指定された事業体が受取人に対し賠償金を支払う場合についても、同様とする。ただし、次の事項については、2.1及び3.1に規定する額を適用する。

- 10.1 責任を有する指定された事業体に対する求償
- 10.2 差出人の権利の受取人のための放棄

11 二国間の合意がある場合を除くほか、調査請求の期限の徒過及び指定された事業体に対する賠償金の支払(この条約の施行規則に定める期間及び条件を含む。)に關するいかなる留保も、付することができない。

第二十四条 加盟国及び指定された事業体の免責

1 指定された事業体は、書留郵便物、小包又は保険付郵便物であつて、これらと同種の郵便物について自己の規則に定める条件に従つて配達したものについては、責任を負わない。ただし、次の場合には、責任

を負う。

1.1 内容品の盗取又は損傷が配達の前又は配達の際に確認された場合

1.2 指定された事業体の規則により認められる場合において、内容品が盗取され、又は損傷した郵便物の配達を受ける際に受取人(差出人への返送の場合にあつては差出人)が留保を付したとき。

1.3 指定された事業体の規則により認められる場合において、書留郵便物が郵便受箱に配達された後、受取人が当該書留郵便物を受領していないことを申し出たとき。

1.4 受取人(差出人への返送の場合にあつては差出人)が、小包又は保険付郵便物を正規に受領した場合においても、当該小包又は保険付郵便物を配達した指定された事業体に対し損害を発見した旨を遅滞なく申し出て、内容品の盗取又は損傷が配達の後を生じたものでないことを立証したとき。「遅滞なく」の語は、国内法令に従つて解釈する。

2 加盟国及び指定された事業体は、次の場合には、責任を負わない。

2.1 第十五条5.9の規定が適用される場合を除くほか、不可抗力による場合

2.2 加盟国及び指定された事業体の責任に關して別段の証拠がなく、かつ、加盟国及び指定された事業体が不可抗力による業務書類の損傷のために郵便物について説明することができない場合

2.3 損害が差出人の過失若しくは怠慢又は内容品の性質から生じたものである場合

2.4 郵便物が第十八条の禁制に抵触する場合

2.5 郵便物が名宛国の法令に基づいて差し押さえられた場合において、その旨を名宛側の加盟国又はその指定された事業体が通報したとき。

2.6 保険付郵便物につき、内容品の実価を超える保険金額の詐欺表記がされている場合

2.7 差出人が郵便物の差出しの日の翌日から起算して六箇月以内に調査請求を行わなかった場合

2.8 捕虜又は拘留された文民が発受する小包である場合

2.9 差出人が、賠償金を受け取る目的で不正な意図をもつて行動した疑いがある場合

3 加盟国及び指定された事業体は、税関への申告の内容(形式のいかんを問わない。)について、及び税関検査に付される郵便物の検査の際に税関の行つた決定について、いかなる責任も負わない。

第二十五条 差出人の責任

1 郵便物の差出人は、運送を認められない物品の差出しにより、又は郵便物の引受条件を遵守しなかった

ことにより、郵便の取扱者が被った身体の傷害並びに他の郵便物及び郵便設備に与えた全ての損害について責任を負う。

2 差出人は、他の郵便物に損害を与えた場合には、損傷した郵便物に対し指定された事業体が負う責任の限度まで責任を負う。

3 差出人は、差出局が1に規定する傷害及び損害をもたらした郵便物を引き受けた場合においても、責任を負う。

4 差出人は、郵便物の引受条件を遵守していた場合には、その引受け後の郵便物の取扱いにおいて指定された事業体又は運送事業者に過失又は怠慢があったときに限り、責任を負わない。

第二十六条 賠償金の支払

1 賠償金の支払並びに料金及び課金の還付の義務は、差出側の指定された事業体又は場合により名宛側の指定された事業体が負う。この場合において、責任を負う指定された事業体に対する求償権は、害されない。

2 差出人は、賠償金を請求する権利を受取人のために放棄することができる。差出人又は差出人が放棄した場合には受取人は、自国の法令上認められる場合には、第三者に対し賠償金の受取を認めることができる。

第二十七条 差出人又は受取人からの賠償金の回収

1 亡失したものと認められた書留郵便物、小包又は保険付郵便物（このような郵便物の内容品の一部を含む。）が賠償金の支払の後に発見された場合には、差出人又は場合により受取人に対し、当該郵便物は三箇月間保管され、支払われた賠償金の返付と引換えに当該郵便物を受け取ることができる旨を通知し、同時に、当該郵便物を交付すべき者について照会する。差出人が受取を拒絶し、又は所定の期間内に回答を行わなかった場合には受取人に対し、受取人が受取を拒絶し、又は所定の期間内に回答を行わなかった場合にあつては差出人に対して同様の措置をとる。この場合において、回答のための期間は、同一とする。

2 差出人及び受取人が、郵便物を受け取ること放棄した場合又は1に定める期間内に回答を行わなかった場合には、当該郵便物は、損害を負担した一の指定された事業体又は適当な場合には二以上の指定された事業体の所有に帰する。

3 保険付郵便物が賠償金の支払の後に発見され、かつ、その内容品が支払われた賠償金の額よりも低い価値のものであると認定された場合には、差出人又は場合により受取人は、当該保険付郵便物の交付を受けることと引換えに当該支払われた賠償金を返付する。ただし、このことにより保険金額の詐欺表記に対する措置をとることが妨げられるものではない。

第三章 通常郵便に関する特別規定

第二十八条 外国における通常郵便物の差出し

1 いずれの指定された事業体も、自己の属する加盟国の領域内に居住する差出人が外国において適用される一層有利な郵便料金の利益を受けるために当該外国において差し出し、又は差し出させる通常郵便物を送達し、又は受取人に配達する義務を負わない。

2 1の規定は、差出人の居住国において準備された後に国境を越えて搬出された通常郵便物又は外国において作成された通常郵便物のいずれについても、区別なく適用する。

3 名宛側の指定された事業体は、差出人に対し又は差出人から徴収することができない場合には差出側の指定された事業体に対し、内国料金の支払を請求する権利を有する。名宛側の指定された事業体が定められた期間内に、差出人及び差出側の指定された事業体のいずれもがこの内国料金の支払を承諾しない場合には、名宛側の指定された事業体は、1及び2に規定する通常郵便物を、差出側の指定された事業体に返送し（この場合において当該名宛側の指定された事業体は、このような返送の費用の償還を請求する権利を有するものとする。）、又は自国の法令に従って取り扱うことができる。

4 いずれの指定された事業体も、差出人が居住国以外の国において多量に差し出し、又は差し出させる通常郵便物について受領する到着料の額が、当該通常郵便物が差出人の居住国において差し出された場合に受領したであろう額を下回るときは、当該通常郵便物を送達し、又は受取人に配達する義務を負わない。名宛側の指定された事業体は、その負担する費用に相当する報酬を差出側の指定された事業体に請求する権利を有する。この場合において、この報酬は、場合に依りて、同様の郵便物に適用される内国料金の八十パーセントの額又は第三十条5から11まで若しくは第三十一条8に定める料率のいずれか高い方を超えてはならない。名宛側の指定された事業体が定めた期間内に、差出側の指定された事業体が請求された報酬の支払を承諾しない場合には、名宛側の指定された事業体は、当該通常郵便物を、差出側の指定された事業体に返送し（この場合において当該名宛側の指定された事業体は、このような返送の費用の償還を請

求する権利を有するものとする。）、又は自国の法令に従って取り扱うことができる。

第三部 補償金

第一章 通常郵便に関する特別規定

第二十九条 到着料についての総則

1 この条約の施行規則に定める免除の規定が適用される場合を除くほか、他のいずれかの指定された事業体から通常郵便物を受領した指定された事業体は、受領した国際郵便物に係る費用に対する補償金を差出側の指定された事業体から受け取る権利を有する。

2 国及び地域は、その指定された事業体による到着料に関する規定の適用のため、大会議の決議C七七／二〇一二により大会議が作成した表に従い、次のように分類される。

2.1 二十十年より前に目標制度に参加した国及び地域

2.2 二十十年及び二十二年の時点において目標制度に参加した国及び地域

2.3 二十四年以降に目標制度に参加する国及び地域（新たに目標制度に参加する国）

2.4 移行制度に参加している国及び地域

3 到着料の支払に関するこの条約の規定は、移行期間の満了の時に各国ごとの固有の要素を考慮した補償方式に移行する上での暫定的な措置について定めるものである。

4 内国制度の直接利用

4.1 原則として、二十十年より前に目標制度に参加した国の指定された事業体は、内国制度における料金その他の条件を、国内の利用者と同一の条件により他の指定された事業体を利用することができるようにする。名宛側の指定された事業体は、差出側の指定された事業体が直接利用の条件を満たしているかを判断する。

4.2 二十十年より前に目標制度に参加した国の指定された事業体は、内国制度における料金その他の条件を、国内の利用者と同一の条件により二十十年より前に目標制度に参加した国の他の指定された事業体を利用することができるようにしなければならない。

4.3 二十十年以降に目標制度に参加した国の指定された事業体は、二年の試験的な期間の間、相互主義に基づき、内国制度の条件を限られた数の指定された事業体を利用することができるようにすることができる。当該期間が満了した後、当該二十十年以降に目標制度に参加した国の指定された事業体は、内国

制度の条件を利用することができなくなるか、その後は内国制度の条件を全ての指定された事業体が継続的に利用することができるようにするかをいずれかを選択しなければならない。また、二十十年以降に目標制度に参加した国の指定された事業体は、二十十年より前に目標制度に参加した国の指定された事業体に対し、内国制度の条件の適用を要求する場合には、内国制度における料金その他の条件を、国内の利用者と同一の条件により全ての指定された事業体を利用することができるようにしなければならない。

4.4 移行制度に参加している国の指定された事業体は、他の指定された事業体に対し、内国制度の条件を利用することができなくなることを選択できる。この場合において、当該移行制度に参加している国の指定された事業体は、二年の試験的な期間の間、相互主義に基づき、内国制度の条件を限られた数の指定された事業体を利用することができるようにすることができる。当該期間が満了した後、当該移行制度に参加している国の指定された事業体は、内国制度の条件を利用することができなくなるか、その後は内国制度の条件を全ての指定された事業体が継続的に利用することができるようにするかをいずれかを選択しなければならない。

5 到着料は、名宛国における業務の質に係る達成度に基づくものとする。郵便業務理事会は、監視システムに参加することを奨励し、及び業務の質に関する目標を達成した指定された事業体に報いるため、次条及び第三十一条に定める補償金に加えて追加の補償金の支払を認めることができる。また、同理事会は、業務の質が不十分な場合には、補償金を減額することができる。ただし、補償金は、これらの条に定める最低の補償金を下回ることではない。

6 指定された事業体は、1に規定する補償金の全部又は一部を放棄することができる。

7 重量が五キログラム未満のM郵袋については、到着料の計算においては重量五キログラムとみなす。M郵袋について適用する到着料率は、次のとおりとする。

7.1 二十四年については、一キログラムにつき〇・八一五SDR

7.2 二十五年については、一キログラムにつき〇・八三八SDR

7.3 二十六年については、一キログラムにつき〇・八六一SDR

7.4 二十七年については、一キログラムにつき〇・八八五SDR

8 書留郵便物一通当たりの追加の補償金は、二十四年については〇・六一七SDR、二十五年につい

ては〇・六三四SDR、二千十六年については〇・六五二SDR、二千十七年については〇・六七〇SDRとする。保険付郵便物一通当たりの追加の補償金は、二十四年については一・二三四SDR、二千十五年については一・二六九SDR、二千十六年については一・三〇五SDR、二千十七年については一・三四二SDRとする。郵便業務理事会は、提供される業務が通常郵便に関する施行規則に定める追加的な特性を含む場合には、これらの業務及び他の補足的な業務のために補償金の補足を認めることができる。

9 二国間の別段の合意がある場合を除くほか、バーコード付き識別子が付されていない書留郵便物及び保険付郵便物又は万国郵便連合の技術標準S10に適合しないバーコード付き識別子が付された書留郵便物及び保険付郵便物の一通当たりの追加の補償金は、〇・五SDRとする。

10 到着料の計算においては、通常郵便に関する施行規則に定める条件に従い、同一差出人により大量に差し出され、かつ、同一の又は別個の閉袋に包有される通常郵便物を「大量郵便物」といい、次条及び第三十一条の規定に従い、補償金が支払われる。

11 指定された事業体は、二者間又は多数者間の取決めににより、到着料の勘定の決済につきその他の補償方式を適用することができる。

12 指定された事業体は、任意に、優先郵便物の到着料率に十パーセントの割引率を適用した到着料率で、非優先郵便物を交換することができる。

13 目標制度に参加している国の指定された事業体の間で適用される規定は、目標制度に参加する旨の希望を表明する国であつて移行制度に参加しているもの指定された事業体について適用する。郵便業務理事会は、通常郵便に関する施行規則において暫定的な措置を定めることができる。目標制度に関する全ての規定は、新たに目標制度に参加する国の指定された事業体であつて、暫定的な措置を経ずに当該全ての規定を適用する旨の希望を表明するものについて適用することができる。

第三十条 目標制度に参加している国の指定された事業体の間における郵便物の流れに適用される到着料についての規定

1 通常郵便物（大量郵便物を含み、M郵袋及び国際郵便料金受取人払郵便物を除く。）の補償金は、名宛国における取扱いの費用を反映した一通当たりの料率及び重量一キログラムごとの料率の適用により設定される。普遍的な業務の提供の一部である内国制度における優先郵便物に適用される料金は、到着料率の計算のための参考とする。

2 目標制度における到着料率は、第十四条の規定に基づく大きさ（型）による郵便物の分類を内国業務において適用する場合には、当該分類を考慮して計算する。

3 目標制度に参加する指定された事業体は、通常郵便に関する施行規則に定める条件に従い、型ごとに区分された閉袋を交換する。

4 国際郵便料金受取人払郵便物の補償金は、通常郵便に関する施行規則に定めるところによる。

5 一通当たりの料率及び重量一キログラムごとの料率は、二十グラムの小型通常郵便物（P）の料金及び百七十五グラムの大型通常郵便物（G）の料金（付加価値税及び他の税金を控除したもの）の七十パーセントを基礎として計算する。

6 郵便業務理事会は、型ごとに区分された閉袋の交換のため、料率の計算のために適用する条件並びに業務、統計及び決済に必要な手続を定める。

7 目標制度に参加した国の間の郵便物の流れについていずれの年において適用される料率も、前年と比較して、八十一・八グラムの通常郵便物の到着料収入において、十三パーセントを超えて増加してはならない。

8 二十十年より前に目標制度に参加した国の間の郵便物の流れに適用する料率は、次の料率を超えてはならない。

8.1 二十四年については、一通当たり〇・二九四SDR及び重量一キログラムにつき二・二九四SDR
 8.2 二十五年については、一通当たり〇・三〇三SDR及び重量一キログラムにつき二・三六三SDR
 8.3 二十六年については、一通当たり〇・三二二SDR及び重量一キログラムにつき二・四三四SDR
 8.4 二十七年については、一通当たり〇・三三二SDR及び重量一キログラムにつき二・五〇七SDR
 9 二十十年より前に目標制度に参加した国の間の郵便物の流れに適用する料率は、次の料率を下回るものであつてはならない。

9.1 二十四年については、一通当たり〇・二〇三SDR及び重量一キログラムにつき一・五九一SDR
 9.2 二十五年については、一通当たり〇・二〇九SDR及び重量一キログラムにつき一・六三六SDR
 9.3 二十六年については、一通当たり〇・二二五SDR及び重量一キログラムにつき一・六八二SDR
 9.4 二十七年については、一通当たり〇・二二一SDR及び重量一キログラムにつき一・七二九SDR
 10 二十十年及び二十二年の時点において目標制度に参加した国の間並びにこのような国と二十十年より

前に目標制度に参加した国との間の郵便物の流れに適用する料率は、次の料率を超えてはならない。

- 10.1 二十十四年については、一通当たり〇・二〇九SDR及び重量一キログラムにつき一・六四一SDR
 10.2 二十十五年については、一通当たり〇・二二二SDR及び重量一キログラムにつき一・七三九SDR
 10.3 二十十六年については、一通当たり〇・二三五SDR及び重量一キログラムにつき一・八四三SDR
 10.4 二十十七年については、一通当たり〇・二四九SDR及び重量一キログラムにつき一・九五四SDR
 11 二十十年及び二十二年の時点において目標制度に参加した国との間並びにこのような国と二十十年より前に目標制度に参加した国との間の郵便物の流れに適用する料率は、9.1から9.4までに定める料率を下回るものであってはならない。

12 大量郵便物を除くほか、新たに目標制度に参加する国への、このような国からの又はこのような国の間における郵便物の流れに適用する料率は、9.1から9.4までに定めるものとする。

13 二十十年又はそれ以降に目標制度に参加した国の間及びこのような国と二十十年より前に目標制度に参加した国との間の年間総重量が七十五トンを下回る郵便物の流れについては、郵便物の重量一キログラムごとの料率及び一通当たりの料率を組み合わせた料率は、郵便物の重量一キログラムに包有される郵便物の全世界の平均通数である十二・二三通に基づき、重量一キログラムごとの料率に変換する。

14 二十十年より前に目標制度に参加した国に送付される大量郵便物の補償金は、5から9までに定める一通当たりの料率及び重量一キログラムごとの料率の適用により設定される。

15 二十十年及び二十二年の時点において目標制度に参加した国に送付される大量郵便物の補償金は、5、10及び11に定める一通当たりの料率及び重量一キログラムごとの料率の適用により設定される。

16 二国間の合意がある場合を除くほか、この条の規定については、いかなる留保も付することができない。

第三十一条 移行制度に参加している国の指定された事業者への、このような国の指定された事業者からの及びこのような国の指定された事業者の間における郵便物の流れに適用される到着料についての規定

1 移行制度に参加している国の指定された事業者が目標制度に参加する準備のため、通常郵便物(大量郵便物を含み、M郵袋及び国際郵便料金受取人払郵便物を除く。)の補償金は、郵便物一通当たりの料率及び郵便物の重量一キログラムごとの料率を基礎として設定される。

2 国際郵便料金受取人払郵便物の補償金は、通常郵便に関する施行規則に定めるところによる。
 3 移行制度に参加している国への、このような国からの及びこのような国の間における郵便物の流れに適用する料率は、次のとおりとする。

- 3.1 二十十四年については、一通当たり〇・二〇三SDR及び一キログラムにつき一・五九一SDR
 3.2 二十十五年については、一通当たり〇・二〇九SDR及び一キログラムにつき一・六三六SDR
 3.3 二十十六年については、一通当たり〇・二二五SDR及び一キログラムにつき一・六八二SDR
 3.4 二十十七年については、一通当たり〇・二二九SDR及び一キログラムにつき一・七二九SDR

4 年間総重量が七十五トンを下回る郵便物の流れについては、郵便物の重量一キログラムごとの料率及び一通当たりの料率を組み合わせた料率は、二十三年の重量一キログラムごとの料率が適用される二十四年を除くほか、郵便物の重量一キログラムに包有される郵便物の全世界の平均通数である十二・二三通に基づき、重量一キログラムごとの料率に変換する。その際には、次の料率を適用する。

- 4.1 二十十四年については、一キログラムにつき四・一六二SDR
 4.2 二十十五年については、一キログラムにつき四・一九二SDR
 4.3 二十十六年については、一キログラムにつき四・三一SDR
 4.4 二十十七年については、一キログラムにつき四・四三SDR

5 年間総重量が七十五トンを上回る郵便物の流れについては、差出側の指定された事業者及び名宛側の指定された事業者のいずれもが、料率の変更の仕組みの枠内で、郵便物の重量一キログラムに包有される郵便物の全世界の平均通数ではなく、郵便物の重量一キログラムに包有される実際の郵便物数に基づいた料率への変更を要請しない場合には、4に定める重量一キログラムごとの固定の料率を適用する。料率の変更の仕組みのための標本抽出については、通常郵便に関する施行規則に定める条件に従って行う。

6 4に定める料率を引き下げるための料率の変更は、移行制度に参加している国が目標制度に参加している国に対して料率の変更を請求しない限り、目標制度に参加している国が移行制度に参加している国に対して行うことができない。

7 移行制度に参加している国の指定された事業者は、任意に、通常郵便に関する施行規則に定める条件に従い、型ごとに区分された郵便物を送付することができる。当該郵便物を交換する場合には、3に定める料率を適用する。

8 目標制度に参加している国の指定された事業体への大量郵便物の補償金は、前条に定める一通当たりの料率及び重量一キログラムごとの料率の適用により設定される。受領した大量郵便物について、移行制度に参加している国の指定された事業体は、3の規定に従って補償金を請求することができる。

9 二国間の合意がある場合を除くほか、この条の規定については、いかなる留保も付することができない。

第三十二条 業務の質を改善するための基金

1 到着料及び業務の質を改善するための基金に関し、大会議において第五集團の国に分類された国に対して全ての国及び地域が支払う到着料（M郵袋、国際郵便料金受取人払郵便物及び大量郵便物についての到着料を除く。）は、第五集團の国に分類された国における業務の質を改善するための基金への支払のため、前条に定める料率の二十パーセント分増額される。第五集團の国に分類された国の間における支払は、行わない。

2 大会議において第四集團の国に分類された国に対して大会議において第一集團の国に分類された国及び地域が支払う到着料（M郵袋、国際郵便料金受取人払郵便物及び大量郵便物についての到着料を除く。）は、第四集團の国に分類された国における業務の質を改善するための基金への支払のため、前条に定める料率の十パーセント分増額される。

3 大会議において第四集團の国に分類された国に対して大会議において第二集團の国に分類された国及び地域が支払う到着料（M郵袋、国際郵便料金受取人払郵便物及び大量郵便物についての到着料を除く。）は、第四集團の国に分類された国における業務の質を改善するための基金への支払のため、前条に定める料率の十パーセント分増額される。

4 大会議において第三集團の国に分類された国に対して大会議において第一集團の国に分類された国及び地域が支払う到着料（M郵袋、国際郵便料金受取人払郵便物及び大量郵便物についての到着料を除く。）は、第三集團の国に分類された国における業務の質を改善するための基金への支払のため、二十四年及び二十五年においては前条に定める料率の八パーセント分、二十六年及び二十七年においては第三十条に定める料率の六パーセント分増額される。

5 大会議において第三集團の国に分類された国に対して大会議において第二集團の国に分類された国及び地域が支払う到着料（M郵袋、国際郵便料金受取人払郵便物及び大量郵便物についての到着料を除く。）

は、二十四年及び二十五年においては、第三集團の国に分類された国における業務の質を改善するための基金への支払のため、前条に定める料率の二パーセント分増額される。

6 第三集團から第五集團までの国に分類された国における業務の質を改善するための基金への支払に充てる到着料の合計は、各受益国について少なくとも年額二万SDRとする。この最低額に達するために必要な追加の資金は、二十年前より前に目標制度に参加した国に対し、交換する分量に応じて請求される。

7 地域的な計画は、特に、開発途上国における万国郵便連合の業務の質の改善のための計画の実施及び原価計算制度の導入を促進するものとすべきである。郵便業務理事会は、これらの計画の資金調達のための手続を遅くとも二十四年末までに採択する。

第三十三条 継越料

1 二の指定された事業体の間又は同一加盟国の二の郵便局の間で他の指定された事業体の業務（第三國業務）の仲介によって交換される開袋及び開袋継越郵便物については、継越料を支払う。継越料は、陸路継越し、海路継越し及び航空路継越しの業務の実施に対する報酬とする。この原則は、誤送された郵便物及び線路を誤った郵袋についても適用される。

第二章 その他の規定

第三十四条 航空運送料に関する基本料金率及び規定

1 航空運送に関する勘定の指定された事業体の間の決済について適用する基本料金率は、郵便業務理事会が承認する。当該基本料金率は、通常郵便に関する施行規則に定める方式に従って国際事務局が計算する。ただし、物品の返送業務を通じて送付される小包の航空運送について適用する基本料金率は、小包郵便に関する施行規則の規定に従って計算する。

2 開袋並びに開袋継越しの優先郵便物、航空通常郵便物及び航空小包並びに誤送された郵便物及び線路を誤った郵袋の航空運送料の計算並びに差引計算方法については、通常郵便に関する施行規則及び小包郵便に関する施行規則に定める。

3 全航空運送距離に係る運送料は、次の指定された事業体が負担する。

3.1 開袋（一又は二以上の仲介を行う指定された事業体により継ぎ越される開袋を含む。）については、差出国の指定された事業体

3.2 開袋継越しの優先郵便物及び航空通常郵便物（誤送されたものを含む。）については、これらを他の

指定された事業体に引き渡す指定された事業体

- 4 3の規定は、陸路又は海路の継越料を免除される郵便物についても、これらの郵便物が航空路によって送達される場合には、適用する。

- 5 名宛側の指定された事業体は、自国内で国際郵便物の航空運送を行う場合には、これに利用する航空運送路の加重平均距離が三百キロメートルを超えることを条件として、当該運送に係る追加の費用の償還を請求する権利を有する。郵便業務理事会は、加重平均距離に代えて他の関連する基準を用いることができる。当該費用は、その免除について取決めがある場合を除くほか、外国から到着する全ての優先開袋及び航空開袋につき、これらの開袋に包有される郵便物が航空路によって送達されるか否かを問わず、均一とする。

- 6 もつとも、名宛側の指定された事業体が徴収する到着料が特別に自己の費用又は内国料金を基礎とするものである場合には、国内航空運送に係る追加の費用の償還は行われない。

- 7 名宛側の指定された事業体は、加重平均距離を計算するに当たっては、特別に自己の費用又は内国料金を基礎として到着料が計算される全ての開袋の重量を考慮に入れない。

第三十五条 小包郵便の陸路割当料金及び海路割当料金

- 1 二の指定された事業体の間で交換される小包については、小包郵便に関する施行規則に定める小包一個当たりの基本料金率及び閉袋の総重量一キログラムごとの基本料金率を適用して計算した到着の陸路割当料金を課する。

- 1.1 指定された事業体は、1に規定する基本料金率を考慮して、小包郵便に関する施行規則に従い、小包一個当たりの追加の料金及び重量一キログラムごとの追加の料金を請求することができる。
- 1.2 1及び1.1に規定する陸路割当料金については、小包郵便に関する施行規則に別段の定めがある場合を除くほか、差出国の指定された事業体が負担する。

- 1.3 到着の陸路割当料金は、各国の全領域について均一とする。

- 2 二の指定された事業体の間又は同一国の二の郵便局の間で他の指定された事業体の陸運業務によって交換される小包については、当該陸運業務に参加する指定された事業体のため、小包郵便に関する施行規則に定める距離段階に応じた継越しの陸路割当料金を課する。

- 2.1 仲介する指定された事業体は、開袋継越小包につき一個ごとに、小包郵便に関する施行規則に定める

単一の陸路割当料金を請求することができる。

- 2.2 継越しの陸路割当料金については、小包郵便に関する施行規則に別段の定めがある場合を除くほか、差出国の指定された事業体が負担する。

- 3 小包の海路運送に参加する指定された事業体は、海路割当料金を請求することができる。この海路割当料金については、小包郵便に関する施行規則に別段の定めがある場合を除くほか、差出国の指定された事業体が負担する。

- 3.1 海路割当料金は、利用される各海運業務提供者につき、小包郵便に関する施行規則に距離段階に応じて定める。

- 3.2 指定された事業体は、3.1の規定に従って計算される海路割当料金をその五十パーセントを限度として引き上げることができる。指定された事業体は、自己の裁量により、海路割当料金を引き下げることができる。

- 第三十六条 継越料、航空運送料及び割当料金の額を定めることについての郵便業務理事会の権限
- 1 郵便業務理事会は、この条約の施行規則に定める条件に従い、指定された事業体が支払う次の継越料、航空運送料及び割当料金を定める権限を有する。

- 1.1 一又は二以上の仲介国による通常郵便の開袋の取扱い及び運送のための継越料

- 1.2 航空郵便物に適用する基本料金率及び航空運送料

- 1.3 到着小包の取扱いのための到着の陸路割当料金

- 1.4 仲介国による小包の取扱い及び運送のための継越しの陸路割当料金

- 1.5 小包の海路運送のための海路割当料金

- 1.6 小包郵便による物品の返送業務の提供のための発送の陸路割当料金

- 2 改正は、業務を実施する指定された事業体に公平な報酬を確保する方法により、信頼し得るかつ代表的な経済上及び財務上のデータに基づくものとする。決定された改正は、郵便業務理事会が定める日に効力を生ずる。

第三十七条 国際郵便物の交換のための勘定の決済及び支払に関する特別規定

- 1 この条約に従って実施された業務に係る勘定の決済(郵便物の運送(配達を含む。))のための決済、名宛国における郵便物の取扱いのための決済並びに郵便物の亡失、盗取及び損傷を補償するための決済を含む。

む。)は、この条約及び連合の他の文書の規定に基づき、また、これらの規定に従って行われる。これらの決済については、連合の文書に定める場合を除くほか、指定された事業体による書類の作成を要しない。

第四部 最終規定

第三十八条 この条約及びその施行規則に関する議案の承認の条件

1 この条約に関する議案であつて大会議に提出されたものは、実施されるためには、投票権を有する加盟国であつて出席し、かつ、投票するものの過半数による議決で承認されなければならない。投票の際には、大会議に代表を出している加盟国であつて投票権を有するものの二分の一以上が出席していなければならない。

2 通常郵便に関する施行規則及び小包郵便に関する施行規則に関する議案は、実施されるためには、投票権を有する郵便業務理事会の理事国の過半数による議決で承認されなければならない。

3 この条約及びその最終議定書に関する議案であつて大会議から大会議までの間に提出されたものは、実施されるためには、次の数の賛成票を得なければならない。

3.1 改正に関する議案については、投票権を有する連合加盟国の二分の一以上が投票に参加することを条件として投票の三分の二以上

3.2 規定の解釈に関する議案については、投票の過半数

4 3.1の規定にかかわらず、加盟国は、自国の法令が提案された改正に適合していない場合には、当該改正の通報の日から起算して九十日以内に、当該改正を受諾することができない旨の書面による宣言を国際事務局長に行うことができる。

第三十九条 大会議の際の留保

1 連合の趣旨及び目的と両立しない全ての留保は、認められない。

2 原則として、自国の見解が他の加盟国によつて受け入れられない加盟国は、できる限り、多数の意見に従うよう努める。留保については、絶対に必要な場合にのみ付するものとし、適切な方法により正当な理由を提出する。

3 この条約に対する留保は、大会議内部規則の関係規定に従い、国際事務局の業務用言語のいずれか一の言語による書面により議案として大会議に提出する。

4 大会議に提出された留保は、有効なものとなるためには、当該留保が関係する規定の改正に必要な多数により承認されなければならない。

5 留保は、原則として、留保を付した加盟国と他の加盟国との間において、相互主義に基づいて適用する。

6 この条約に対する留保については、大会議の承認した議案に基づきこの条約の最終議定書に規定する。

第四十条 この条約の効力発生及び有効期間

1 この条約は、二千十四年一月一日に効力を生じ、次回の大会議の文書の効力発生時まで効力を有する。

以上の証拠として、加盟国政府の全権委員は、国際事務局長に寄託される本書一通に署名した。万国郵便連合国際事務局は、その謄本一通を各締約国に送付する。

二千十二年十月十一日にドーハで作成した。

万国郵便条約の最終議定書

下名の全権委員は、本日付けで作成された万国郵便条約に署名するに当たり、次のとおり協定した。

第一条 郵便物の所属、取戻し及び宛名の変更又は訂正

1 条約第五条1及び2の規定は、アンティグア・バーブーダ、バレーン王国、バルバドス、ベリーズ、ボツワナ、ブルネイ・ダルサラーム国、カナダ、香港、ドミニカ、エジプト、フィジー、ガンビア、グレートブリテン及び北アイルランド連合王国、英国の海外領土、グレナダ、ガイアナ、アイルランド、ジャマイカ、ケニア、キリバス、クウェート、レソト、マレーシア、マラウイ、モリシヤス、ナウル、ナイジェリア、ニュージールランド、ウガンダ、パプアニューギニア、セントクリストファー・ネイヴィス、セントルシア、セントビンセント及びグレナディーン諸島、ソロモン諸島、サモア、セーシェル、シエラレオネ、シンガポール、スワジランド、タンザニア連合共和国、トリニダード・トバゴ、ツバル、バヌアツ及びザンビアについては、適用しない。

2 条約第五条1及び2の規定は、受取人が自己宛ての郵便物の到着の通知を受けた後においては差出人の

請求による通常郵便物の取戻し又は宛名変更を認めないことを法令に定めるオーストリア、デンマーク及びイラン・イスラム共和国についても、適用しない。

3 条約第五条1の規定は、オーストラリア、ガーナ及びジンバブエについては、適用しない。

4 条約第五条2の規定は、差出人の請求による通常郵便物の取戻し又は宛名変更を認めないことを法令に定めるバハマ、ベルギー、イラク、ミャンマー及び朝鮮民主主義人民共和国については、適用しない。

5 条約第五条2の規定は、アメリカ合衆国については、適用しない。

6 オーストラリアは、自国の法令に適合する場合に限り、条約第五条2の規定を適用する。

7 エルサルバドル、パナマ共和国、フィリピン、コンゴ民主共和国及びベネズエラ・ボリバル共和国は、受取人が通関を請求した後に小包を返送することは自国の税関規則に抵触するため、条約第五条2の規定にかかわらず、その返送をしないことができる。

第二条 料金

1 オーストラリア、カナダ及びニュージーランドは、この条約の施行規則に定める料金以外の郵便料金が自国の法令に適合する場合には、条約第六条の規定にかかわらず、これを徴収することができる。

第三条 盲人用郵便物についての郵便料金の免除に対する例外

1 インドネシア、セントビンセント及びグレナディーン諸島及びトルコは、内国業務につき盲人用郵便物について郵便料金の免除を認めていないので、条約第七条の規定にかかわらず、同条に規定する普通料金及び特別業務に関する料金を徴収することができる。ただし、当該普通料金及び特別業務に関する料金の額は、自国の内国業務についてのこれらの料金の額を超えることができない。

2 フランスは、自国の規則に従うことを条件として、盲人用郵便物に関する条約第七条の規定を適用する。

3 ブラジルは、条約第七条3の規定にかかわらず、自国の法令に従い、差出人及び受取人が盲人又は盲人のための機関の郵便物についてのみ、盲人用郵便物とみなす権利を留保する。これらの条件を満たさない郵便物は、郵便料金支払の対象とする。

4 ニュージーランドは、条約第七条の規定にかかわらず、自国の内国業務において郵便料金が免除される郵便物についてのみ、自国での配達のため、盲人用郵便物として引き受ける。

5 フィンランドは、条約第七条の規定にかかわらず、自国の内国業務につき盲人用郵便物について郵便料

金の免除を認めていないので、大会議によって採択された同条の定義に基づく盲人用郵便物であつて外国に宛てて差し出されるものについて内国制度における料金を徴収することができる。

6 カナダ、デンマーク及びスウェーデンは、条約第七条の規定にかかわらず、自国の国内法令に定める範囲においてのみ、盲人用郵便物について郵便料金の免除を認める。

7 アイスランドは、条約第七条の規定にかかわらず、自国の国内法令に定める限度においてのみ、盲人用郵便物について郵便料金の免除を認める。

8 オーストラリアは、条約第七条の規定にかかわらず、自国の内国業務において郵便料金が免除される郵便物についてのみ、自国での配達のため、盲人用郵便物として引き受ける。

9 ドイツ、アメリカ合衆国、オーストラリア、オーストリア、カナダ、グレートブリテン及び北アイルランド連合王国、日本国及びスイスは、条約第七条の規定にかかわらず、自国の内国業務につき盲人用郵便物について適用している特別業務に関する料金を徴収することができる。

第四条 郵便切手

1 オーストラリア、グレートブリテン、マレーシア及びニュージーランドは、条約第八条7の規定にかかわらず、郵便物処理する自国の機械に適合しない新たな素材又は技術を使用した郵便切手が貼り付けられた通常郵便物及び小包郵便物について、関係する差出側の指定された事業体と事前に合意した場合にのみ処理する。

第五条 基礎業務

1 オーストラリアは、条約第十三条の規定にかかわらず、小包郵便業務を基礎業務に含めることを認めない。

2 条約第十三条2.4の規定は、自国の法令がより低い重量制限を課しているグレートブリテンについては、適用しない。グレートブリテンにおける健康及び安全に関する法令は、郵袋の重量を二十キログラムに制限している。

3 カザフスタン及びウズベキスタンは、条約第十三条2.4の規定にかかわらず、自国宛ての及び自国から発送するM郵袋の重量制限を二十キログラムとすることができる。

第六条 受取通知

1 カナダは、その内国制度において小包に対する受取通知の業務を行っていないため、条約第十五条3.3の

規定を小包について適用しないことができる。

第七条 通常郵便に関する禁制

- 1 レバノン及び朝鮮民主主義人民共和国は、例外的に、硬貨、紙幣、各種の持参人私有証券、旅行小切手、加工した又は加工していない白金、金又は銀、珠玉、宝石その他の貴重品を包有する書留郵便物を引き受けない。また、これらの国は、ガラス製品又は壊れやすい物品を包有する書留郵便物及び通常郵便物の盗取又は損傷の場合の責任に関しては、通常郵便物に関する施行規則を厳格に遵守する義務を負わない。
- 2 サウジアラビア、ボリビア、中華人民共和国（香港特別行政区を除く。）、イラク、ネパール、パキスタン、スーダン及びベトナムは、例外的に、硬貨、銀行券、紙幣、各種の持参人私有証券、旅行小切手、加工した又は加工していない白金、金又は銀、珠玉、宝石その他の貴重品を包有する書留郵便物を引き受けない。
- 3 ミャンマーは、自国の国内法令に抵触するため、条約第十八条6に規定する貴重品を包有する保険付通常郵便物を引き受けない権利を留保する。
- 4 ネパールは、特別の取決めがない限り、紙幣又は硬貨を包有する書留郵便物又は保険付通常郵便物を引き受けない。
- 5 ウズベキスタンは、硬貨、銀行券、小切手、郵便切手又は外国の貨幣を包有する書留郵便物又は保険付通常郵便物を引き受けない。また、このような郵便物の亡失又は損傷の場合の責任を認めない。
- 6 イラン・イスラム共和国は、イスラム教の原理に反する物品を包有する通常郵便物を引き受けず、硬貨、銀行券、旅行小切手、加工した又は加工していない白金、金又は銀、珠玉、宝石その他の貴重品を包有する普通通常郵便物、書留郵便物又は保険付通常郵便物を引き受けない権利を留保し、また、このような郵便物の亡失又は損傷の場合の責任を認めない。
- 7 フイリピンは、硬貨、紙幣、各種の持参人私有証券、旅行小切手、加工した又は加工していない白金、金又は銀、珠玉その他の貴重品を包有する普通通常郵便物、書留郵便物又は保険付通常郵便物を引き受けない権利を留保する。
- 8 オーストラリアは、地金又は紙幣を包有する通常郵便物を引き受けない。また、同国は、宝石、貴金屬、珠玉、証書、硬貨その他譲渡可能な有価証券のような貴重品を包有する自国宛ての書留郵便物又は開袋継越通常郵便物を引き受けない。同国は、このような留保に反して差し出された郵便物について責任を認めない。

認めない。

- 9 中華人民共和国は、香港特別行政区を除くほか、自国の国内法令に従い、硬貨、銀行券、紙幣、持参人私有証券又は旅行小切手を包有する保険付通常郵便物を引き受けない。
- 10 ラトビア及びモンゴルは、自国の国内法令に抵触するため、硬貨、銀行券、持参人私有証券及び旅行小切手を包有する普通通常郵便物、書留郵便物又は保険付通常郵便物を引き受けない権利を留保する。
- 11 ブラジルは、通用している硬貨及び銀行券並びに各種の持参人私有証券を包有する普通通常郵便物、書留郵便物又は保険付通常郵便物を引き受けない権利を留保する。
- 12 ベトナムは、物品を包有する書状を引き受けない権利を留保する。
- 13 インドネシアは、硬貨、銀行券、小切手、郵便切手、外国の貨幣又は各種の持参人私有証券を包有する自国宛ての書留郵便物又は保険付通常郵便物を引き受けず、また、このような郵便物の亡失又は損傷の場合の責任を認めない。
- 14 キルギスは、硬貨、紙幣、各種の持参人私有証券、旅行小切手、加工した又は加工していない白金、金又は銀、珠玉、宝石その他の貴重品を包有する普通通常郵便物、書留郵便物、保険付通常郵便物又は小形包装物を引き受けない権利を留保し、また、このような郵便物又は包装物の亡失又は損傷の場合の責任を認めない。
- 15 アゼルバイジャン及びカザフスタンは、硬貨、銀行券、紙幣、各種の持参人私有証券、小切手、加工した若しくは加工していない貴金屬、珠玉、宝石その他の貴重品又は外国の貨幣を包有する書留郵便物又は保険付通常郵便物を引き受けず、また、このような郵便物の亡失又は損傷の場合の責任を認めない。
- 16 モルドバ及びロシア連邦は、通用している銀行券、各種の持参人私有証券（小切手）又は外国の貨幣を包有する書留郵便物又は保険付通常郵便物を引き受けず、また、このような郵便物の亡失又は損傷の場合の責任を認めない。
- 17 フランスは、条約第十八条3の規定の適用を妨げることなく、物品を包有する郵便物が自国の規則、国際的な規則又は航空運送に関する技術及び包装に関する説明書遵守していない場合には、当該郵便物を引き受けない権利を留保する。

第八条 小包郵便に関する禁制

- 1 ミャンマー及びザンビアは、自己の規則に抵触するため、条約第十八条6.1.3.1に規定する貴重品を包有する

保険付小包を引き受けないことができる。

2 レバノン及びスーダンには、例外的に、硬貨、紙幣、各種の持参人私有価証券、旅行小切手、加工した又は加工していない白金、金又は銀、珠玉その他の貴重品を包有する小包並びに液体、液化しやすい物、ガラス製品及びこれらと同様の物品並びに壊れやすい物品を包有する小包を引き受けない。これらの国は、小包郵便に関する施行規則の関連規定を遵守する義務を負わない。

3 ブラジルは、通用している硬貨及び紙幣並びに各種の持参人私有価証券を包有する保険付小包を引き受けることが自己の規則に抵触するため、当該保険付小包を引き受けないことができる。

4 ガーナは、通用している硬貨及び紙幣を包有する保険付小包を引き受けることが自己の規則に抵触するため、当該保険付小包を引き受けないことができる。

5 サウジアラビアは、条約第十八条に定める物品に加えて、硬貨、紙幣、各種の持参人私有価証券、旅行小切手、加工した又は加工していない白金、金又は銀、珠玉その他の貴重品を包有する小包を引き受けない。また、同国は、権限のある当局が発行する処方せんが添付されていない各種の薬品、消火のための製品、液状の化学物質又はイスラム教の原理に反する物品を包有する小包を引き受けない。

6 オマーンは、条約第十八条に定める物品に加えて、次のものを包有する小包を引き受けない。

6.1 権限のある当局が発行する処方せんが添付されていない各種の薬品

6.2 消火のための製品及び液状の化学物質

6.3 イスラム教の原理に反する物品

7 イラン・イスラム共和国は、条約第十八条に定める物品に加えて、イスラム教の原理に反する物品を包有する小包を引き受けない。硬貨、紙幣、旅行小切手、加工した又は加工していない白金、金又は銀、珠玉、宝石その他の貴重品を包有する普通小包又は保険付小包を引き受けない権利を留保し、また、このような郵便物の亡失又は損傷の場合の責任を認めない。

8 フィリピンは、硬貨、紙幣、各種の持参人私有価証券、旅行小切手、加工した又は加工していない白金、金又は銀、珠玉その他の貴重品を包有する小包並びに液体、液化しやすい物、ガラス製品及びこれらと同様の物品並びに壊れやすい物品を包有する小包を引き受けないことができる。

9 オーストラリアは、地金又は紙幣を包有する郵便物を引き受けない。

10 中華人民共和国は、硬貨、紙幣、持参人私有価証券、旅行小切手、加工した又は加工していない白金、

金又は銀、珠玉その他の貴重品を包有する普通小包を引き受けない。また、同国は、香港特別行政区を除くほか、硬貨、紙幣、持参人私有価証券又は旅行小切手を包有する保険付小包を引き受けない。

11 モンゴルは、自国の国内法令に従い、硬貨、紙幣、旅行小切手、持参人私有価証券及び旅行小切手を包有する小包を引き受けない権利を留保する。

12 ラトビアは、硬貨、紙幣、各種の持参人私有価証券(小切手)又は外国為替を包有する普通小包又は保険付小包を引き受けない。また、このような小包の亡失又は損傷の場合の責任を認めない。

13 モルドバ、ウズベキスタン、ロシア連邦及びウクライナは、通用している銀行券、各種の持参人私有価証券(小切手)又は外国の貨幣を包有する普通小包又は保険付小包を引き受けない。また、このような小包の亡失又は損傷の場合の責任を認めない。

14 アゼルバイジャン及びカザフスタンは、硬貨、紙幣、各種の持参人私有価証券、小切手、加工した若しくは加工していない貴金属、珠玉、宝石その他の貴重品又は外国の貨幣を包有する普通小包又は保険付小包を引き受けない。また、このような小包の亡失又は損傷の場合の責任を認めない。

第九条 関税を課される物品

1 バングラデシュ及びエルサルバドルは、条約第十八条の規定に関連して、関税を課される物品を包有する保険付郵便物を引き受けない。

2 アフガニスタン、アルバニア、アゼルバイジャン、ベラルーシ、カンボジア、チリ、コロンビア、キューバ、エルサルバドル、エストニア、カザフスタン、ラトビア、モルドバ、ネパール、ウズベキスタン、ペルー、朝鮮民主主義人民共和国、ロシア連邦、サンマリノ、トルクメニスタン、ウクライナ及びベネズエラ・ボリバル共和国は、条約第十八条の規定に関連して、関税を課される物品を包有する普通書状及び書留書状を引き受けない。

3 ベナン、ブルキナファソ、コートジボワール共和国、ジブチ、マリ及びモーリタニアは、条約第十八条の規定に関連して、関税を課される物品を包有する普通書状を引き受けない。

4 1から3までの規定にかかわらず、血清、ワクチン及び緊急の必要性があり、かつ、入手が困難な医薬品を包有する郵便物は、いかなる場合にも差出しを認められる。

第十条 調査請求

1 サウジアラビア、カーボヴェルデ、エジプト、ガボン、英国の海外領土、ギリシャ、イラン・イスラム

共和国、キルギス、モンゴル、ミャンマー、ウズベキスタン、フィリピン、朝鮮民主主義人民共和国、スーダン、シリア・アラブ共和国、チャド、トルクメニスタン、ウクライナ及びザンビアは、条約第十九条3の規定にかかわらず、通常郵便物のための調査請求の料金を利用者から徴収する権利を留保する。

2 アルゼンチン、オーストリア、アゼルバイジャン、リトアニア、モルドバ及びスロバキアは、調査請求に関する調査が完了した場合において、当該請求が正当とされないことが判明したときは、条約第十九条3の規定にかかわらず、特別料金を徴収する権利を留保する。

3 アフガニスタン、サウジアラビア、カーボヴェルデ、コンゴ共和国、エジプト、ガボン、イラン・イスラム共和国、キルギス、モンゴル、ミャンマー、ウズベキスタン、スーダン、スリナム、シリア・アラブ共和国、トルクメニスタン、ウクライナ及びザンビアは、小包について調査請求の料金を利用者から徴収する権利を留保する。

4 アメリカ合衆国、ブラジル及びバナマ共和国は、条約第十九条3の規定にかかわらず、1から3までの規定に基づいて料金を徴収する国において差し出される通常郵便物及び小包郵便物のための調査請求の料金を利用者から徴収する権利を留保する。

第十一条 通関料

1 ガボンは、通関料を利用者から徴収する権利を留保する。

2 ブラジルは、条約第二十条2の規定にかかわらず、税関検査に付する全ての郵便物について、通関料を利用者から徴収する権利を留保する。

3 ギリシャは、条約第二十条2の規定にかかわらず、税関当局に提示する全ての郵便物について、通関料を利用者から徴収する権利を留保する。

4 コンゴ共和国及びザンビアは、小包について通関料を利用者から徴収する権利を留保する。

第十二条 外国における通常郵便物の差出し

1 アメリカ合衆国、オーストラリア、オーストリア、グレートブリテン及び北アイルランド連合王国、ギリシャ及びニュージーランドは、自国から発送されなかった郵便物を条約第二十八条4の規定により自国に返送する指定された事業体から、関連する作業に係る費用に相当する金額を徴収する権利を留保する。

2 カナダは、条約第二十八条4の規定にかかわらず、少なくとも関連する通常郵便物の取扱いに係る費用を回収することができる報酬を差出側の指定された事業体から徴収する権利を留保する。

3 条約第二十八条4の規定は、名宛側の指定された事業体が、差出側の指定された事業体に対し、外国において多量に差し出される通常郵便物の配達について、適切な報酬を請求する権利を認めている。オーストラリア及びグレートブリテン及び北アイルランド連合王国は、当該報酬の支払額を名宛国の同様の郵便物に適用される適切な内国料金に制限する権利を留保する。

4 条約第二十八条4の規定は、名宛側の指定された事業体が、差出側の指定された事業体に対し、外国において多量に差し出される通常郵便物の配達について、適切な報酬を請求する権利を認めている。アメリカ合衆国、バハマ、バルバドス、ブルネイ・ダルサラーム国、中華人民共和国、グレートブリテン及び北アイルランド連合王国、英国の海外領土、グレナダ、ガイアナ、インド、マレーシア、ネパール、ニュージーランド、オランダ、オランダ領アンティール及びアルバ、セントルシア、セントビンセント及びグレナディーン諸島、シンガポール、スリランカ、スリナム及びタイは、当該報酬の支払額を通常郵便物に関する施行規則により大量郵便物について認められる限度に制限する権利を留保する。

5 ドイツ、サウジアラビア、アルゼンチン、オーストリア、ペナン、ブラジル、ブルキナファソ、カメルーン、カナダ、キプロス、コートジボワール共和国、デンマーク、エジプト、フランス、ギリシャ、ギニア、イラン・イスラム共和国、イスラエル、イタリア、日本国、ヨルダン、レバノン、ルクセンブルク、マリ、モロッコ、モリタニア、モナコ、ノルウェー、ポルトガル、セネガル、スイス、シリア・アラブ共和国及びトーゴは、4に規定する留保にかかわらず、連合加盟国から受領する郵便物について、条約第二十八条の規定を完全に適用する権利を留保する。

6 ドイツは、条約第二十八条4の規定の適用のため、差出人の居住国から受領すべきであった額に相当する額の補償金を郵便物の差出国に請求する権利を留保する。

7 中華人民共和国は、この条の留保にかかわらず、外国において多量に差し出される通常郵便物の配達についての支払額を、万国郵便条約及び通常郵便物に関する施行規則により大量郵便物について認められる限度に制限する権利を留保する。

第十三条 航空運送料に関する基本料金率及び規定

1 オーストラリアは、条約第三十四条の規定にかかわらず、小包郵便物に関する施行規則に定めるところにより、又は二国間の合意を含む他のあらゆる手段により、小包による物品の返送業務の提供のための航空運送料に関する料金率を適用する権利を留保する。

第十四条 例外的な到着の陸路割当料金

1 アフガニスタンは、条約第三十五条の規定にかかわらず、小包一個ごとに七・五OSDRの例外的な到着の陸路割当料金を追加して徴収する権利を留保する。

第十五条 特別料金率

1 アメリカ合衆国、ベルギー及びノルウェーは、航空小包に対し、平面路小包に対する陸路割当料金よりも高い額の陸路割当料金を徴収することができる。

2 レバノンは、重量一キログラムまでの小包に対し、重量一キログラムを超え三キログラムまでの小包に適用する料金を徴収することができる。

3 パナマ共和国は、航空路によつて継越運送が行われる平面路小包(SAL小包)に対しては、重量一キログラムごとに〇・二OSDRを徴収することができる。

第十六条 継越料、航空運送料及び割当料金の額を定めることについての郵便業務理事会の権限

1 オーストラリアは、条約第三十六条1.6の規定にかかわらず、小包郵便に関する施行規則に定めるところにより、又は二国間の合意を含む他のあらゆる手段により、小包による物品の返送業務の提供のための発送の陸路割当料金を適用する権利を留保する。

以上の証拠として、下名の全権委員は、これらの規定が条約中にある場合と同一の効力及び同一の価値を有するものとしてこの最終議定書を作成し、国際事務局長に寄託される本書一通に署名した。万国郵便連合国際事務局は、その謄本一通を各締約国に送付する。

二十二年十月十一日にドーハで作成した。

審査報告書

郵便送金業務に関する約定の締結について承認を求めるの件

右は全会一致をもつて承認すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

平成二十五年十一月七日

外交防衛委員長 末松 信介

参議院議長 山崎 正昭殿

要領書

一、委員会の決定の理由

この約定は、郵便送金業務に関する事項についての所要の変更を加えるため、現行の郵便送金業務に関する約定を更新するものである。我が国がこの約定を締結することは、我が国と他の締約国との間の郵便送金業務を適切に実施するため重要であると考えられるので、妥当な

措置と認める。

一、費用

別に費用を要しない。

郵便送金業務に関する約定の締結について承認を求めるの件

右

国会に提出する。

平成二十五年十月十七日

内閣総理大臣 安倍 晋三

郵便送金業務に関する約定の締結について承認を求めるの件

郵便送金業務に関する約定の締結について、日本国憲法第七十三条第三号ただし書の規定に基づき、国会の承認を求める。

郵便送金業務に関する約定

万国郵便連合加盟国の政府の全権委員である下名は、千九百六十四年七月十日にウィーンで作成された万国郵便連合憲章第二十二條4の規定に鑑み、合意により、かつ、同憲章第二十五條4の規定の適用があることを条件とし、指定された事業体のネットワーク間の相互運用を可能とする方式に基づきできる限り多くの利用者に適した安全なかつ利用の容易な郵便送金業務を実施するための同憲章の原則に合致する次の約定を作成した。

第一部 郵便送金業務に適用される共通の原則

第一章 総則

第一条 この約定の範囲

1 加盟国は、次の郵便送金業務のうち少なくとも一が自国の領域において提供されるよう最善の努力を払う。

1.1 現金為替 差出人は、指定された事業体の業務が利用できる拠点で為替金を払い込み、その為替金の全額を、現金により、かつ、一切の控除が行われることなく受取人に払い渡すことを請求する。

1.2 払出為替 差出人は、指定された事業体が保有する自己の口座からの払出登記を指図し、その為替金の全額を、現金により、かつ、一切の控除が行われることなく受取人に払い渡すことを請求する。

1.3 払込為替 差出人は、指定された事業体の業務が利用できる拠点で為替金を払い込み、その為替金を、一切の控除が行われることなく受取人の口座に入金することを請求する。

1.4 郵便振替 差出人は、指定された事業体が保有する自己の口座からの払出登記を指図し、その金額の全額を、一切の控除が行われることなく、払渡側の指定された事業体に開設されている受取人の口座への受入登記を請求する。

1.5 代金引換為替 代金引換郵便物を受け取る者は、指定された事業体の業務が利用できる拠点で為替金を払い込み、又は自己の口座からの払出登記を指図し、代金引換郵便物を差し出す者が指定した金額の全額を、一切の控除が行われることなく代金引換郵便物を差し出す者に払い渡すことを請求する。

1.6 緊急為替 差出人は、指定された事業体の業務が利用できる拠点で郵便送金指図を預け入れ、当該郵便送金指図を三十分以内に送達すること及び名宛国の指定された事業体の業務が利用できる拠点（当該

拠点の一覧表に従う。）で、その為替金の全額を、一切の控除が行われることなく受取人に払い渡すことを請求する。

2 この約定の実施のための手続については、この約定の施行規則に定める。

第二条 定義

1 「権限のある当局」とは、自国の法令によつて与えられた権限に基づき、指定された事業体及びこの条に規定する者の活動を監督する加盟国の当局をいう。権限のある当局は、資金洗浄及びテロリストに対する資金供与への対処に従事する行政機関又は司法機関、特に自国の金融情報機関及び監督機関と連絡をとることができる。

2 「内払金」とは、払渡側の指定された事業体の郵便送金業務の資金繰りを容易にするため、振出側の指定された事業体から払渡側の指定された事業体に部分的に支払われる前払金をいう。

3 「資金洗浄」とは、資金の違法な起源を隠匿し、若しくは偽装するため、又は犯罪活動に参加した者がその活動による法律上の責任を免れることを援助するため、犯罪活動又は当該活動への関与によつて得られた資金であることを知りながら、団体又は個人によつて行われる当該資金の交換又は移転をいう。洗浄される資金を得るための活動が他の加盟国又は第三国の領域において訴追の対象となる場合も、同様とする。

4 「分別管理」とは、利用者の資金を郵便送金業務の実施以外の目的に使うことを防止するため、利用者の資金を指定された事業体の資金から強制的に分離することをいう。

5 「清算機関」とは、多数者間の交換の枠組みにおいて、一の事業体から他の事業体へ提供される業務から生ずる相互の債務及び債権を取り扱う清算のための機関をいう。清算機関の役割は、決済銀行を通じて決済される事業体の間の取引を記帳し、及び決済に不備があった場合には必要な措置をとることである。

6 「清算」とは、関係者間で定期的な借記及び貸記を行うことで支払の回数を最小限に保つことを可能にする制度をいう。清算は、二者間の残高を確定する段階及びこれらの残高を合算することによつて、関係する主体の借方又は貸方の持高に依じて一回限りの清算を行うために関係する全ての主体に対する各主体の総合的な持高を算出する段階の二の段階から成る。

7 「集中口座」とは、一の口座に統合された出所の異なる資金の集合をいう。

8 「決済用口座」とは、指定された事業体が二者間において相互に開設する郵便振替口座であつて、当該

口座を通じて相互の債務及び債権を決済するものをいう。

9 「犯罪活動」とは、自国の法令に定義する犯罪又は軽罪へのあらゆる種類の関与をいう。

10 「保証預託金」とは、指定された事業体の間における支払を保証するため、現金又は証券の形で預託される金額をいう。

11 「受取人」とは、差出人により郵便為替又は郵便振替の受益者に指定される自然人又は法人をいう。

12 「第三通貨」とは、二の通貨の間で交換ができない場合に、又は口座の清算若しくは決済のために、中間的に使用される通貨をいう。

13 「利用者についての相当の注意」とは、指定された事業体の一般的な義務であり、次の義務から成る。
13.1 利用者の本人確認

13.2 郵便送金指図の目的に関する情報の入手

13.3 郵便送金指図の監視

13.4 利用者に関する情報が最新のものであることの確認

13.5 権限のある当局への疑わしい取引の報告

14 「郵便送金指図に関する電子データ」とは、電子的手段によつて一の指定された事業体から他の指定された事業体に送付されるデータ（郵便送金指図の実施、調査請求、住所の変更若しくは訂正又は払戻しに関するもの）であつて、郵便送金指図又は郵便送金指図に関連する要求の状態の変更を示すものをいい、指定された事業体によつて入力されるか指定された事業体の情報システムによつて自動的に生成されるかを問わない。

15 「個人情報」とは、差出人又は受取人を特定するために必要な情報をいう。

16 「郵便情報」とは、郵便送金指図の送達及び追跡、統計並びに集中清算制度のために必要な情報をいう。

17 「電子データ交換（EDI）」とは、連合のシステムと互換性のあるネットワーク及び標準様式を用いて行われるコンピュータの間における業務に関する情報の交換をいう。

18 「差出人」とは、指定された事業体に対し、連合の文書に従つて郵便送金指図を実施するよう指示を与える自然人又は法人をいう。

19 「テロリストに対する資金供与」とは、テロリズムの行為、テロリスト及びテロリストの組織への資金

供与をいう。

20 「利用者の資金」とは、差出人により現金で振出側の指定された事業体に払い込まれ、振出側の指定された事業体に開設された差出人の口座より払出登記され、又は他のあらゆる安全な送金手段により支払われる金額であつて、この約定及びその施行規則に従い差出人が指定した受取人への払渡しを目的として、差出人により振出側の指定された事業体又は他の金融機関のため用意されたものをいう。

21 「代金引換為替」とは、代金引換郵便物の送達と引換えに行われる郵便送金指図を意味する業務上の用語をいう。

22 「振出通貨」とは、名宛国の通貨又は振り出された郵便送金指図の名宛国が認めている第三通貨をいう。

23 「振出側の指定された事業体」とは、連合の文書に従い、郵便送金指図を払渡側の指定された事業体に送達する指定された事業体をいう。

24 「払渡側の指定された事業体」とは、連合の文書に従い、名宛国において郵便送金指図の実施について責任を有する指定された事業体をいう。

25 「有効期間」とは、郵便送金指図を実施し、又は取り消すことができる期間をいう。

26 「業務が利用できる拠点」とは、利用者が郵便送金指図を預け入れ、又は受け取ることのできる物理的な又は仮想の場所をいう。

27 「手数料」とは、受取人への払渡しのために、振出側の指定された事業体が払渡側の指定された事業体に対し支払う義務を負う金額をいう。

28 「取消権」とは、払渡しの時まで又は払渡しが行われていない場合には有効期間の満了の時まで、差出人が自己の郵便送金指図（郵便為替又は郵便振替）を取り消すことのできる権利をいう。

29 「取引先リスク」とは、契約の一方の当事者が債務不履行となるリスクであつて損失又は流動性リスクをもたらすものをいう。

30 「流動性リスク」とは、取引先又は決済制度への参加者が、所定の期日までに債務の全部を履行することが一時的にできなくなるリスクをいう。

31 「疑わしい取引の報告」とは、指定された事業体が、自国の法令及び連合の決議に基づいて疑わしい取引に関する情報を自国の権限のある当局に提供する義務をいう。

32 「追跡及び特定」とは、郵便送金指図の進捗状況を監視し、並びにその所在及び実施状況をいつでも特定できる制度をいう。

33 「料金」とは、差出人が、郵便送金業務のため、振出側の指定された事業体に支払う金額をいう。

34 「疑わしい取引」とは、資金洗浄又はテロリストに対する資金供与という犯罪に結び付く一回の又は繰り返し行われた郵便送金指図又は郵便送金指図に関する払戻しの請求をいう。

35 「利用者」とは、この約定に基づいて郵便送金業務を利用する差出人又は受取人である自然人又は法人をいう。

第三条 事業体の指定

1 加盟国は、郵便送金業務を監督する責任を負う政府機関の名称及び所在地を大会議の終了後六箇月以内に国際事務局に通報する。また、加盟国は、自己のネットワークによって郵便送金業務を運営し、及び自国の領域において連合の文書から生ずる義務を履行するために正式に指定された事業体の名称及び所在地を大会議の終了後六箇月以内に国際事務局に通報する。大会議から大会議までの間における政府機関及び正式に指定された事業体の変更は、可能な限り速やかに国際事務局に通報する。

2 指定された事業体は、この約定に従い郵便送金業務を提供する。

第四条 加盟国の役割

1 加盟国は、自国の指定された事業体による不履行が生じた場合には、当該指定された事業体が連合の文書に従い他の指定された事業体に対して負う責任に影響を及ぼすことなく、郵便送金業務の継続の確保を図るため、必要な措置をとる。

2 加盟国は、自国の指定された事業体による不履行が生じた場合には、国際事務局を通じ、この約定の締約国である他の加盟国に対して次の事項を通報する。

2.1 指定された日から更なる通報があるまでの間における郵便送金業務の停止

2.2 新たな指定された事業体がある場合には、当該新たな指定された事業体の責任においてその業務を回復するためとなる措置

第五条 事業体の役割

1 指定された事業体は、他の事業体及び利用者に対し、郵便送金業務の実施について、責任を負う。

2 指定された事業体は、自国の法令に従い、業務リスク、流動性リスク、取引先リスク等について、責任を負う。

を負う。

3 加盟国によって委託された郵便送金業務を実施するため、指定された事業体は、自ら選択する指定された事業体との間で二者間又は多数者間の取決めを行う。

第六条 郵便送金業務に関する資金の所属

1 代金引換為替の場合を除くほか、郵便送金指図の実施のために現金で払い込まれ、又は口座より払出登記された金額は、それが受取人に払い渡される時まで、又は受取人の口座に受入登記される時まで、差出人に所属する。

2 代金引換為替の場合を除くほか、郵便送金指図の有効期間中、差出人は、対応する金額が受取人に払い渡される時まで、又は受取人の口座に受入登記される時まで、当該郵便送金指図を取り消すことができる。

3 代金引換為替の実施のために現金で払い込まれ、又は口座より払出登記された金額は、そのような郵便送金指図を実施する時から、代金引換郵便物を差し出す者に所属する。当該郵便送金指図は、取り消すことができない。

第七条 資金洗浄、テロリストに対する資金供与及び金融に係る犯罪への対処

1 指定された事業体は、自国の法令及び国際法から生ずる義務（資金洗浄、テロリストに対する資金供与及び金融に係る犯罪への対処に関するものを含む。）を履行するため、全ての必要な措置をとる。

2 指定された事業体は、自国の法令に従い、自国の権限のある当局に疑わしい取引の報告を行う。

3 この約定の施行規則は、資金洗浄、テロリストに対する資金供与及び金融に係る犯罪への対処のため、利用者の本人確認、利用者についての相当の注意及び規則を実施するための手続に関し、指定された事業体が履行する義務の詳細を定める。

第八条 秘密性及び個人情報の利用

1 加盟国及びその指定された事業体は、自国の法令並びに適当な場合には国際的な義務及びこの約定の施行規則に従い、個人情報の秘密性及び保護を確保する。

2 個人情報情報は、適用される国内法令及び国際的な義務に従い、その収集された目的のために利用することができる。

3 個人情報情報は、適用される国内法令により当該個人情報入手することが許可された第三者にのみ提供される。

れる。

- 4 指定された事業体は、その利用者にその個人情報の利用及びそれを収集した目的について周知させる。
- 5 郵便送金指図を実施するために必要な情報は、秘密とされる。
- 6 統計のため、並びに場合によっては業務の質の評価及び集中清算のため、指定された事業体は、万国郵便連合国際事務局に少なくとも年一回郵便情報を提供することが求められる。国際事務局は、全ての個々の郵便情報を秘密のものとして取り扱う。

第九条 技術的中立

- 1 この約定に規定する業務を提供するために必要な情報の交換は、技術的中立の原則（当該業務の提供が特定の技術の利用に依存しないこと）に従う。
- 2 郵便送金指図を実施するための手続（預入れ、入力、送達、払渡し、払戻し、調査請求の処理又は受取人に資金を払い渡す期限に係る条件を含む。）は、郵便送金指図の送達のために利用される技術に応じて異なり得る。

- 3 郵便送金業務は、異なる技術の組合せに基づいて提供することができる。

第二章 一般原則及び業務の質

第十条 一般原則

- 1 ネットワークを通じた利用の容易さ
 - 1.1 郵便送金業務は、できる限り多くの利用者の当該業務への利用の容易さを確保するため、指定された事業体により、そのネットワーク又は他の提携するネットワークを通じて提供される。
 - 1.2 全ての利用者は、指定された事業体との間における契約上又は商業上の関係にかかわらず、郵便送金業務を利用することができる。
- 2 資金の分離
 - 2.1 利用者の資金については、分別管理を行う。当該資金及び当該資金から生ずる流れは、事業体の他の資金及びその流れ、特に事業体自体の資金から分離される。
 - 2.2 指定された事業体の間における手数料に関する決済は、利用者の資金に関する決済とは区別される。
- 3 郵便送金指図に係る振出通貨及び払渡通貨
 - 3.1 郵便送金指図の金額は、名宛国の通貨又は名宛国が認めている他の通貨をもって表示し、及び払い渡

す。

- 4 拒否の不可能性
 - 4.1 電子的手段による郵便送金指図の送達は、適用される技術基準に伝達情報が適合する場合には、振出側の指定された事業体は当該指図の存在に疑義を差し挟んではならず、また、払渡側の指定された事業体は当該指図を受け取った事実を否定してはならないという意味において、拒否の不可能性の原則に従う。
 - 4.2 電子的手段によって送達される郵便送金指図の拒否の不可能性は、指定された事業体が使用するシステムのいかなる問わず、技術的手段により確保する。

5 郵便送金指図の実施

- 5.1 指定された事業体の間で送達された郵便送金指図は、実施されなければならない。ただし、この約定及び自国の法令に従うことを条件とする。
- 5.2 指定された事業体のネットワークにおいて、差出人によって振出側の指定された事業体に払い込まれる金額は、払渡側の指定された事業体によって受取人に払い渡される金額と同一のものとする。
- 5.3 受取人への払渡しは、払渡側の指定された事業体が相当額を差出人から受領することを条件としな

い。当該払渡しは、振出側の指定された事業体が、払渡側の指定された事業体に対し内払金を支払い、又は決済用口座に入金する義務を履行していることを条件として行われる。

6 料金の設定

- 6.1 振出側の指定された事業体は、郵便送金業務の料金を定める。
- 6.2 6.1に規定する料金には、差出人の要求する選択的又は補足的な業務に応じて、経費を加えることができる。

7 料金の免除

- 7.1 捕虜及び抑留された文民に送達する郵便物の郵便料金の免除に関する万国郵便条約の規定は、このような受取人に係る郵便送金業務についても適用する。
- 8 払渡側の指定された事業体に対する手数料
 - 8.1 払渡側の指定された事業体は、郵便送金指図の実施のため、振出側の指定された事業体から手数料を受領する。

9 指定された事業体の間における決済の頻度 9.1 差出人により、受取人に払い渡され、又は受取人の口座に受入登記される金額についての決済であつて指定された事業体の間におけるものの頻度は、手数料についての決済であつて指定された事業体の間におけるものの頻度と異なるものとする。受取人に払い渡され、又は受取人の口座に受入登記される金額は、少なくとも毎月一回決済される。 10 利用者への情報提供の義務 10.1 利用者は、次の情報を得る権利を有する。当該情報は、公表され、かつ、全ての差出人に通知されるものとする。 郵便送金業務の提供条件、料金、経費、為替の換算率及び方法、責任を実施する条件並びに情報提供及び調査請求の業務を行う場所 10.2 10.1に規定する情報は、無償で提供される。	い。 3 指定された事業体は、国際基準に従い、取引を安全なものとしなければならない。 第十四条 追跡及び特定 1 指定された事業体を利用する制度は、対応する金額が受取人に払い渡される時まで若しくは受取人の口座に受入登記される時まで、又は必要な場合には差出人に払い戻される時まで、差出人が自己の郵便送金指図及び取消権の処理を監視することができるものとする。 第二部 郵便送金業務に関する規則 第一章 郵便送金指図の処理 第十五条 郵便送金指図の預入れ、入力及び送達 1 郵便送金指図の預入れ、入力及び送達に係る条件については、この約定の施行規則に定める。 2 郵便送金指図の有効期間については、延長することができない。当該有効期間については、この約定の施行規則に定める。
1 指定された事業体は、団体商標によつて郵便送金業務を特定することを決定することができる。 2 郵便業務理事会は、電子的手段によつて送達される郵便送金指図に係る業務の質に関する目標、要素及び基準を定める。 3 指定された事業体は、電子的手段によつて送達される郵便送金指図に係る業務の質に関する最少限度の要素及び基準を用いなければならない。 第三章 電子データ交換に関する原則 第十二条 相互運用性 1 ネットワーク 1.1 指定された事業体は、全ての指定された事業体の間における郵便送金業務の実施に必要なデータの交換を確保し、及び業務の質について監視するため、連合の電子データ交換（EDI）のシステム又はこの約定に従つて郵便送金業務の相互運用性を確保する他のシステムを使用する。 第十三条 電子的な交換の安全性の確保 1 指定された事業体は、その設備が適切に機能することについて責任を負う。 2 データの電子的な送付は、送付するデータの真正性及び完全性を確保するため、安全でなければならない。	1 払渡側の指定された事業体は、自国の法令に従つて受取人の本人確認を行い、受取人の提供する情報が正確であることを確認した後、現金による払渡しを行う。払込為替又は振替の場合には、受取人の口座に当該払渡しの金額を受入登記する。 2 資金の引渡しの期限は、指定された事業体の間における多数者間及び二者間の取決めににより設定される。 第十七条 限度額 1 指定された事業体は、自国の法令に基づいて設定する差出し及び受取の限度額を万国郵便連合国際事務局に通報する。 第十八条 払戻し 1 払戻しの範囲 1.1 郵便送金業務の枠組みにおける払戻しについては、振出国の通貨による郵便送金指図の全額を対象とする。払い戻される金額は、差出人が払い込んだ金額又は差出人の口座に払出登記した金額に等しいものとする。指定された事業体に過失があつた場合には、払戻しの金額に郵便送金業務の料金を加算す

る。

1.2 代金引換為替については、払戻しは行われない。

第二章 調査請求及び責任

第十九条 調査請求

1 調査請求は、郵便送金指図が受け付けられた日の翌日から起算して六箇月以内に限り認められる。

2 指定された事業体は、自国の法令に従うことを条件として、郵便送金指図に係る調査請求の料金を利用者から徴収する権利を有する。

第二十条 利用者に対する指定された事業体の責任

1 資金の取扱い

1.1 振出側の指定された事業体は、代金引換為替の場合を除くほか、次に掲げる時まで、窓口において払い込まれた金額又は差出人の口座に払出登記した金額について差出人に対して責任を負う。

1.1.1 郵便送金指図が正規に払い渡される時

1.1.2 受益者の口座に受入登記される時

1.1.3 差出人に対し現金又は差出人の口座への受入登記により払い戻される時

1.2 振出側の指定された事業体は、代金引換為替については、代金引換為替が正規に払い渡され、又は受益者の口座に受入登記される時まで、窓口において払い込まれた金額又は差出人の口座に払出登記した金額について受益者に対して責任を負う。

第二十一条 指定された事業体相互の義務及び責任

1 指定された事業体は、自らが行った誤りについて責任を負う。

2 責任に関する条件及びその責任の範囲については、この約定の施行規則に定める。

第二十二条 指定された事業体に対する免責

1 指定された事業体は、次の場合には、責任を負わない。

1.1 業務の実施における遅延があった場合

1.2 郵便送金業務に関する情報の不可抗力による損傷のため郵便送金指図の実施について説明することができない場合。ただし、指定された事業体の責任に関して別段の証拠があるときは、この限りでない。

1.3 損害が、特に、郵便送金指図の裏付けとなる正確な情報（送金される資金が合法的な出所からのもの

であること及び郵便送金指図が合法的な目的で行われるものであることを含む。）を提供する差出人の責任に関する当該差出人の過失又は怠慢から生じたものである場合

1.4 送金された資金が差し押さえられた場合

1.5 捕虜又は抑留された文民の資金の場合

1.6 利用者がこの約定に定める期間内に調査請求を行わなかった場合

1.7 振出国における郵便送金業務の時効期間が満了した場合

第二十三条 責任に関する留保

1 二国間の合意がある場合を除くほか、責任に関する第二十条から前条までの規定については、いかなる留保も付することができない。

第三章 財務関係

第二十四条 会計規則及び財務規則

1 会計規則

1.1 指定された事業体は、この約定の施行規則に定める会計規則を遵守する。

2 月次計算書及び総計算書の作成

2.1 払渡側の指定された事業体は、振出側の指定された事業体ごとに、郵便送金業務の払渡金額についての月次計算書を作成する。この月次計算書は、内払金を含む総計算書であつて残高を明らかにするものに同一の間隔で組み込む。

3 内払金

3.1 指定された事業体間の交換において不均衡が生じた場合には、振出側の指定された事業体は、少なくとも月一回、期間の始めに、払渡側の指定された事業体に対して内払金を支払う。決済の頻度が週一回を超える場合には、事業体は、内払金の免除について取り決めることができる。

4 集中口座

4.1 原則として、指定された事業体は、利用者の資金のために一の集中口座を有する。これらの資金は、受取人に払い渡された郵便送金指図を決済し、又は実施されなかった郵便送金指図を差出人に払い戻すためにのみ使用する。

4.2 指定された事業体が支払う内払金は、払渡側の指定された事業体の集中口座に受入登記される。これ

らの内払金については、受取人への払渡しのためにのみ使用する。

5 保証預託金

5.1 この約定の施行規則に定める条件に基づき、保証預託金の支払を要求することができる。

第二十五条 決済及び清算

1 集中決済

1.1 指定された事業体の間の決済は、この約定の施行規則に定める手続に従って集中清算機関を通じて行うことができるものとし、指定された事業体の集中口座から行う。

2 二者間の決済

2.1 総計算書の残高に基づく請求

2.1.1 一般的に、集中清算制度に参加していない指定された事業体は、総計算書の残高に基づいて自己の口座の決済を行う。

2.2 決済用口座

2.2.1 指定された事業体は、郵便振替制度を有する場合には、相互に決済用口座を開設し、当該口座を通じて、郵便送金業務に係る相互間の債務及び債権を決済することができる。

2.2.2 払渡側の指定された事業体が郵便振替制度を有しない場合には、他の金融機関に決済用口座を開設することができる。

2.3 決済のための通貨

2.3.1 決済については、名宛国の通貨又は指定された事業体の間で取り決める第三通貨で行う。

第三部 経過規定及び最終規定

第二十六条 大会議の際の留保

1 連合の趣旨及び目的と両立しない全ての留保は、認められない。

2 原則として、自国の見解が他の加盟国によって受け入れられない加盟国は、できる限り、多数の意見に従うよう努める。留保については、絶対に必要な場合にのみ付するものとし、正当な理由を有するものとする。

3 この約定に対する留保は、大会議内部規則の関係規定に従い、国際事務局の業務用言語のいずれか一の言語による書面により議案として大会議に提出する。

4 大会議に提出された留保は、有効なものとなるためには、当該留保が関係する規定の改正に必要な多数により承認されなければならない。

5 留保は、原則として、留保を付した加盟国と他の加盟国との間において、相互主義に基づいて適用する。

6 この約定に対する留保については、大会議の承認した議案に基づきこの約定の最終議定書に規定する。

第二十七条 最終規定

1 この約定に明文の定めのない事項については、適当な場合には、条約の規定を準用する。

2 万国郵便連合憲章第四条の規定は、この約定については、適用しない。

3 この約定及びその施行規則に関する議案の承認の条件

3.1 大会議に提出された議案であつてこの約定に関するものは、実施されるためには、この約定の締約国である加盟国（投票権を有するものに限る。）であつて出席し、かつ、投票するものの過半数による議決で承認されなければならない。投票の際には、この約定の締約国である加盟国（投票権を有するものに限る。）であつて大会議に代表を出しているものの二分の一以上が出席していなければならない。

3.2 この約定の施行規則に関する議案は、実施されるためには、この約定の署名国又は加入国である郵便業務理事会の理事国（投票権を有するものに限る。）の過半数による議決で承認されなければならない。

3.3 大会議から大会議までの間に提出された議案であつてこの約定に関するものは、実施されるためには、次の数の賛成票を得なければならない。

3.3.1 規定の追加に関する議案については、この約定の締約国である加盟国（投票権を有するものに限る。）の二分の一以上が投票に参加することを条件として投票の三分の二以上

3.3.2 この約定の規定の改正に関する議案については、この約定の締約国である加盟国（投票権を有するものに限る。）の二分の一以上が投票に参加することを条件として投票の過半数

3.3.3 この約定の規定の解釈に関する議案については、投票の過半数

3.4 3.3.1の規定にかかわらず、加盟国は、自国の法令が提案された追加に適合していない場合には、当該追加の通報の日から起算して九十日以内に、当該追加を受諾することができない旨の書面による宣言を国際事務局長に行うことができる。

第二十八条 この約定の効力発生及び有効期間

1 この約定は、二十十四年一月一日に効力を生じ、次回の大会議の文書の効力発生時まで効力を有する。

以上の証拠として、締約国政府の全権委員は、国際事務局長に寄託される本書一通に署名した。万国郵便連合国際事務局は、その贈本一通を各締約国に送付する。

二十十二年十月十一日にドーハで作成した。

審査報告書

政府調達に関する協定を改正する議定書の締結について承認を求めるの件

右は多数をもつて承認すべきものと議決した。

よつて要領書を添えて報告する。

平成二十五年十一月七日

外交防衛委員長 末松 信介

参議院議長 山崎 正昭殿

要領書

一、委員会の決定の理由

この議定書は、政府調達に関する協定の適用を受ける機関及びサービスの拡大、開発途上国の同協定への加入に関する特別な取扱い、調達における電子的手段の利用等について定めるものである。我が国がこの議定書を締結することは、政府調達の分野における国際競争の機会の増大により期待される世界貿易の拡大に資する

見地から有意義であると考えられるので、おむね妥当な措置と認める。

一、費用

別に費用を要しない。

政府調達に関する協定を改正する議定書の締結について承認を求めるの件

右

国会に提出する。

平成二十五年十月十七日

内閣総理大臣 安倍 晋三

政府調達に関する協定を改正する議定書の締結について承認を求めるの件

政府調達に関する協定を改正する議定書の締結について、日本国憲法第七十三条第三号ただし書の規定に基づき、国会の承認を求める。

政府調達に関する協定を改正する議定書

千九百九十四年四月十五日にマラケシュで作成された政府調達に関する協定（以下「千九百九十四年協定」という。）の締約国は、

千九百九十四年協定第二十四条7(b)及び(c)の規定により新たな交渉を行つて、ここに、次のとおり協定する。

- 1 千九百九十四年協定の前文（目次を含む。）、第一条から第二十四条まで及び附属書の規定をこの議定書の附属書に定める規定に改める。
- 2 この議定書は、千九百九十四年協定の締約国による受諾のために開放しておく。
- 3 この議定書は、千九百九十四年協定の締約国の三分の二がこの議定書の受諾書を寄託した後三十日目の日に、それらの千九百九十四年協定の締約国について効力を生ずる。その後当該受諾書を寄託した千九百九十四年協定の締約国については、この議定書は、その寄託の日の後三十日目の日に効力を生ずる。
- 4 この議定書は、世界貿易機関事務局長に寄託するものとし、同事務局長は、速やかに、千九百九十四年協定の締約国に対し、この議定書の認証謄本及びこの議定書の受諾に関する通告書を送付する。
- 5 この議定書は、国際連合憲章第二百二条の規定により登録する。

二千十二年三月三十日にジュネーブで、改正後の千九百九十四年協定の附属書に関して別段の定めがある場合を除くほか、ひとしく正文である英語、フランス語及びスペイン語により本書一通を作成した。

政府調達に関する協定を改正する議定書の附属書

前文

この協定の締約国（以下「締約国」という。）は、
国際貿易の一層の自由化及び拡大を図り、かつ、国際貿易を規律する枠組みを改善するため、政府調達に関する効果的な多角的枠組みの必要性を認め、

政府調達に係る措置は、国内の供給者、物品若しくはサービスに保護を与えるように、又は外国の供給者、物品若しくはサービスの間に差別を設けるように立案され、制定され、又は適用されるべきでないことを認め、

政府調達制度の信頼性及び予見可能性が、公的資金の効率的かつ効果的な管理、締約国の経済の良好な運営及び多角的貿易体制の機能にとつて不可欠であることを認め、

この協定に基づく手続上の約束は、各締約国の個別の状況を考慮に入れるため十分に柔軟であるべきであることを認め、

開発途上国、特に後発開発途上国の開発上、資金上及び貿易上のニーズに留意する必要性を認め、

政府調達に係る措置が透明性を有すること、透明性のある、かつ、公平な方法で調達を実施すること並びに腐敗の防止に関する国際連合条約等の適用のある国際文書に従つて利益相反及び腐敗した慣行を回避することの重要性を認め、

この協定の適用を受ける調達のために電子的手段を使用すること及びその使用を奨励することの重要性を認め、

この協定の締約国でない世界貿易機関の加盟国によるこの協定の受諾及びこの協定への加入を奨励することを希望して、

ここに、次のとおり協定する。

第一条 定義

この協定の適用上、

(a) 「商業上の物品又はサービス」とは、政府に係る目的以外の目的で、一般に商業市場において政府以外の買手に販売され、又は販売のために提供され、かつ、当該買手により通常購入される種類の物品又

はサービスをいう。

(b) 「委員会」とは、第二十一条の規定によつて設置される政府調達に関する委員会をいう。

(c) 「建設サービス」とは、その手段のいかんを問わず、国際連合の暫定的な中央生産物分類第一区分に基づく土木工事又は建築物の工事の実施を目的とするサービスをいう。

(d) 「国」には、この協定の締約国である独立の関税地域を含む。この協定において「国」を含む表現（例えば、「内国民待遇」、「国内法令」）は、この協定の締約国である独立の関税地域については、別段の定めがある場合を除くほか、当該関税地域に係るものとして読むものとする。

(e) 「日」とは、暦日をいう。

(f) 「電子オークション」とは、供給者が新たな価格又は価格以外の入札の要素（数値化することができ、かつ、評価基準に関連するもの）に係る新たな数値のいずれか又は双方を提示するための電子的手段の使用を伴う反復的な手続であつて、その結果により入札の順位を決定し、又は更新するものをいう。

(g) 「書面」とは、文言又は数字による表記であつて、読むことができ、複製することができ、かつ、後に伝達することができるものをいう。当該表記には、電子的に送付され、及び保存される情報を含めることができる。

(h) 「限定入札」とは、調達機関が、自己が選択した供給者と折衝する調達方法をいう。

(i) 「措置」とは、対象調達に関する法令、手続、行政指導若しくは行政上の慣行又は調達機関による行為をいう。

(j) 「常設名簿」とは、供給者として調達に参加するための条件を満たしていると調達機関が判断した供給者の名簿であつて、調達機関が複数回使用する意図を有するものをいう。

(k) 「調達計画の公示」とは、調達機関が関心を有する供給者に参加申請書、入札書又はその双方を提出することを招請するために行う公示をいう。

(l) 「調達の効果を減殺する措置」とは、国内の物品若しくは国内のサービスを組み入れること、技術の使用を許諾すること、投資を行うこと、見返貿易を行うこと又はこれらと同様の措置をとり、若しくは要求すること等、締約国内の開発を奨励し、又は締約国の国際収支を改善する条件又は約束をいう。

(m) 「公開入札」とは、関心を有する全ての供給者が入札を行うことのできる調達方法をいう。

(n) 「者」とは、自然人又は法人をいう。

(o) 「調達機関」とは、附属書1の締約国の付表1から付表3までに掲げる機関をいう。

(p) 「資格を有する供給者」とは、調達に参加するための条件を満たしていると調達機関が認める供給者をいう。

(q) 「選択入札」とは、資格を有する供給者のみが調達機関から入札を行うよう招請される調達方法をいう。

(r) 「サービス」とは、別段の定めがある場合を除くほか、建設サービスを含む。

(s) 「任意規格」とは、物品若しくはサービス又は関連の生産工程若しくは生産方法についての規則、指針又は特性を一般的及び反復的な使用のために規定する、認められた機関が承認した文書であつて遵守することが義務付けられていないものをいう。任意規格は、専門用語、記号、包装又は証票若しくはラベル等による表示に関する要件であつて物品、サービス又は生産工程若しくは生産方法について適用されるものを含むことができ、また、これらの事項のうちいずれかのもののみでも作成することができる。

(t) 「供給者」とは、物品又はサービスを提供し、又は提供し得る者又は集団をいう。

(u) 「技術仕様」とは、次の事項について規定する入札の要件をいう。

(i) 調達される物品又はサービスの特性（品質、性能、安全及び寸法を含む。）又は生産若しくは提供の工程及び方法

(ii) 物品又はサービスについて専門用語、記号、包装又は証票若しくはラベル等による表示に関する要件が適用される場合には、当該要件

第二条 適用範囲

協定の適用

1 この協定は、対象調達（その全部又は一部が電子的手段により行われるか否かを問わない。）に係る措置について適用する。

2 この協定の適用上、「対象調達」とは、政府に係る目的のための調達であつて次の(a)から(e)までの要件を満たすものをいう。

(a) 次の(i)及び(ii)の要件を満たす物品、サービス又はこれらの組合せの調達であること。

- (i) 当該物品又は当該サービスが附属書Ⅰの締約国の付表に掲げられていること。
 - (ii) 当該調達が、商業的販売若しくは商業的再販売を目的として、又は商業的販売若しくは商業的再販売のための物品若しくはサービスの生産若しくは供給において用いるために行われるものでないこと。
- (b) 購入、借入れ（購入を選択する権利の有無を問わない。）等の契約により行われること。
 - (c) 第七条の規定に従って公示を行う時点において、6から8までの規定により見積もられた価額が、附属書Ⅰの締約国の付表において特定する基準額と同額であるか、又はこれを超えること。
 - (d) 調達機関により行われること。
 - (e) 3の規定又は附属書Ⅰの締約国の付表の規定により適用範囲から除外されていないこと。
- 3 この協定は、附属書Ⅰの締約国の付表に別段の定めがある場合を除くほか、次のものについては適用しない。
- (a) 土地、既存の建築物その他の不動産又はこれらについての権利の取得又は借入れ
 - (b) 契約上の取決め以外の取決め又は締約国が供与するあらゆる形態の援助（協力のための取決め、贈与、借款、出資、保証及び財政による奨励を含む。）
 - (c) 国庫に係る取引の代行又は預託のサービス、規制された金融機関の清算及び管理に係るサービス並びに公債（貸付け及び政府が発行する債券、利付証券その他の証券を含む。）の売却、償還及び分配に関連するサービスの調達又は取得
 - (d) 公共部門への雇用契約
 - (e) 次に掲げる調達
 - (i) 国際的な援助（開発援助を含む。）を供与することを明確な目的として行われる調達
 - (ii) 軍隊の駐留に関連する国際取極又は署名国による一の計画の共同での実施に関連する国際取極に定める特別の手続又は条件により行われる調達
 - (iii) 国際機関の特別の手続若しくは条件により行われる調達、又は国際的な贈与、借款その他の援助により供与された資金で行う調達であつて適用される手続若しくは条件がこの協定に適合しないもの
- 4 各締約国は、附属書Ⅰの自国の付表において次に掲げる情報を特定する。
- (a) 付表Ⅰにおいては、その調達がこの協定の適用を受ける中央政府の機関
- (b) 付表Ⅱにおいては、その調達がこの協定の適用を受ける地方政府の機関
 - (c) 付表Ⅲにおいては、その調達がこの協定の適用を受けるその他の全ての機関
 - (d) 付表Ⅳにおいては、この協定の適用を受ける物品
 - (e) 付表Ⅴにおいては、この協定の適用を受けるサービス（建設サービスを除く。）
 - (f) 付表Ⅵにおいては、この協定の適用を受ける建設サービス
 - (g) 付表Ⅶにおいては、一般的注釈
- 5 調達機関が、附属書Ⅰの締約国の付表に掲げられていない者に対し、対象調達に関連して当該者が行う調達を特定の要件に従って行うよう求める場合には、当該要件について第四条の規定が準用される。
- 評価
- 6 調達機関は、調達が対象調達であるか否かを確認するために調達価額を見積もるに当たり、
- (a) 調達をこの協定の適用の対象から全面的又は部分的に除外する意図の下に、当該調達を分割してはならず、また、調達価額を見積もるための特定の評価の方法を選択し、又は使用してはならない。
 - (b) 次に掲げるものを含む全ての形態の報酬を考慮の上、調達の全ての期間にわたる調達価額の最大限の見積総額によるものとする（契約を締結する供給者が一又は二以上のいずれであるかを問わない。）。
 - (i) 特別報酬、料金、手数料及び利子
 - (ii) 選択権を行使する可能性がある調達の場合には、当該選択権を行使したときの総額
- 7 一の調達のために、二以上の契約又は区分した契約（以下「一連の契約」という。）を締結する場合には、最大限の見積総額は、次の(a)又は(b)のいずれかに基づいて算定する。
- (a) 当初の契約の締結前十二箇月の間又は当該契約が締結される調達機関の会計年度の前会計年度に締結された一連の契約であつて、同種の物品又はサービスに係るものの価額（可能な場合には、当初の契約の締結後十二箇月の間に調達される物品又はサービスの数量又は価額の予想される変動を考慮に入れて調整した価額とする。）
 - (b) 当初の契約の締結後十二箇月の間又は当該契約が締結される調達機関の会計年度に締結される一連の契約であつて、同種の物品又はサービスに係るものの見積価額
- 8 物品若しくはサービスの借入れによる調達の場合又は価格の総額が特定されない調達の場合における評価の基礎は、次のとおりとする。

(a) 期間の定めのある契約の場合には、 (i) その期間が十二箇月以下のときは当該期間における契約の最大限の見積総額 (ii) その期間が十二箇月を超えるときは見積残存価額を含む当該期間における契約の最大限の見積総額 (b) 期間の定めのない契約の場合には、一箇月当たりの支払見積額に四十八を乗じて得た額 (c) 期間の定めのある契約となるか否か確かでない場合には、(b)の規定を用いる。 第三条 安全保障のための例外及び一般的例外 1 この協定のいかなる規定も、締約国が自国の安全保障上の重大な利益の保護のために必要と認める措置又は情報であつて、武器、弾薬若しくは軍需品の調達又は国家の安全保障のため若しくは国家の防衛上の目的のために不可欠の調達に関連するものにつき、その措置をとること又はその情報を公表しないことを妨げるものと解してはならない。 2 この協定のいかなる規定も、締約国が、次のいずれかの措置を講ずること又は実施することを妨げるものと解してはならない。ただし、それらの措置が、同じ条件の下にある締約国間において恣意的若しくは不当な差別の手段となるような態様で、又は国際貿易に対する偽装した制限となるような態様で適用されないことを条件とする。 (a) 公衆の道徳、公の秩序又は公共の安全の保護のために必要な措置 (b) 人、動物又は植物の生命又は健康の保護のために必要な措置 (c) 知的財産の保護のために必要な措置 (d) 障害者、慈善団体又は刑務所労働により生産される物品又は提供されるサービスに関する措置 第四条 一般原則 無差別待遇 1 各締約国（その調達機関を含む。）は、対象調達に関する措置について、他の締約国の物品及びサービスに対し並びに他の締約国の供給者であつて締約国の物品及びサービスを提供するものに対し、即時にかつ無条件で、次の物品、サービス及び供給者に与える待遇よりも不利でない待遇を与える。 (a) 国内の物品、サービス及び供給者 (b) 当該他の締約国以外の締約国の物品、サービス及び供給者 2 締約国（その調達機関を含む。）は、対象調達に関する措置について、次のことを行つてはならない。	(a) 国内に設立された特定の供給者を、当該供給者が有している外国企業等との関係（所有関係を含む。）の程度に基づいて、国内に設立された他の供給者より不利に取り扱うこと。 (b) 国内に設立された供給者を、当該供給者が特定の調達のために提供する物品又はサービスが他の締約国の物品又はサービスであることに基いて差別すること。 電子的手段の利用 3 対象調達は電子的手段により実施する場合には、調達機関は、次のことを行う。 (a) 当該対象調達が、一般に利用可能な情報技術システム及びソフトウェア（情報の認証及び暗号化に関するものを含む。）であつて、他の一般に利用可能な情報技術システム及びソフトウェアと相互運用性のあるものを利用して行われることを確保すること。 (b) 参加申請及び入札の信頼性（受領の日時の確定及び不適当なアクセスの防止を含む。）を確保する仕組みを維持すること。 調達の実施 4 調達機関は、対象調達は次の(a)から(c)までの要件を満たす透明性のある、かつ、公平な方法により実施する。 (a) 公開入札、選択入札、限定入札等を用いた、この協定に適合する方法であること。 (b) 利益相反を回避すること。 (c) 腐敗した慣行を防止すること。 原産地に関する規則 5 締約国は、対象調達のために他の締約国から輸入され、又は供給される物品又はサービスに関し、同一の時点における当該他の締約国からの同一の物品又はサービスの輸入又は供給であつて通常の貿易として行われるものについて適用する原産地に関する規則と異なる規則を適用してはならない。 調達の効果を減殺する措置 6 締約国（その調達機関を含む。）は、対象調達について、調達の効果を減殺する措置を求め、考慮し、課し、又は強制してはならない。 調達に固有ではない措置 7 1及び2の規定は、輸入について又は輸入に関連して課される全ての種類の関税及び課徴金、これらの
---	---

徴収の方法その他の輸入に関連する規則又は手続並びにサービスの貿易に影響を及ぼす措置（対象調達を規律する措置を除く。）については、適用しない。

第五条 開発途上国

1 締約国は、この協定への加入に関する交渉において並びにこの協定の実施及び運用に当たり、開発途上国及び後発開発途上国（以下、別に明示する場合を除くほか、「開発途上国」と総称する。）の開発上、資金上及び貿易上のニーズ及び事情について、それらが国ごとに著しく異なることがあることを認識しつつ、特別の考慮を払う。締約国は、この条の規定に従い、かつ、要請に応じ、次に掲げる国に対して特別のかつ異なる待遇を与える。

(a) 後発開発途上国

(b) 後発開発途上国以外の開発途上国。ただし、当該特別のかつ異なる待遇が当該開発途上国の開発上のニーズを満たす場合において、そのために必要な範囲内に限る。

2 締約国は、開発途上国のこの協定への加入に際し、この協定の下における適当な機会の均衡を維持するために当該締約国と当該開発途上国との間で交渉された条件に従い、当該開発途上国の物品、サービス及び供給者に対し、当該締約国が附属書Ⅰの自国の付表に従って他の締約国について認めている最も有利な適用範囲を直ちに認める。

3 開発途上国は、その開発上のニーズに基づき及び他の締約国の同意を得て、経過期間中に、附属書Ⅰの当該開発途上国の関連する付表に定める表に従い、他の締約国の間に差別を設けないような態様で適用される次の一又は二以上の経過措置を採用し、又は維持することができる。

(a) 価格に関する優遇措置に係る計画。ただし、次のことを条件とする。

(i) 当該計画が、当該優遇措置を適用する開発途上国を原産地とする物品若しくはサービス又は当該開発途上国が特惠的な取極に基づき内国民待遇を与える義務を負う他の開発途上国を原産地とする物品若しくはサービスを含む入札の部分に限り、当該優遇措置を提供するものであること。ただし、当該他の開発途上国がこの協定の締約国である場合には、この待遇が委員会の定める条件に従うことを条件とする。

(ii) 当該計画が透明性のあるものであり、かつ、当該優遇措置の内容及び当該優遇措置が調達において適用されることが調達計画の公示において明確に記述されること。

(b) 調達の効果を減殺する措置。ただし、調達計画の公示において、当該調達の効果を減殺する措置を課することに係る要件又は当該調達の効果を減殺する措置を課することが考慮されることが明確に示される場合に限る。

(c) 特定の機関又は分野の段階的な追加

(d) 当該開発途上国の通常の基準額よりも高い基準額

4 締約国は、この協定への加入に関する交渉において、加入する開発途上国によるこの協定（前条1(b)の規定を除く。）に基づく特定の義務の適用を、当該開発途上国が当該特定の義務を履行するまでの間、遅らせることについて合意することができる。当該特定の義務の履行のための期間は、次のとおりとする。

(a) 後発開発途上国については、この協定への加入の後五年

(b) 後発開発途上国以外の開発途上国については、当該特定の義務を履行するために必要な期間に限るものとし、三年を超えないものとする。

5 4の規定に基づき義務の履行のための期間について交渉した開発途上国は、合意された当該履行のための期間、当該履行のための期間の対象となる特定の義務及び自国が当該履行のための期間中に従うことに同意した暫定的な義務を附属書Ⅰの自国の付表7に掲げる。

6 委員会は、開発途上国についてこの協定の効力が生じた後、当該開発途上国の要請に応じ、次のことを行うことができる。

(a) 3の規定に基づいて採用され、若しくは維持された措置に関する経過期間又は4の規定に基づいて交渉された履行のための期間を延長すること。

(b) 加入の過程において予見されなかった特別な状況において、3の規定に基づく新たな経過措置を採用することを承認すること。

7 3若しくは6の規定に基づく経過措置、4の規定に基づく履行のための期間又は6の規定に基づく延長につき交渉した開発途上国は、経過期間又は履行のための期間が終了する時点において自国がこの協定を遵守していることを確保するため、これらの期間中に必要な措置をとる。当該開発途上国は、委員会に対しそれぞれの措置を速やかに通報する。

8 締約国は、開発途上国による技術協力及び能力の開発の要請であつて、当該開発途上国のこの協定への加入又はこの協定の実施に関連するものに妥当な考慮を払う。

9 委員会は、この条の規定を実施するための手続を作成することができる。この手続には、6の規定に基づく要請についての決定に関する投票のための規定を含めることができる。

10 委員会は、この条の規定の運用及び実効性について五年ごとに検討する。

第六条 調達制度に関する情報

1 締約国は、次のことを行う。

(a) 法令、司法上の決定、一般に適用する行政上の決定、法令で義務付けられ、かつ、公示又は入札説明書において示されている標準契約条項及び手続であつて対象調達に係るものと並びにそれらの修正を、公衆に広く周知され、その後も容易に閲覧することができる公式に指定された電子的媒体又は紙面により、速やかに公表すること。

(b) 要請に応じ、(a)に規定する事項について他の締約国に対して説明を行うこと。

2 締約国は、次のものを附属書に掲げる。

(a) 附属書Ⅱにおいて、1に規定する情報を公表するために用いる電子的媒体又は紙面

(b) 附属書Ⅲにおいて、次条、第九条7及び第十六条2の規定により必要とされる公示を行うために用いる電子的媒体又は紙面

(c) 附属書Ⅳにおいて、次の(i)又は(ii)を公表するために用いるウェブサイトのアドレス

(i) 調達に関する当該締約国の統計であつて、第十六条5の規定に基づくもの

(ii) 締結された契約に関する当該締約国の公示であつて、第十六条6の規定に基づくもの

3 締約国は、附属書Ⅱから附属書Ⅳまでに掲げる自国の情報についての修正を速やかに委員会に通報する。

第七条 公示

調達計画の公示

1 調達機関は、第十三条に規定する場合を除くほか、対象調達ごとに、附属書Ⅲに掲げる適当な紙面又は電子的媒体により調達計画の公示を行う。それらの媒体は、広く周知されるものとし、調達計画の公示は、少なくとも当該調達計画の公示に示された期間の満了の時まで、引き続き公衆が容易に閲覧することができるようにする。調達計画の公示は、

(a) 付表1に掲げる調達機関については、少なくとも附属書Ⅲに規定する最小限の期間においては、電子

的手段により単一の窓口を通じて無償で閲覧することができるようにする。

(b) 付表2又は付表3に掲げる調達機関については、電子的手段により閲覧することができる場合には、少なくとも、無償で閲覧することができるゲートウェイ電子サイトのリンクを通じて提供されるようにする。

締約国(当該締約国の付表2又は付表3に掲げる調達機関を含む。)は、調達計画の公示を電子的手段により単一の窓口を通じて無償で行うことが奨励される。

2 この協定に別段の定めがある場合を除くほか、調達計画の公示には、次の事項に関する情報を含める。

(a) 調達機関の名称及び所在地その他調達機関に連絡し、公示された調達に関連する全ての文書を手するのために必要な情報、並びに当該文書が有償の場合にはその費用及び支払条件

(b) 公示された調達についての説明(調達されるべき物品又はサービスの特質及び数量(数量が不明な場合には、数量の見積り)を含む。)

(c) 一連の契約については、可能な場合には、次回以降の調達計画の公示の見込まれる時期

(d) 選択権についての説明

(e) 物品の納入若しくはサービスの提供の期間又は契約の期間

(f) 用いる調達方法及び交渉又は電子オークションを行う意図の有無

(g) 公示された調達について参加申請書の提出を求める場合には、その提出の場所及び最終期日

(h) 入札書の提出の場所及び最終期日

(i) 入札書又は参加申請書の作成に用いることができる言語(調達機関の属する締約国の公用語以外の言語で提出することが可能な場合に限る。)

(j) 供給者が参加するための条件の一覧表及び簡潔な説明(供給者が当該条件に関連して提出すべき特定の文書又は証明書についての要件を含む。ただし、当該調達計画の公示と同時に関心を有する全ての供給者による入手が可能とされる入札説明書に当該要件が含まれていない場合に限り。)

(k) 調達機関が第九条の規定に基づき限られた数の資格を有する供給者を入札に招請するために選択する意図を有する場合には、その選択に用いる基準及び入札を行うことが認められる供給者の数を制限するときはその制限

(l) 公示された調達にこの協定が適用される旨の記述

公示の概要

3 調達機関は、各調達計画について、調達計画の公示と同時に、世界貿易機関のいずれかの公用語で、公示の概要を容易に閲覧することができる方法で公表する。当該公示の概要には、少なくとも次の情報を含める。

- (a) 調達の対象事項
- (b) 入札書の提出の最終期日又は調達に係る参加申請書若しくは常設名簿への記載の申請書の提出を求める場合にはその提出の最終期日
- (c) 調達に関する文書を入力することができる場所

4 調達機関は、各会計年度のできる限り早い時期に、附属書Ⅲに掲げる適当な紙面又は電子的媒体により将来予定されている調達に関する公示（以下「調達予定の公示」という。）を行うことを奨励される。調達予定の公示には、調達の対象事項及び調達計画の公示の予定日を含めるべきである。

5 付表2又は付表3に掲げる調達機関は、調達予定の公示を調達計画の公示として使用することができる。ただし、当該調達予定の公示に、2に規定する情報のうち調達機関が入手することができる全てのもの及び関心を有する供給者が調達機関に対し予定されている調達への関心を表明すべきである旨の記述が含まれることを条件とする。

第八条 参加のための条件

1 調達機関は、調達への参加のためのいかなる条件も、供給者が当該調達を遂行するための法律上、資金上、商業上及び技術上の能力を有することを確保する上で不可欠なものに限定しなければならない。

2 調達機関は、参加のための条件を定めるに当たり、

- (a) 供給者が以前に特定の締約国の調達機関と一又は二以上の契約を締結したことを当該供給者が調達に参加するための条件として課してはならない。
- (b) 調達の要件を満たすために不可欠な場合には、関連する過去の経験を要求することができる。
- (c) 調達機関は、供給者が参加のための条件を満たすか否かを評価するに当たり、次のことを行う。
- (a) 調達機関が属する締約国の領域の内外双方における当該供給者の事業活動を基礎として当該供給者の資金上、商業上及び技術上の能力を評価すること。

(b) 公示又は入札説明書において事前に特定した条件に基づいて評価すること。

4 締約国（その調達機関を含む。）は、裏付けとなる証拠がある場合には、次のような理由により供給者を排除することができる。

- (a) 破産
- (b) 虚偽の申告
- (c) 過去の契約における実体的な要件又は義務に係る著しい又は度重なる不備
- (d) 重大な犯罪その他の重大な法令違反に関する確定判決
- (e) 職業上の不当行為又は供給者の商業上の信頼性に悪影響を与える作為若しくは不作為
- (f) 租税の不払い

第九条 供給者の資格の審査

登録制度及び資格の審査に係る手続

1 締約国（その調達機関を含む。）は、関心を有する供給者が登録し、一定の情報を提供することを要求する供給者登録制度を維持することができる。

2 締約国は、次のことを確保する。

- (a) 自国の調達機関がその資格の審査に係る手続の相違を最小限にするための努力を払うこと。
- (b) 自国の調達機関が登録制度を維持している場合には、当該調達機関がその登録制度の相違を最小限にするための努力を払うこと。

3 締約国（その調達機関を含む。）は、その調達への他の締約国の供給者の参加に対する不必要な障害をもたらすことを目的として又はもたらす結果となるように登録制度又は資格の審査に係る手続を採用し、又は適用してはならない。

選択入札

4 調達機関が選択入札を用いる意図を有する場合には、当該調達機関は、次のことを行う。

- (a) 調達計画の公示に少なくとも第七條2(a)、(b)、(c)、(d)及び(e)から(i)までに規定する情報を含め、並びに供給者に参加申請書を提出するよう招請すること。
- (b) 入札期間の開始までに、当該調達機関が第十一條3(b)の規定による通知を行った資格を有する供給者に対し、少なくとも第七條2(c)から(e)まで、(h)及び(i)に規定する情報を提供すること。

5 調達機関は、入札を行うことが認められる供給者の数の制限及びその制限された数の供給者を選択するための基準を調達計画の公示に明記した場合を除くほか、資格を有する供給者の全てが特定の調達に参加することを認める。

6 調達機関は、入札説明書が4に規定する調達計画の公示の日から公に入手可能とされない場合には、5の規定に従って選択された資格を有する供給者の全てが同時に当該入札説明書を入手することができるようにすることを確保する。

常設名簿

7 調達機関は、供給者の常設名簿を保持することができる。ただし、附属書Ⅲに掲げる適当な媒体により、関心を有する供給者に当該常設名簿への記載を申請するよう招請するための公示であつて、次の要件を満たすものを行うことを条件とする。

(a) 毎年行われること。

(b) 電子的手段によって行われる場合には、常に閲覧に供されること。

8 7に規定する公示には、次の事項を含める。

(a) 調達について常設名簿が使用され得る物品若しくはサービス又は物品群若しくはサービス群についての説明

(b) 供給者が常設名簿に記載されるために満たすべき参加のための条件及び供給者が当該条件を満たしていることを審査するために調達機関が用いる方法

(c) 調達機関の名称及び所在地その他調達機関に連絡し、常設名簿に関連する全ての文書を入手するために必要な情報

(d) 常設名簿の有効期間及び当該常設名簿を更新し、若しくは失効させる方法、又は有効期間が定められていない場合には常設名簿の失効の公示を行う方法の記述

(e) 常設名簿がこの協定の適用を受ける調達について使用され得る旨の記述

9 7の規定にかかわらず、調達機関は、常設名簿の有効期間が三年以下である場合には、7に規定する公示について、次のことを条件として、当該常設名簿の有効期間の開始に当たり一回のみ行うこととすることができる。

(a) 当該有効期間及び更に公示が行われない旨が明記されていること。

(b) 電子的手段によって行われ、かつ、当該有効期間中、常に閲覧に供されること。

10 調達機関は、供給者がいつでも常設名簿への記載を申請することを認め、資格を有する供給者の全てに適当な短期間内に当該常設名簿に記載する。

11 常設名簿に記載されていない供給者が第十一条2に規定する期間内に常設名簿に基づいて行われる調達に係る参加申請書及び全ての必要とされる書類を提出する場合には、調達機関は、当該参加申請書を審査する。調達機関は、当該調達が複雑であるため、入札書を提出することが認められた期間内に当該参加申請書の審査を完了することができない例外的な場合を除くほか、当該参加申請書を審査するための十分な時間がないことを理由として当該調達において当該供給者を考慮から除外してはならない。

付表2及び付表3に掲げる機関

12 付表2又は付表3に掲げる調達機関は、次のことを条件として、供給者に常設名簿への記載を申請するよう招請するための公示を、調達計画の公示として使用することができる。

(a) 当該招請するための公示が7の規定に従って行われ、並びに8の規定により必要とされる情報、第七条2の規定により必要とされる情報のうち入手することができる全てのもの及び当該公示が調達計画の公示を構成する旨又は常設名簿に記載されている供給者に対してのみ当該常設名簿が使用される調達に関する更なる公示が行われる旨の記述を含むものであること。

(b) 当該調達機関が、特定の調達に関心を有することを当該調達機関に表明した供給者に対し、当該供給者が当該調達への関心を評価することのできるような十分な情報を速やかに提供すること。この情報には、入手可能な範囲で、第七条2の規定により必要とされる残余の全ての情報を含める。

13 付表2又は付表3に掲げる調達機関は、10の規定に従って常設名簿への記載を申請した供給者が参加のための条件を満たすか否かを審査するために十分な時間がある場合には、当該供給者が特定の調達において入札することを認めることができる。

調達機関の決定に関する情報

14 調達機関は、調達に係る参加申請書又は常設名簿への記載の申請書を提出した供給者に対し、これらの申請に関する自己の決定を速やかに通知する。

15 調達機関は、供給者の調達に係る参加申請若しくは常設名簿への記載の申請を拒否する場合、供給者を資格を有する供給者として認めることをやめる場合又は供給者を常設名簿から除外する場合には、当該供

給者に速やかに通知し、及び要請に応じ当該供給者に対してその決定の理由の書面による説明を速やかに提供する。

第十条 技術仕様及び入札説明書

技術仕様

1 調達機関は、国際貿易に対する不必要な障害をもたらすことを目的として又はこれをもたらす効果を有するものとして、技術仕様を立案し、制定し、又は適用してはならず、また、適合性評価手続を定めてはならない。

2 調達機関は、調達される物品又はサービスの技術仕様を定めるに当たり、適当な場合には、次の要件に従う。

(a) 当該技術仕様をデザイン又は記述的に示された特性よりも性能及び機能的な要件に着目して定めると。

(b) 国際規格が存在するときは当該国際規格、国際規格が存在しないときは国内の強制規格、認められた国内の任意規格又は建築規準に基づいて当該技術仕様を定めること。

3 調達機関は、デザイン又は記述的に示された特性が技術仕様において用いられる場合において、適当なときは、入札説明書に「又はこれと同等のもの」というような文言を付することにより、調達の要件を満たすことが明らかな同等の物品又はサービスの入札を考慮することを示すべきである。

4 調達機関は、技術仕様を定めるに当たり、特定の商標若しくは商号、特許、著作権、デザイン、型式、産地、生産者又は供給者を要件としてはならず、また、これらに言及してはならない。ただし、これらを用いなければ調達の要件を十分に明確な又は理解しやすい方法で行うことができない場合において、調達機関が入札説明書に「又はこれと同等のもの」というような文言を付するときは、この限りでない。

5 調達機関は、特定の調達のための技術仕様の立案又は制定に利用し得る助言を、競争を妨げる効果を有する方法により、当該調達に商業上の利害関係を有する可能性のある者に対し求めてはならず、また、当該者から受けてはならない。

6 締約国（その調達機関を含む。）は、この条の規定に従い、天然資源の保全を促進し、又は環境を保護するために、技術仕様を立案し、制定し、又は適用することができる。

入札説明書

7 調達機関は、供給者がその有効な入札書を準備し、かつ、提出するために必要な全ての情報を含む入札説明書を手入することができるようにする。入札説明書には、調達計画の公示に既に記載されている場合を除くほか、次の事項についての完全な説明を含める。

(a) 調達（調達されるべき物品又はサービスの特質及び数量（数量が不明な場合には、数量の見積り）並びに満たすべき要件（技術仕様、適合性評価の証明、設計図、図案又は解説資料を含む。）を含む。）供給者が参加するための条件（供給者が当該条件に関連して提出することを要求される情報及び文書の一覧表を含む。）

(c) 落札に際して調達機関が適用する全ての評価基準、及び価格が唯一の評価基準でない場合にはこれらの評価基準の相対的な重要性

(d) 調達機関が電子的手段により調達を実施する場合には、認証及び暗号化の要件その他の電子的手段による情報の提出に関する要件

(e) 調達機関が電子オークションを行う場合には、電子オークションの実施に関する規則（評価基準に関連する入札の要素の特定を含む。）

(f) 公開の開札が行われる場合には、開札の日時及び場所並びに適当なときは開札に立ち会うことを認められる者

(g) その他の条件（支払条件及び入札書を提出する手段の制限（紙面又は電子的手段のいずれによるか等）を含む。）

(h) 物品の納入又はサービスの提供の期日

8 調達機関は、調達される物品の納入又はサービスの提供の期日の設定に当たり、調達の複雑さ、予想される下請契約の範囲並びに製造、在庫の積出し及び供給地点からの物品の輸送又はサービスの提供に実際に要する時間等の要素を考慮する。

9 調達計画の公示又は入札説明書に定める評価基準には、特に、価格その他の費用に係る要素、品質、技術的価値、環境上の特徴及び納入に係る条件を含めることができる。

10 調達機関は、次のことを行う。

(a) 関心を有する供給者が有効な入札書を提出するために十分な時間を有することを確保するため、入札

説明書を速やかに入手することができるようにすること。

(b) 関心を有する供給者に対し、要請に応じ、入札説明書を速やかに提供すること。

(c) 関心を有し、又は参加する供給者からの関連情報についての合理的な要請に速やかに応ずること。ただし、その情報は、他の供給者よりも当該供給者に有利となるものであってはならない。

変更

11 調達機関は、落札の前に、参加する供給者に提供した調達計画の公示若しくは入札説明書に定める基準若しくは要件を変更し、又は当該調達計画の公示若しくは入札説明書を修正し、若しくは再度提供する場合には、当該基準若しくは要件の変更又は修正され、若しくは再度提供される当該調達計画の公示若しくは入札説明書を、次の要件に従って書面により送付する。

(a) 当該基準若しくは要件の変更又は当該調達計画の公示若しくは入札説明書の修正若しくは再度の提供を行った時に参加していた全ての供給者が判明している場合には、当該全ての供給者に送付すること。その他の全ての場合には、当初の情報を提供したときと同様の方法で送付すること。

(b) 適当な場合には、(a)に規定する供給者が入札書を変更し、再提出することができるように十分早い時期に送付すること。

第十一条 期間

通則

1 調達機関は、合理的と認める自己の必要性に基づき、次のような要素を考慮して、供給者がその参加申請書及び有効な入札書を準備し、かつ、提出するために十分な期間を定める。そのような期間（延長される場合には、延長される期間を含む。）は、関心を有し、又は参加する全ての供給者について同一のものとする。

(a) 調達の性質及び複雑さ

(b) 予想される下請契約の範囲

(c) 入札書の送付に電子的手段が用いられない場合には、外国及び国内の地点から入札書を電子的手段以外の手段で送付するために必要な時間

期限

2 選択入札を用いる調達機関は、参加申請書の提出の最終期日を原則として調達計画の公示の日から二十

五日目の日以後の日に定める。この提出期間は、調達機関が十分に実証する緊急事態により実質的でなくなる場合には、十日以上の期間に短縮することができる。

3 調達機関は、4、5、7及び8に規定する場合を除くほか、入札書の提出の最終期日を次のいずれかに規定する日から四十日目の日以後の日に定める。

(a) 公開入札の場合には、調達計画の公示を行う日

(b) 選択入札の場合には、常設名簿を使用するか否かを問わず、調達機関が供給者に入札書の提出を招請することを通知する日

4 調達機関は、次の場合には、3の規定に従って定める入札期間を十日以上の期間に短縮することができる。

(a) 調達機関が第七条4に規定する調達予定の公示を調達計画の公示の十二箇月前から四十日前までの期間に行い、かつ、当該調達予定の公示が次の事項を含む場合

(i) 調達の説明

(ii) 入札書又は参加申請書の提出の最終期日とすることが見込まれる日

(iii) 関心を有する供給者が調達機関に対し予定されている調達への関心を表明すべきである旨の記述

(iv) 調達に関する文書を入手することができる場所

(v) 第七条2の規定により調達計画の公示において必要とされる情報のうち、入手することができる全

てのもの
(b) 調達機関が一連の契約に関し、その最初の調達計画の公示において、その後の公示においてこの4の規定に基づく入札期間を定めることを示す場合

(c) 調達機関が十分に実証する緊急事態により3の規定に従って定める入札期間が実質的でなくなる場合
5 調達機関は、次の(a)から(c)までの条件の一又は二以上を満たす場合には、3の規定に従って定める入札期間を、当該調達機関が満たす当該条件の数に五を乗じて得た日数短縮することができる。

(a) 調達計画の公示を電子的手段により行うこと。

(b) 入札説明書の全体を調達計画の公示を行った日から電子的手段により入手することができるようにすること。

(c) 当該調達機関が入札書を電子的手段により受領すること。

6 4の規定と併せて5の規定を適用する場合には、いかなるときも、3の規定に従って定める入札期間を調達計画の公示を行った日から十日未満の期間に短縮することとなつてはならない。

7 この条の他の規定にかかわらず、調達機関は、商業上の物品若しくはサービス又はその組合せを購入する場合には、調達計画の公示及び入札説明書を電子的手段により同時に公表することを条件として、3の規定に従って定める入札期間を十三日以上に短縮することができる。さらに、当該調達機関は、商業上の物品又はサービスの入札書を電子的手段により受領する場合には、3の規定に従って定める入札期間を十日以上の期間に短縮することができる。

8 付表2又は付表3に掲げる調達機関が全ての又は限られた数の資格を有する供給者を選択する場合には、入札期間は、調達機関と全ての選択された供給者との間の相互の合意により定めることができ。そのような合意が存在しない場合には、当該入札期間は、十日未満であつてはならない。

第十二条 交渉

1 締約国は、その調達機関が次のいずれかの場合に交渉を行うことを認めることができる。

(a) 第七条2の規定により必要とされる調達計画の公示において当該調達機関が交渉を行う意図を明示した場合

(b) 評価を行った結果、調達計画の公示又は入札説明書に定める特定の評価基準によりいずれかの入札が明白に最も有利であると認められない場合

2 調達機関は、次のことを行う。

(a) 交渉に参加する供給者の排除が調達計画の公示又は入札説明書に定める評価基準に従って行われることを確保すること。

(b) 交渉が終了した場合には、引き続き交渉に参加している供給者が新たな又は変更された入札書を提出するための共通の期限を定めること。

第十三条 限定入札

1 調達機関は、次のいずれかの場合に限り、限定入札を用いること並びに第七条から第九条まで、第十条7から11まで、第十一条、前条、次条及び第十五条を適用しないことを選択することができる。ただし、当該調達機関が、供給者間の競争を避けることを目的として又は他の締約国の供給者を差別し、若しくは国内の供給者を保護するように、この1の規定を適用しないことを条件とする。

(a) 次に掲げるいずれかの場合。ただし、入札説明書に定める要件が実質的に変更されないことを条件とする。

(i) 入札書が提出されなかった場合又は供給者が参加申請を行わなかった場合

(ii) 入札説明書に定める基本的要件に合致する入札書が提出されなかった場合

(iii) 参加のための条件を満たす供給者がいなかった場合

(iv) 行われた入札がなれ合いによるものであった場合

(b) 次のいずれかの理由により、物品又はサービスが特定の供給者によつてのみ供給されることが可能であり、かつ、他に合理的に選択される物品若しくはサービス又は他の合理的な代替の物品若しくはサービスがない場合

(i) 必要とされるものが美術品であること。

(ii) 特許権、著作権その他の排他的権利が保護されていること。

(iii) 技術的な理由により競争が存在しないこと。

(c) 次のいずれかの理由により、当初の調達には含まれていない物品又はサービスの追加の納入又は提供を当初の供給者から受ける場合

(i) 当初の調達により購入された既存の機材、ソフトウェア、サービス又は設備との互換性又は相互運用性の要件その他の経済的又は技術的な理由により、追加の物品又はサービスについて供給者を変更することができないこと。

(ii) 追加の物品又はサービスについて供給者を変更する場合には、調達機関に著しい不都合が生じ、又は調達機関が実質的に二重に費用を負担することとなること。

(d) 調達機関の予見することができない事態によりもたらされた極めて緊急な理由のため、公開入札又は選択入札によつては必要な期間内に物品又はサービスを入手することができない場合において、真に必要なとき。

(e) 調達する物品が商品市場において購入される物品である場合

(f) 調査、実験、研究又は独自の開発に係る特定の契約の過程において、かつ、当該契約の対象として、調達機関の要請により開発された原型又は最初の物品若しくはサービスを当該調達機関が調達する場合。最初の物品又はサービスの独自の開発には、実用実験の結果を取り入れるために及び受入れ可能な

品質基準に合致する物品又はサービスとして当該物品又はサービスを多量に生産し、又は供給することができることを証明するために限られた生産又は供給を行うことが含まれ得るが、商業的採算を確立し、又は研究開発の費用を回収するために多量に生産し、又は供給することは含まれない。

(g) 清算、管財人による管理、倒産等起因する例外的な処分の際、極めて短い期間においてのみ生ずる例外的に有利な条件の下で購入される場合。ただし、通常の供給者からの日常の購入を含まない。

(h) 契約が設計コンテストの受賞者との間で締結される場合。ただし、次のことを条件とする。

(i) 当該設計コンテストがこの協定の原則（特に調達計画の公示に関する原則）に合致する方法で行われること。

(ii) 当該設計コンテストの参加者が、独立の審査員団によって、受賞者との間で設計契約を締結することを目的として審査されること。

2 調達機関は、1の規定による個々の契約の締結について報告書を作成する。この報告書には、調達を行った調達機関の名称、調達された物品又はサービスの価額及び種類並びに1に規定する状況及び条件のうち当該調達における限定入札の利用の根拠となったものを示す説明を含める。

第十四条 電子オークション

調達機関は、対象調達を電子オークションを用いて実施する意図を有する場合には、電子オークションを開始する前に各参加者に次の情報を提供する。

(a) 入札説明書に定める評価基準に基づく自動的な評価の方法（数式を含む。）であつて、電子オークションにおける自動的な順位決定又は更新に用いられるものに関する情報

(b) 当該対象調達が最も有利な入札を行ったことを根拠として落札者を決定するものである場合には、当該参加者の入札書に記載された事項の初期評価の結果に関する情報

(c) 電子オークションの実施に関連する他のあらゆる情報

第十五条 入札書の取扱い及び落札

入札書の取扱い

1 調達機関は、全ての入札書を、調達の過程の公正性及び公平性並びに入札書の秘密性を保証する手続に従つて受領し、開札し、及び取り扱う。

2 調達機関は、入札書の受領のために指定した日時後に入札書が到着した場合において、その遅延が専ら当該調達機関の取扱いの誤りによるものであるときは、当該入札書を提出した供給者を不利に取り扱ってはならない。

3 調達機関は、開札から落札までの間に故意でない様式の誤りを訂正する機会を一の供給者に与える場合には、参加する全ての供給者に対し同一の機会を与える。

落札

4 落札の対象とされるためには、入札書は、書面で提出されたものでなければならず、開札の時に公示及び入札説明書に定める基本的要件に適合したものでなければならず、かつ、参加のための条件を満たした供給者から提出されたものでなければならない。

5 調達機関は、契約を締結することが公共の利益にならないと決定する場合を除くほか、契約の条件を履行することができる当該調達機関が認めた供給者であつて、公示及び入札説明書に定める評価基準のみに照らして次のいずれかの条件を満たす入札を行ったものを落札者とする。

(a) 最も有利であること。

(b) 価格が唯一の基準である場合には、最低価格を提示すること。

6 調達機関は、他の入札書に記載された価格よりも異常に低い価格を記載した入札書を受領した場合に、当該入札書を提出した供給者が参加のための条件を満たし、かつ、契約の条件を履行することができることについて、当該供給者に確認を求めることができる。

7 調達機関は、この協定に基づく義務を回避する目的で、選択権の利用、調達の取消し又は締結された契約の変更を行つてはならない。

第十六条 調達に関する情報の透明性

供給者に提供される情報

1 調達機関は、入札に参加した供給者に対し、当該調達機関の落札の決定を、供給者から要請があつたときは書面により、速やかに通知する。調達機関は、次条2及び3の規定に従うことを条件として、要請に応じ、落札者とされなかった供給者に対し、当該調達機関がその供給者の入札を選択しなかった理由及び落札した供給者の入札の相対的な利点を説明する。

落札情報の公示

2 調達機関は、附属書Ⅲに掲げる適当な紙面又は電子的媒体により、この協定の適用を受ける落札の決定

の後七十二日以内に公示を行う。当該調達機関が電子的媒体のみにより当該公示を行う場合には、その情報は、合理的な期間、引き続き容易に閲覧することができるようにする。当該公示には、少なくとも次の情報を含める。

- (a) 調達された物品又はサービスについての説明
 - (b) 調達機関の名称及び所在地
 - (c) 落札した供給者の名称及び住所
 - (d) 落札価額又は落札の決定に当たり考慮された最高及び最低の入札価額
 - (e) 落札の日
 - (f) 用いられた調達方法及び第十三条の規定に従って限定入札を用いた場合にはその利用の根拠となつた状況についての説明
- 文書、報告書及び電子的な履歴の保持
- 3 調達機関は、落札の日から少なくとも三年間、次のものを保持する。
- (a) 対象調達に関連する入札の手續及び落札に関する文書及び報告書（第十三条の規定により必要とされる報告書を含む。）
 - (b) 電子的手段による対象調達の実施に関する履歴を適切に確認するためのデータ
- 統計の収集及び報告
- 4 締約国は、この協定の適用を受ける契約に関する統計をとり、委員会に報告する。各報告は、一年分を対象とし、及び報告期間の終了後二年以内に提出されるものとし、次の事項を含む。
- (a) 付表1に掲げる調達機関に関しては、
 - (i) 当該調達機関全体について、この協定の適用を受ける全ての契約の件数及び総額
 - (ii) 当該調達機関のそれぞれについて、この協定の適用を受ける全ての締結された契約であつて、国際的に認められた単一の分類制度に基づく物品群別及びサービス群別に区分されたものの件数及び総額
 - (iii) 当該調達機関のそれぞれについて、この協定の適用を受ける契約であつて、限定入札により締結された全てのものの件数及び総額
 - (b) 付表2及び付表3に掲げる調達機関に関しては、全ての当該調達機関によつて締結されたこの協定の適用を受ける契約であつて、付表別に区分されたものの件数及び総額

(c) (a)及び(b)の規定により必要とされるデータを提供することができない場合には、その概算及び用いた算定方式についての説明

5 締約国は、4に規定する要件に適合する方法で統計を公式ウェブサイトで公表する場合には、その統計を閲覧し、及び利用するために必要な説明を付して当該ウェブサイトのアドレスを委員会に通報することをもって、4の規定に基づくデータの提出に代えることができる。

6 締約国は、2の規定に基づく落札に関する公示を電子的に行うことを要求する場合において、当該公示がこの協定の適用を受ける契約について分析することのできる様式による単一のデータベースを通じて公衆の閲覧に供されているときは、そのデータを閲覧し、及び利用するために必要な説明を付して当該データベースに係るウェブサイトのアドレスを委員会に通報することをもって、4の規定に基づくデータの提出に代えることができる。

第十七条 情報の開示

締約国への情報の提供

1 締約国は、他の締約国の要請に応じ、調達が公正かつ公平に及びこの協定に従つて行われたかを判断するために必要な情報（落札とされた入札の特色及び相対的な利点についての情報を含む。）を速やかに提供する。当該情報の公表が将来の入札における競争を害することとなる場合には、当該情報を受け取つた締約国は、当該情報を提供した締約国と協議の上その同意を得た場合を除くほか、いずれの供給者に対しても当該情報を開示してはならない。

情報の不開示

2 この協定の他の規定にかかわらず、締約国（その調達機関を含む。）は、特定の供給者に対し供給者の間の公正な競争を害するおそれのある情報を提供してはならない。

3 この協定のいかなる規定も、秘密の情報の開示が次のいずれかの場合に該当するときは、締約国（その調達機関、当局及び審査機関を含む。）に対し当該秘密の情報の開示を求めるものと解してはならない。

- (a) 法令の実施を妨げることとなる場合
- (b) 供給者の間の公正な競争を害するおそれのある場合
- (c) 特定の者の正当な商業上の利益（知的財産の保護を含む。）を害することとなる場合
- (d) その他公共の利益に反することとなる場合

第十八条 国内の審査のための手続

1 締約国は、時宜を得た、効果的な、透明性のある、かつ、無差別な行政上又は司法上の審査のための手続であつて、供給者が関心を有し、又は有していた対象調達に関する次の事項について苦情を申し立てることができるものを定める。全ての苦情申立ての手続に関する規則は、文書により定め、かつ、一般に入手可能なものとする。

(a) この協定の違反

(b) 当該供給者が締約国の国内法上この協定の違反を直接の対象とする苦情を申し立てる権利を有しない場合には、この協定の実施のための締約国による措置の不遵守

2 供給者が関心を有し、又は有していた対象調達について1に規定する違反又は不遵守があつた旨の苦情を申し立てる場合には、当該対象調達を実施する調達機関が属する締約国は、当該調達機関及び当該供給者に対し協議により当該苦情を解決するよう奨励する。当該調達機関は、当該供給者の現在又は将来の調達への参加及び行政上又は司法上の審査のための手続の下では正措置を求める権利を妨げないように、当該苦情について公平な、かつ、時宜を得た考慮を払う。

3 供給者は、苦情申立ての準備をし、これを行うための十分な期間を与えられるものとする。その期間は、苦情申立ての原因となつた事実を供給者が知り、又は合理的に知り得た時から十日未満であつてはならない。

4 締約国は、対象調達に関する供給者からの苦情申立てを受理し、審査するため、自国の調達機関から独立した少なくとも一の公平な行政当局又は司法当局を設置し、又は指定する。

5 4に規定する当局以外の機関が最初に苦情申立てを審査する場合には、締約国は、供給者が当該機関の原決定に対して当該苦情申立ての対象である調達に係る調達機関から独立した公平な行政当局又は司法当局に上訴することができることを確保する。

6 締約国は、審査機関（裁判所でないもの）について、その決定を司法上の審査の対象とすること又は次の手続を有することを確保する。

(a) 調達機関が苦情申立てに対して書面により回答し、及び当該審査機関に対して全ての関連文書を開示すること。

(b) 審査の手続への参加者（以下「参加者」という。）が苦情申立てについての当該審査機関による決定

に先立ち意見を述べる権利を有すること。

(c) 参加者が代理人及び補佐人を出す権利を有すること。

(d) 参加者が全ての審査の手続に参加することができること。

(e) 参加者が審査の手続を公開で行うこと及び証人の出席が認められることを要求する権利を有すること。

(f) 当該審査機関がその決定又は勧告を適時に書面により行うこと及び当該決定又は勧告にその根拠に関する説明を含めること。

7 締約国は、次の事項を定める手続を採用し、又は維持する。

(a) 供給者が調達に参加する機会を維持するための迅速な暫定的措置に関すること。当該措置の結果として、調達の過程が停止されることがある。当該手続は、当該措置を適用すべきか否かを決定するに当たり、公共の利益等関係者の利益に及ぼす著しい悪影響を考慮することができることを定めることができる。当該措置を適用すべきでないことを決定する場合には、その正当な理由を書面により提供する。

(b) 審査機関が1に規定する違反又は不遵守があつた旨決定する場合における是正措置又は損失若しくは損害に対する賠償に関すること。当該賠償については、入札の準備に係る費用又は苦情申立てに係る費用のいずれか又は双方に限定することができる。

第十九条 適用範囲の修正及び訂正

修正の提案の通報

1 締約国は、附属書Iの自国の付表に関する訂正、一の付表から他の付表への機関の転記、機関の削除その他の修正（以下「修正」という。）の提案を委員会に通報する。修正を提案する締約国（以下「修正締約国」という。）は、次に掲げる事項を通報に含める。

(a) 機関の対象調達に対する政府による監督又は政府の影響が実効的に排除されたことを理由として、自国の権利の行使として附属書Iの自国の付表から当該機関を削除することを提案する場合には、当該監督又は影響が実効的に排除されたことの証拠

(b) その他の修正を提案する場合には、この協定に定める相互に合意された適用範囲が変更されることにより見込まれる影響に関する情報

通報に対する異議

2 1の規定に従って通報された修正の提案によりこの協定に基づく自国の権利が影響を受ける締約国は、当該修正の提案への異議を委員会に申し立てることができる。この異議は、締約国に対し通報が回章に付された日から四十五日以内に申し立てるものとし、その理由を明示するものとする。

協議

3 修正締約国及び異議を申し立てた締約国（以下「異議申立締約国」という。）は、当該異議に係る問題を協議によって解決するようあらゆる努力を払う。当該協議において、修正締約国及び異議申立締約国は、修正の提案について次の基準に従って検討する。

- (a) 1(a)に規定する修正の提案の通報の場合には、機関の対象調達に対する政府による監督又は政府の影響が実効的に排除されたことを示す8(b)に規定する基準
- (b) 1(b)に規定する修正の提案の通報の場合には、権利及び義務の均衡並びにこの協定に定める相互に合意された適用範囲につき当該通報の前の水準と同等の水準を維持するために当該修正に関連して提供されるべき補償的な調整の水準に関する8(c)に規定する基準

修正の変更

4 修正締約国及び異議申立締約国がその異議に係る問題を協議によって解決した場合において、当該修正締約国が当該協議の結果として自国の修正の提案を変更するときは、当該修正締約国は、1の規定に従い委員会に通報するものとし、変更された修正は、この条に定める要件を満たした後にのみ効力を生ずる。修正の実施

5 提案された修正は、次のいずれかの場合にのみ効力を生ずる。

- (a) いずれの締約国も1の規定に基づく修正の提案の通報が回章に付された日から四十五日以内に当該修正の提案に対する異議を書面により委員会に申し立てない場合
- (b) 全ての異議申立締約国が修正の提案への異議を撤回する旨を委員会に通報した場合
- (c) 1の規定に基づく修正の提案の通報が回章に付された日から百五十日が経過し、かつ、修正締約国が当該修正を実施する意図を書面により委員会に通報した場合

実質的に同等の適用範囲の撤回

6 5(c)の規定に基づいて修正が効力を生じた場合には、異議申立締約国は、実質的に同等の適用範囲を撤回することができる。第四条1(b)の規定にかかわらず、この6の規定に基づく撤回は、修正締約国との関

係においてのみ実施することができる。異議申立締約国は、当該撤回が効力を生ずる日の少なくとも三十日前に、当該撤回について書面により委員会に通報する。この6の規定に基づく撤回は、8(c)の規定に基づき委員会が採択する補償的な調整の水準に関する基準に適合するものとする。

異議に係る問題の解決を促進するための仲裁手続

7 委員会が8の規定に基づき異議に係る問題の解決を促進するための仲裁手続を採択した場合には、修正締約国又は異議申立締約国は、修正の提案の通報が回章に付された日から百二十日以内に当該仲裁手続を援用することができる。

- (a) その期間内にいずれの締約国も当該仲裁手続を援用しなかった場合においては、
 - (i) 5(c)の規定にかかわらず、1の規定に基づく修正の提案の通報が回章に付された日から百三十日が経過し、かつ、修正締約国が当該修正を実施する意図を書面により委員会に通報したときは、当該修正は、効力を生ずる。

(ii) いずれの異議申立締約国も、6の規定に基づいて適用範囲を撤回することができない。

(b) 修正締約国又は異議申立締約国が当該仲裁手続を援用した場合には、

(i) 5(c)の規定にかかわらず、修正の提案は、当該仲裁手続が完了するまで効力を生じない。

(ii) 補償を受ける権利を行使する意図又は6の規定に基づいて実質的に同等の適用範囲を撤回する意図を有する異議申立締約国は、当該仲裁手続に参加する。

(iii) 修正締約国は、5(c)の規定に基づいて修正の効力を生じさせるに当たり、当該仲裁手続の結果に従うべきである。

(iv) 修正締約国が5(c)の規定に基づいて修正の効力を生じさせるに当たり当該仲裁手続の結果に従わないときは、異議申立締約国は、6の規定に基づいて実質的に同等の適用範囲を撤回することができる。ただし、当該撤回が当該仲裁手続の結果と適合するものであることを条件とする。

委員会の責任

8 委員会は、次のものを採択する。

- (a) 2の規定に基づく異議に係る問題の解決を促進するための仲裁手続
- (b) 機関の対象調達に対する政府による監督又は政府の影響が実効的に排除されたことを示す基準
- (c) 1(b)に規定する修正に関連して提供されるべき補償的な調整の水準及び6に規定する実質的に同等の

適用範囲の水準を決定するための基準

第二十条 協議及び紛争解決

1 締約国は、この協定の運用に影響を及ぼす問題に関し他の締約国が行う申立てに好意的な考慮を払うものとし、その申立てに関する協議を行うための機会を十分に与える。

2 締約国は、次のことの結果として、この協定に基づき直接若しくは間接に自国に与えられた利益が無効にされ、若しくは侵害されており、又はこの協定の目的の達成が妨げられていると認める場合には、問題の相互に満足すべき解決を図るため、紛争解決に係る規則及び手続に関する了解（以下「紛争解決了解」という。）に規定する手続を利用することができる。

(a) 他の締約国がこの協定に基づく義務の履行を怠ったこと。

(b) 他の締約国がこの協定の規定に抵触するか否かを問わず何らかの措置を適用したこと。

3 紛争解決了解は、この協定に基づく協議及び紛争解決に適用される。ただし、紛争解決了解第二十二条3の規定にかかわらず、この協定以外の紛争解決了解附属書一に掲げる協定の下で生ずるいかなる紛争も、この協定に基づく譲許その他の義務を停止する理由としてはならないものとし、また、この協定の下で生ずるいかなる紛争も、紛争解決了解附属書一に掲げるその他の協定に基づく譲許その他の義務を停止する理由としてはならない。

第二十一条 この協定の機関

政府調達に関する委員会

1 各締約国の代表で構成する政府調達に関する委員会を設置する。委員会は、議長を選出するものとし、また、この協定の実施又はこの協定の目的の達成に関する事項について協議する機会を締約国に与えるため、及び締約国により与えられた他の任務を遂行するため、必要に応じ（少なくとも年一回）会合する。

2 委員会は、委員会が付与する任務を遂行する作業部会その他の補助機関を設けることができる。

3 委員会は、毎年度の行うこと。

(a) この協定の実施及び運用について検討すること。

(b) 一般理事会に対し、世界貿易機関を設立するマラケシュ協定（以下「世界貿易機関設立協定」という。）第四条8の規定に基づく委員会の活動に関する通報並びにこの協定の実施及び運用に係る進展に関する通報を行うこと。

オブザーバー

4 この協定の締約国でない世界貿易機関の加盟国は、書面による通報を委員会に提出することにより、委員会にオブザーバーとして出席することが認められる。世界貿易機関のオブザーバーは、委員会にオブザーバーとして出席することについての書面による要請を委員会に提出することができ、委員会は、当該世界貿易機関のオブザーバーに委員会のオブザーバーとしての地位を与えることができる。

第二十二条 最終規定

受諾及び効力発生

1 この協定は、合意された適用範囲をこの協定の附属書Iの付表に掲げる政府（注であつて、千九百九十四年四月十五日に署名によつてこの協定を受諾したもの又は批准を条件として同日までにこの協定に署名し、その後千九百九十六年一月一日前にこの協定を批准したものについては、千九百九十六年一月一日に効力を生ずる。

注 この協定の適用上、「政府」には、欧州連合の権限のある当局を含むものとする。

加入

2 世界貿易機関の加盟国は、締約国との間で合意され、委員会の決定において確認される条件により、この協定に加入することができる。加入は、合意された条件を記載した加入書を世界貿易機関事務局長に寄託することによつて行う。この協定は、加入する加盟国については、加入書を寄託した後三十日目の日に効力を生ずる。

留保

3 締約国は、この協定のいかなる規定についても、留保を付することができる。

国内法令

4 締約国は、この協定が自国について効力を生ずる日以前に、自国の法令及び行政上の手続並びに自国の調達機関によつて適用される規則、手続及び慣行をこの協定に適合したものとすることを確保する。

5 締約国は、この協定に関連を有する自国の法令の変更及びその運用における変更につき、委員会に通報する。

将来の交渉及び将来の作業計画

6 締約国は、開放的な調達を阻害する差別的な措置の導入又は継続を避けるよう努める。

7 締約国は、二十二年三月三十日に採択された政府調達に関する協定を改正する議定書の効力発生の日から三年以内に、その後は定期的に、開発途上国のニーズを考慮しつつ、相互主義に基づいてこの協定を改善し、差別的な措置を漸進的に削減し、及び撤廃し、並びに全ての締約国の間におけるこの協定の適用範囲の拡大を可能な限り達成するため、新たな交渉を行う。

8 (a) 委員会は、次の事項に関する作業計画の採択を通じ、この協定の実施及び7に規定する交渉を促進するため、更なる作業を行う。

- (i) 中小企業の取扱い
- (ii) 統計資料の収集及び提供
- (iii) 持続可能な調達の取扱い
- (iv) 締約国の付表における適用除外及び制限
- (v) 国際的な調達における安全基準

(b) 委員会は、
(i) 追加的な事項に関する作業計画の一覧表を内容とする決定を採択することができる。当該一覧表については、定期的に検討し、及び更新することができる。

(ii) (a)に規定する個別の作業計画及び(b)(i)の規定に基づいて採択される作業計画に関して行われるべき作業を定める決定を採択する。

9 締約国は、世界貿易機関設立協定附属書一Aの原産地規則に関する協定に基づいて行われる物品に係る原産地規則の調和のための作業計画及びサービスの貿易に関する交渉の終了の後、第四条5の規定を適宜改正するに当たり、当該作業計画及び交渉の結果を考慮する。

10 委員会は、7に規定する政府調達に関する協定を改正する議定書の効力発生の日から五年以内に、第二十条2(b)の規定の妥当性を検討する。

改正

11 締約国は、この協定を改正することができる。改正を採択し、締約国による受諾のために提出する決定は、コンセンサス方式によって行う。

(a) 改正は、(b)に規定する場合を除くほか、締約国の三分の二が受諾した時に当該改正を受諾した締約国について効力を生じ、その後は、その他の各締約国について、それぞれによる受諾の時に効力を生ずる。

る。

(b) 改正は、当該改正が締約国の権利及び義務を変更しない性質のものであると委員会がコンセンサス方式によって決定した場合には、締約国の三分の二が受諾した時に全ての締約国について効力を生ずる。

脱退

12 締約国は、この協定から脱退することができる。脱退は、世界貿易機関事務局長が書面による脱退の通告を受領した日から六十日を経過した時に、効力を生ずる。締約国は、脱退の通告がされた場合には、委員会の会合を直ちに開くことを要求することができる。

13 この協定の締約国は、世界貿易機関の加盟国でなくなった場合には、当該加盟国でなくなった日にこの協定の締約国でなくなる。

特定の締約国間におけるこの協定の不適用

14 いずれかの締約国がこの協定を受諾し、又はこの協定に加入した時に、当該いずれかの締約国又は他のいずれかの締約国が、これら二の締約国の間におけるこの協定の適用に同意しなかった場合には、この協定は、これら二の締約国の間においては適用されない。

附属書

15 この協定の附属書は、この協定の不可分の一部を成す。

事務局

16 この協定に必要な役務は、世界貿易機関事務局が提供する。

寄託

17 この協定は、世界貿易機関事務局長に寄託するものとし、同事務局長は、速やかに、締約国に対し、この協定の認証謄本、第十九条の規定に基づくこの協定の訂正又は修正の認証謄本、11の規定に基づくこの協定の改正の認証謄本、2の規定に基づくこの協定への加入の通告書及び12又は13の規定に基づくこの協定からの脱退の通告書を送付する。

登録

18 この協定は、国際連合憲章第二百二条の規定により登録する。

附属書Ⅰ 政府調達に関する協定の適用範囲に係る交渉において同協定の締約国が附属書Ⅰについて

最終的に提示した適用範囲（注）

注 原語によるものとす。

日本国が附属書Ⅰについて最終的に提示した適用範囲
（英語のみを正文とする。）

付表 1 中央政府の機関

基準額

十萬特別引出権

物品

四百五十萬特別引出権

建設サービス

四十五萬特別引出権

この協定の適用を受ける建築のためのサービス、エンジニアリング・サービスその他の技術的サービス

十萬特別引出権

その他のサービス

機関の表

会計法の適用を受ける全ての機関

衆議院

参議院

最高裁判所

会計検査院

内閣

人事院

内閣府

復興庁

宮内庁

国家公安委員会（警察庁）

金融庁

消費者庁

総務省

法務省

外務省

財務省

文部科学省

厚生労働省

農林水産省

経済産業省

国土交通省

環境省

防衛省

付表 1 に関する注釈

1 会計法の適用を受ける機関には、国家行政組織法及び内閣府設置法に定める全ての内部部局、外局及び附属機関その他の機関並びに地方支分部局を含む。

2 この協定は、この協定が日本国について効力を生ずる時に有効な法令に従って協同組合又は連合会と締結する契約については、適用しない。

付表 2 地方政府の機関

基準額

二十萬特別引出権

物品

千五百萬特別引出権

建設サービス

百五十萬特別引出権

この協定の適用を受ける建築のためのサービス、エンジニアリング・サービスその

他の技術的サービス
 その他のサービス
 二十万特別引出権
 機関の表

地方自治法の適用を受ける全ての都道府県及び指定都市

北海道
 青森県
 岩手県
 宮城県
 秋田県
 山形県
 福島県
 茨城県
 栃木県
 群馬県
 埼玉県
 千葉県
 東京都
 神奈川県
 新潟県
 富山県
 石川県
 福井県
 山梨県
 長野県
 岐阜県
 静岡県

愛知県
 三重県
 滋賀県
 京都府
 大阪府
 兵庫県
 奈良県
 和歌山県
 鳥取県
 島根県
 岡山県
 広島県
 山口県
 徳島県
 香川県
 愛媛県
 高知県
 福岡県
 佐賀県
 長崎県
 熊本県
 大分県
 宮崎県
 鹿児島県
 沖縄県
 大阪市

名古屋市	
京都市	
横浜市	
神戸市	
北九州市	
札幌市	
川崎市	
福岡市	
広島市	
仙台市	
千葉市	
さいたま市	
静岡市	
堺市	
新潟市	
浜松市	
岡山市	
相模原市	
付表2に関する注釈	
1 地方自治法の適用を受ける都道府県及び指定都市には、地方自治法に定めるこれらの全ての知事又は市長、委員会及びその他の機関の内部部局、附属機関並びに支庁、地方事務所、支所及び出張所を含む。	
2 この協定は、この協定が日本国について効力を生ずる時に有効な法令に従って協同組合又は連合会と締結する契約については、適用しない。	
3 この協定は、機関が市場における競争にさらされている日常の営利活動のために締結する契約については、適用しない。この3の規定は、この協定を回避する目的で利用してはならない。	
4 運送における運転上の安全に関連する調達は、含まない。	

5 発電、送電又は配電に関連する調達は、含まない。	
付表3 その他の機関	
基準額	
十三万特別引出権	物品
四百五十万特別引出権	A群に掲げる日本郵政公社を承継した機関が調達する建設サービス
千五百万特別引出権	A群に掲げるその他の全ての機関が調達する建設サービス
四百五十万特別引出権	B群に掲げる機関が調達する建設サービス
四十五万特別引出権	この協定の適用を受ける建築のためのサービス、エンジニアリング・サービスその他の技術的サービス
十三万特別引出権	その他のサービス
機関の表	
1 A群	
独立行政法人農畜産業振興機構	
中日本高速道路株式会社	
株式会社日本政策投資銀行	
東日本高速道路株式会社	
独立行政法人環境再生保全機構	
独立行政法人農業者年金基金	
独立行政法人奄美群島振興開発基金	
年金積立金管理運用独立行政法人	
阪神高速道路株式会社	
社会保険診療報酬支払基金	
北海道旅客鉄道株式会社（注a、注g）	
本州四国連絡高速道路株式会社	

日本アルコール産業株式会社
 独立行政法人日本芸術文化振興会
 独立行政法人日本原子力研究開発機構(注b)
 日本環境安全事業株式会社
 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構
 独立行政法人日本貿易振興機構
 株式会社日本政策金融公庫
 地方公共団体金融機構
 独立行政法人国際交流基金
 日本貨物鉄道株式会社(注a、注g)
 独立行政法人住宅金融支援機構
 独立行政法人労働政策研究・研修機構
 独立行政法人国際協力機構
 独立行政法人労働者健康福祉機構
 独立行政法人国際観光振興機構
 独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構(注c)
 独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構
 日本郵政公社を承継した機関
 日本中央競馬会
 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構(注a、注d、注e)
 独立行政法人科学技術振興機構
 独立行政法人日本学生支援機構
 日本たばこ産業株式会社(注g)
 独立行政法人水資源機構
 自転車競技法に従い競輪振興法人として指定された法人

九州旅客鉄道株式会社(注a、注g)
 首都高速道路株式会社
 小型自動車競走法に従い小型自動車競走振興法人として指定された法人
 農林漁業団体職員共済組合
 消防団員等公務災害補償等共済基金
 成田国際空港株式会社
 地方競馬全国協会
 独立行政法人日本スポーツ振興センター
 独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園
 独立行政法人国民生活センター
 独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構
 日本電信電話株式会社(注f、注g)
 東日本電信電話株式会社(注f、注g)
 西日本電信電話株式会社(注f、注g)
 独立行政法人北方領土問題対策協会
 沖縄振興開発金融公庫
 放送大学学園
 独立行政法人中小企業基盤整備機構
 独立行政法人勤労者退職金共済機構
 日本私立学校振興・共済事業団
 独立行政法人理化学研究所(注b)
 四国旅客鉄道株式会社(注a、注g)
 東京地下鉄株式会社(注a)
 独立行政法人都市再生機構
 独立行政法人福祉医療機構
 西日本高速道路株式会社

2 B群

- | | |
|-----------------------|---------------------|
| 独立行政法人建築研究所 | 独立行政法人種苗管理センター |
| 独立行政法人国立大学財務・経営センター | 独立行政法人教員研修センター |
| 独立行政法人航空大学校 | 独立行政法人大学入試センター |
| 独立行政法人電子航法研究所 | 独立行政法人国立循環器病研究センター |
| 独立行政法人水産総合研究センター | 独立行政法人水産大学校 |
| 独立行政法人農林水産消費安全技術センター | 独立行政法人国立病院機構 |
| 独立行政法人森林総合研究所 | 独立行政法人大学評価・学位授与機構 |
| 独立行政法人国立高等専門学校機構 | 独立行政法人農業環境技術研究所 |
| 大学共同利用機関法人 | 独立行政法人国立文化財機構 |
| 全国健康保険協会 | 独立行政法人国立環境研究所 |
| 独立行政法人国際農林水産業研究センター | 独立行政法人物質・材料研究機構 |
| 独立行政法人造幣局 | 独立行政法人航海訓練所 |
| 独立行政法人原子力安全基盤機構 | 独立行政法人国立青少年教育振興機構 |
| 日本年金機構 | 独立行政法人産業技術総合研究所 |
| 独立行政法人駐留軍等労働者労務管理機構 | 独立行政法人農業生物資源研究所 |
| 独立行政法人海技教育機構 | 独立行政法人国立健康・栄養研究所 |
| 自動車検査独立行政法人 | 独立行政法人情報通信研究機構 |
| 独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構 | 独立行政法人労働安全衛生総合研究所 |
| 独立行政法人国立公文書館 | 独立行政法人放射線医学総合研究所 |
| 独立行政法人国立がん研究センター | 独立行政法人国立特別支援教育総合研究所 |
| 独立行政法人国立成育医療研究センター | 独立行政法人製品評価技術基盤機構 |
| 独立行政法人国立長寿医療研究センター | 独立行政法人家畜改良センター |
| 独立行政法人国立国際医療研究センター | 独立行政法人海上技術安全研究所 |
| 独立行政法人工業所有権情報・研修館 | 独立行政法人国立科学博物館 |
| 独立行政法人国立精神・神経医療研究センター | 独立行政法人国立印刷局 |

独立行政法人防災科学技術研究所

独立行政法人酒類総合研究所

独立行政法人統計センター

独立行政法人交通安全環境研究所

国立大学法人

独立行政法人国立女性教育会館

独立行政法人日本貿易保険

独立行政法人港湾空港技術研究所

独立行政法人土木研究所

独立行政法人経済産業研究所

付表3に関する注釈

1 この協定は、この協定が日本国について効力を生ずる時に有効な法令及び規則に従って協同組合又は連合会と締結する契約については、適用しない。

2 この協定は、A群に掲げる機関が市場における競争にさらされている日常の営利活動のために締結する契約については、適用しない。この2の規定は、この協定を回避する目的で利用してはならない。

3 特定の機関に関する注釈

注a 運送における運転上の安全に関連する調達は、含まない。

注b 核兵器の不拡散に関する条約の目的又は知的財産に関する国際的な合意に反する情報の開示がもたらされることのある調達は、含まない。放射性物質の利用及び管理又は原子力施設の緊急事態への対応を目的とする安全に関連する活動のための調達は、含まない。

注c 地質調査及び地球物理学的調査に関連する調達は、含まない。

注d 広告サービス、建設サービス及び不動産に係るサービスの調達は、含まない。

注e 民間会社との共同所有となる船舶の調達は、含まない。

注f 公衆電気通信設備の調達及び電気通信の業務上の安全に関連するサービスの調達は、含まない。

注g 建設サービス以外の付表5に掲げるサービスの調達は、含まない。

4 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構による調達に関しては、3に規定する注釈の規定を次の

とおり適用する。

注aは、鉄道建設に関連する活動についてのみ適用する。

注dは、旧日本国有鉄道の清算に関連する活動についてのみ適用する。

注eは、造船事業についてのみ適用する。

5 東日本旅客鉄道株式会社(注a、注g)、東海旅客鉄道株式会社(注a、注g)及び西日本旅客鉄道株式会社(注a、注g)については、欧州連合がこれらの会社の削除への異議を撤回する時まで、この付表に規定する物品及びサービスに関し、A群に含まれるものとみなす。

この5の規定は、欧州連合による当該異議の撤回の通告が委員会に対して行われたときは、直ちに効力を失う。

6 航空宇宙技術研究所については、欧州連合及びアメリカ合衆国がこの廃止された機関の削除への異議を撤回する時まで、この付表に規定する物品及びサービスに関し、B群に含まれるものとみなす。

この6の規定は、アメリカ合衆国及び欧州連合による当該異議の撤回の通告が委員会に対して行われたときは、直ちに効力を失う。

付表4 物品

1 この協定は、この協定に別段の定めがない限り、付表1から付表3までに掲げる機関による全ての物品の調達について適用する。

2 防衛省に関しては、この協定は、日本国政府が第三条1の規定に基づいて別段の決定を行う場合を除くほか、次の連邦供給分類(FSC)に属する物品の調達について適用する。

FSC 品名

一一一 鉄道用機器

一二二 トラクター

一二三 木工機器

一二四 金属加工機器

一二五 サービス提供機器及び販売機器

三六	特別の工業用機器	六六八〇	液体及び気体の流量計、液面計並びに機械的運動計測機器
三七	農業用機器	六六八五	圧力、温度及び湿度の測定用及び調整用の機器
三八	建設用、鉱山用、掘削用及び道路維持用の機器	六六九五	組み合わせた機器及びその他の機器
三九	物資取扱用機器	六七	写真用機器
四〇	ロープ、ケーブル、鎖及びこれらの取付具	六八	化学工業生産品
四一	冷凍用機器、エアコンディショナー（その構成品を含む。）及び空気循環用機器	七一	家具
四二	ポンプ及び圧縮機	七二	家庭用及び一般用の備品及び器具
四三	配管用、加熱用及び衛生用の機器	七三	調理用及び配膳用の機器
四四	浄水用及び下水処理用の機器	七四	事務用機器及び可視記録装置
四五	素管、管、ホース及びこれらの取付具	七五	事務用品
四六	弁	七六	書籍、地図その他の出版物
四七	手道具及び手工具	七七	楽器、蓄音機及び家庭用ラジオ
四八	計測工具	七九	清掃用器具及び清掃用品
五一	用材、木工品、合板及びベニヤ板	八〇	ブラシ、ペイント、封止剤及び接着剤
五二	電線並びに発電用及び配電用の機器	八一〇	ドラム及び缶
六一	照明設備及び電球	八一五	箱、厚紙製の箱及びクレート
六二	医療用及び獣医用の機器及び物品	八二五	瓶及びジャー
六三	化学分析用機器	八三〇	リール及びスプール
六四	物理的材料試験機器	八三五	包装用の材料
六五	実験室用の機器及び物品	八五	化粧用品
六六	時間測定用機器	八七	農業用品
六七	光学機器	九三	非金属加工品
六八	地球物理学用及び天文学用の機器	九四	非金属原材料
六九	気象観測機器	九九	その他のもの
七〇	はかり		
七一	製図機器、土地測量機器及び地図作成用機器		

付表5 サービス

この協定は、千九百九十一年の国際連合の暫定的な中央生産物分類（電気通信サービスについては、文書 MTN・GNS・W 一一〇）によって特定される次のサービスについて適用する。

（千九百九十一年の暫定的な中央生産物分類（CPC））

五 一

建設工事

六 一 一 一

自動車の保守及び修理のサービス（注 1）

六 一 一 二

モーターサイクル（原動機付自転車を含む。）並びにカタピラ及びそれを有する軽自動車の保守及び修理のサービス（注 1）

六 三 三

個人用品及び家庭用品の修理のサービス

六 四 二

食料提供サービス（注 5）

六 四 三

飲料提供サービス（注 5）

七 一 一

その他の陸上運送サービス（七 一 一 三 五（郵便の陸上運送）を除く。）

七 一 二 三

運転者を伴う海上航行船舶の賃貸サービス

七 二 二 三

海上航行船舶以外の船舶（運転者を伴うもの）の賃貸サービス

七 三 一

航空運送サービス（七 三 一 一 〇（郵便の航空運送）を除く。）

七 四 八

貨物運送取扱いサービス

七 五 一 一

クーリエ・サービス（注 2）

電気通信サービス

MTN・GNS （対応する）

W 一一 〇 CPC

2・C・h

電子メール

2・C・i

ボイスメール

2・C・j

情報及びデータベースのオンラインでの検索

八 三 一 〇 六 から 八 三 一 〇 八 まで

八 三 一 〇 三

八 三 一 〇 四

八 三 一 〇 九

八 四

八 六 四

八 六 五

八 六 六

八 六 七

八 七 一

八 七 三 〇 四

八 七 四

八 七 六

八 八 一 四

八 八 四 四 二

八 八 六

九 二 一

九 二 二

九 二 三

2・C・k 七 五 二 三 電子データ交換（EDI）

2・C・l 七 五 二 九 高度ファクシミリ・サービス

2・C・m 七 五 二 三 コード及びプロトコルの変換

2・C・n 七 五 二 三 情報及びデータのオンラインでの処理（トランザクション処理を含む。）

農業用機器（運転者を伴わないもの）の賃貸サービス（注 5）

家具その他家庭用の器具の賃貸サービス（注 5）

娯楽用品の賃貸サービス（注 5）

その他の個人用品又は家庭用品の賃貸サービス（注 5）

電子計算機サービス及び関連のサービス

市場調査及び世論調査のサービス

経営相談サービス（注 5）

経営相談に関連するサービス（八 六 六 〇 二（仲裁及び調停のサービス）を除く。）（注 5）

建築のためのサービス、エンジニアリング・サービスその他の技術的サービス（注 3）

広告サービス

装甲車による運送サービス

建築物の清掃サービス

こん包サービス（注 5）

林業及び木材伐出業に付随するサービス（森林経営を含む。）

出版及び印刷のサービス（注 4）

金属製品、機械及び機器の修理のサービス

初等教育サービス

中等教育サービス

高等教育サービス

高等教育サービス

九二四

成人教育サービス

九四

汚水及び廃棄物の処理、衛生その他の環境保護のサービス

九六一

映画及びビデオテープの制作及び配給のサービス（九六一一二）（映画及びビデオテープの制作のサービス）を除く。）

付表5に関する注釈

注1 特別に改良され、かつ、機関の規則に従って点検されている自動車、モーターサイクル（原動機付自転車を含む。）並びにカタピラ及びそりを有する軽自動車の保守及び修理のサービスは、含まない。

注2 信書に係るクーリエ・サービスは、含まない。

注3 建設サービスに関連する建築のためのサービス、エンジニアリング・サービスその他の技術的サービスに限る。ただし、独立して調達される場合の次のサービスを除く。

建築設計サービス（CPC八六七二二）の実設計サービス

契約監理サービス（CPC八六七二二）

基礎及び建築構造物の建設のためのエンジニアリングデザイン・サービス（CPC八六七二二）、建築物の機械及び電気設備のためのエンジニアリングデザイン・サービス（CPC八六七二三）又は土木建設工事のためのエンジニアリングデザイン・サービス（CPC八六七二四）のうちのいずれかの実設計、仕様書の作成及び費用見積りの一又はこれらの組合せから成る設計サービス

建設及び設置工事段階におけるその他のエンジニアリング・サービス（CPC八六七二七）

注4 秘密の情報を含む資料に係る出版及び印刷のサービスは、含まない。

注5 これらのサービスに関しては、付表2及び付表3に掲げる機関による調達は、この協定の適用を受けない。

付表6 建設サービス

千九百九十一年の暫定的な中央生産物分類第五一区分に掲げるサービスであってこの協定の適用を受けるものの表

第五一区分に掲げる全てのサービス

付表6に関する注釈

二十一年十一月三十日の時点の民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律に基づく建設事業に係る調達について適用する。

付表7 一般的注釈

1 付表6をその注釈の規定に従って適用する場合を除くほか、二十年十二月十日の時点の民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律の適用範囲内の事業に係る調達について、この協定を適用する。

2 日本国の供給者又はサービス提供者が機関による落札に関し争うに当たり、締約国が当該供給者又はサービス提供者について第十八条の規定を適用しない場合には、日本国は、同一の種類の機関による落札に関し、当該締約国の供給者又はサービス提供者について同条の規定を適用しないことができる。

附属書II 法令、司法上の決定、一般に適用する行政上の決定、標準契約条項及び手続であつてこの

協定の適用を受ける政府調達に係るものを公表するために締約国が第六条の規定に従つて用いる電子的媒体又は紙面

（各締約国によりその受諾書の寄託の時までに提供される。）

附屬書Ⅲ 第七條、第九條7及び第十六條2の規定により必要とされる公示を行うために締約国が第

六条の規定に従つて用いる電子的媒体又は紙面

(各締約国によりその受諾書の寄託の時点までに提供される。)

附屬書Ⅳ 締約国が第十六條5の規定に従つて調達に関する統計を公表するウェブサイト及び同条6

の規定に従つて落札に関する公示を行うウェブサイトのアドレス

(各締約国によりその受諾書の寄託の時点までに提供される。)

(附屬書中我が国の部分以外は省略)

投票者氏名

国家公務員等の任命に関する件〔検査官(河戸光彦君)〕

賛成者氏名

愛知 治郎君	青木 一彦君
赤池 誠章君	井原 巧君
石井 準一君	石井 浩郎君
石井 正弘君	石井みどり君
石田 昌宏君	磯崎 仁彦君
磯崎 陽輔君	猪口 邦子君
岩井 茂樹君	岩城 光英君
宇都 隆史君	江島 潔君
衛藤 晟一君	尾辻 秀久君
大家 敏志君	大沼みづほ君
大野 泰正君	太田 房江君
岡田 直樹君	片山さつき君
金子原二郎君	木村 義雄君
岸 宏一君	北川イッセイ君
北村 経夫君	熊谷 大君
小泉 昭男君	小坂 憲次君
古賀友一郎君	上月 良祐君
鴻池 祥肇君	佐藤 信秋君
佐藤 正久君	佐藤ゆかり君
酒井 庸行君	山東 昭子君
島尻安伊子君	島田 三郎君
島村 大君	末松 信介君
世耕 弘成君	関口 昌一君
高階恵美子君	高野光二郎君
高橋 克法君	滝沢 求君
滝波 宏文君	武見 敬三君
柘植 芳文君	塚田 一郎君
鶴保 庸介君	堂故 茂君
豊田 俊郎君	中泉 松司君
中川 雅治君	中曾根弘文君
中西 祐介君	中原 八一君
長峯 誠君	二之湯 智君
二之湯武史君	西田 昌司君

野村 哲郎君	羽生田 俊君
長谷川 岳君	馬場 成志君
橋本 聖子君	林 芳正君
藤井 基之君	藤川 政人君
古川 俊治君	堀井 廉君
堀内 恒夫君	舞立 昇治君
牧野たかお君	松下 新平君
松村 祥史君	松山 政司君
丸川 珠代君	三木 亨君
三原じゅん子君	三宅 伸吾君
水落 敏栄君	溝手 顕正君
宮沢 洋一君	宮本 周司君
森屋 宏君	山崎 力君
山下 雄平君	山田 修路君
山田 俊男君	山谷えり子君
山本 一太君	山本 順三君
吉川ゆうみ君	吉田 博美君
若林 健太君	脇 雅史君
渡辺 猛之君	渡邊 美樹君
足立 信也君	相原久美子君
有田 芳生君	石上 俊雄君
石橋 通宏君	磯崎 哲史君
江崎 孝君	江田 五月君
小川 勝也君	小川 敏夫君
尾立 源幸君	大久保 勉君
大島九州男君	大塚 耕平君
大野 元裕君	加藤 敏幸君
風間 直樹君	金子 洋一君
神本美恵子君	北澤 俊美君
郡司 彰君	小西 洋之君
小林 正夫君	小見山幸治君
斎藤 嘉隆君	櫻井 充君
芝 博一君	榛葉賀津也君
田城 郁君	田中 直紀君
津田弥太郎君	徳永 エリ君
那谷屋正義君	直嶋 正行君
長浜 博行君	難波 奨二君

西村まさみ君	野田 國義君	中野 正志君	中山 恭子君	世耕 弘成君	関口 昌一君	大島九州男君	大塚 耕平君
羽田雄一郎君	白 眞勲君	藤巻 健史君	室井 邦彦君	伊達 忠一君	高階恵美子君	大野 元裕君	加藤 敏幸君
浜野 喜史君	林 久美子君	福島みずほ君	又市 征治君	高野光二郎君	高橋 克法君	風間 直樹君	金子 洋一君
広田 一君	福山 哲郎君	吉田 忠智君	荒井 広幸君	滝沢 求君	滝波 宏文君	神本美恵子君	北澤 俊美君
藤末 健三君	藤田 幸久君	浜田 和幸君	平野 達男君	武見 敬三君	柘植 芳文君	郡司 彰君	小西 洋之君
藤本 祐司君	前川 清成君	主濱 了君	谷 亮子君	塚田 一郎君	鶴保 庸介君	小林 正夫君	小見山幸治君
前田 武志君	牧山ひろえ君	糸数 了君	興石 東君	堂故 茂君	豊田 俊郎君	斎藤 嘉隆君	櫻井 充君
増子 輝彦君	水岡 俊一君	山本 太郎君		中泉 松司君	中川 雅治君	芝 博一君	榎葉賀津也君
森本 真治君	安井美沙子君			中曾根弘文君	中西 祐介君	田城 郁君	田中 直紀君
柳澤 光美君	柳田 稔君			中原 八一君	長峯 誠君	津田弥太郎君	徳永 エリ君
吉川 沙織君	蓮 舫君			二之湯 智君	二之湯武史君	那谷屋正義君	直嶋 正行君
秋野 公造君	荒木 清寛君			西田 昌司君	野村 哲郎君	長浜 博行君	難波 奨二君
石川 博崇君	魚住裕一郎君			羽生田 俊君	長谷川 岳君	西村まさみ君	野田 國義君
河野 義博君	佐々木さやか君			馬場 成志君	橋本 聖子君	羽田雄一郎君	白 眞勲君
杉 久武君	竹谷とし子君			林 芳正君	藤井 基之君	浜野 喜史君	林 久美子君
谷合 正明君	長沢 広明君			藤川 政人君	古川 俊治君	広田 一君	福山 哲郎君
新妻 秀規君	西田 実仁君			堀井 巖君	堀内 恒夫君	藤末 健三君	藤田 幸久君
浜田 昌良君	平木 大作君			舞立 昇治君	牧野たかお君	藤本 祐司君	前川 清成君
矢倉 克夫君	山口那津男君			松下 新平君	松村 祥史君	前田 武志君	牧山ひろえ君
山本 香苗君	山本 博司君			松山 政司君	丸川 珠代君	増子 輝彦君	水岡 俊一君
横山 信一君	若松 謙維君			三木 亨君	三原じゅん子君	森本 真治君	安井美沙子君
井上 義行君	小野 次郎君			三宅 伸吾君	水落 敏榮君	柳澤 光美君	柳田 稔君
川田 龍平君	行田 邦子君			溝手 顕正君	宮沢 洋一君	吉川 沙織君	蓮 舫君
柴田 巧君	寺田 典城君			宮本 周司君	森屋 宏君	秋野 公造君	荒木 清寛君
中西 健治君	藤巻 幸夫君			柳本 卓治君	山崎 力君	石川 博崇君	魚住裕一郎君
真山 勇一君	松沢 成文君			山下 雄平君	山田 修路君	河野 義博君	佐々木さやか君
水野 賢一君	薬師寺みちよ君			山田 俊男君	山谷えり子君	杉 久武君	竹谷とし子君
山口 和之君	山田 太郎君			山本 一太君	山本 順三君	谷合 正明君	長沢 広明君
和田 政宗君	渡辺美知太郎君			吉川ゆうみ君	吉田 博美君	新妻 秀規君	西田 実仁君
井上 哲士君	市田 忠義君			若林 健太君	脇 雅史君	浜田 昌良君	平木 大作君
紙 智子君	吉良よし子君			渡辺 猛之君	渡邊 美樹君	矢倉 克夫君	山口那津男君
倉林 明子君	小池 晃君			足立 信也君	相原久美子君	山本 香苗君	山本 博司君
田村 智子君	大門実紀史君			有田 芳生君	石上 俊雄君	横山 信一君	若松 謙維君
辰巳孝太郎君	仁比 聡平君			石橋 通宏君	磯崎 哲史君	井上 義行君	小野 次郎君
山下 芳生君	アトニオ猪木君			江崎 孝君	江田 五月君	川田 龍平君	行田 邦子君
東 徹君	片山虎之助君			小川 勝也君	小川 敏夫君	柴田 巧君	寺田 典城君
儀間 光男君	清水 貴之君			尾立 源幸君	大久保 勉君	中西 健治君	藤巻 幸夫君

賛成者氏名		反対者氏名	
愛知 治郎君 赤池 誠章君 石井 準一君 石井 正弘君 石田 昌宏君 磯崎 陽輔君 岩井 茂樹君 宇都 隆史君	青木 一彦君 井原 巧君 石井 浩郎君 石井みどり君 磯崎 仁彦君 猪口 邦子君 岩城 光英君 江島 潔君	井上 哲士君 紙 智子君 倉林 明子君 田村 智子君 辰巳孝太郎君 山下 芳生君	市田 忠義君 吉良よし子君 小池 晃君 大門実紀史君 仁比 聡平君 山本 太郎君
賛成者氏名		反対者氏名	
愛知 治郎君 赤池 誠章君 石井 準一君 石井 正弘君 石田 昌宏君 磯崎 陽輔君 岩井 茂樹君 宇都 隆史君	青木 一彦君 井原 巧君 石井 浩郎君 石井みどり君 磯崎 仁彦君 猪口 邦子君 岩城 光英君 江島 潔君	井上 哲士君 紙 智子君 倉林 明子君 田村 智子君 辰巳孝太郎君 山下 芳生君	市田 忠義君 吉良よし子君 小池 晃君 大門実紀史君 仁比 聡平君 山本 太郎君
賛成者氏名		反対者氏名	
愛知 治郎君 赤池 誠章君 石井 準一君 石井 正弘君 石田 昌宏君 磯崎 陽輔君 岩井 茂樹君 宇都 隆史君	青木 一彦君 井原 巧君 石井 浩郎君 石井みどり君 磯崎 仁彦君 猪口 邦子君 岩城 光英君 江島 潔君	井上 哲士君 紙 智子君 倉林 明子君 田村 智子君 辰巳孝太郎君 山下 芳生君	市田 忠義君 吉良よし子君 小池 晃君 大門実紀史君 仁比 聡平君 山本 太郎君

国家公務員等の任命に関する件「特定個人情報保護委員会委員長(堀部政男君)、同委員(手塚悟君)及び証券取引等監視委員会委員長(佐渡賢一君)」
賛成者氏名

愛知 治郎君 青木 一彦君
赤池 誠章君 井原 巧君
石井 準一君 石井 浩郎君
石井 正弘君 石井 みどり君
石田 昌宏君 磯崎 仁彦君
磯崎 陽輔君 猪口 邦子君
岩井 茂樹君 岩城 光英君
宇都 隆史君 江島 潔君
衛藤 晟一君 尾辻 秀久君
大家 敏志君 大沼 みずほ君
大野 泰正君 太田 房江君
岡田 直樹君 片山 さつき君
金子原 二郎君 木村 義雄君
岸 宏一君 北川 イッセイ君
北村 経夫君 熊谷 大君
小泉 昭男君 小坂 憲次君
古賀友一郎君 上月 良祐君
鴻池 祥肇君 佐藤 信秋君
佐藤 正久君 佐藤 ゆかり君
酒井 庸行君 山東 昭子君
島尻 安伊子君 島田 三郎君
島村 大君 末松 信介君
世耕 弘成君 関口 昌一君
伊達 忠一君 高階 恵美子君
高野 光二郎君 高橋 克法君
滝沢 求君 滝波 宏文君
武見 敬三君 柘植 芳文君
塚田 一郎君 鶴保 庸介君
堂故 茂君 豊田 俊郎君
中泉 松司君 中川 雅治君
中曽根 弘文君 中西 祐介君
中原 八一君 長峯 誠君
二之湯 智君 二之湯 武史君

西田 昌司君 羽生田 俊君 野村 哲郎君
馬場 成志君 橋本 聖子君 長谷川 岳君
林 芳正君 藤川 政人君 古川 俊治君
堀井 巖君 堀内 恒夫君 堀野 たかお君
舞立 昇治君 松本 祐司君 前田 武志君
松下 新平君 松村 祥史君 増子 輝彦君
松山 政司君 丸川 珠代君 森本 真治君
三木 亨君 三原 ゆん子君 柳澤 光美君
三宅 伸吾君 宮沢 洋一君 秋野 公造君
溝手 顕正君 宮本 周司君 山崎 力君
宮本 卓治君 柳下 雄平君 山田 修路君
山下 俊男君 山田 順三君 山本 博美君
山田 一太君 吉田 博史君 脇 雅史君
吉川 ゆうみ君 渡辺 猛之君 足立 信也君
有田 芳生君 石橋 通宏君 江崎 孝君
小川 勝也君 尾立 源幸君 大島 九州男君
大野 元裕君 風間 直樹君 神本 美恵子君
郡司 彰君 小林 正夫君 斎藤 嘉隆君
芝 博一君 田城 郁君 津田 弥太郎君
那谷屋 正義君 直嶋 正行君

長浜 博行君 西村 まさみ君 羽田 雄一郎君
浜野 喜史君 広田 一君 藤末 健三君
藤本 祐司君 前田 武志君 増子 輝彦君
森本 真治君 柳澤 光美君 秋野 公造君
吉川 沙織君 石川 博崇君 河野 義博君
杉 久武君 谷 正明君 新妻 秀規君
浜田 昌良君 矢倉 克夫君 山本 香苗君
横山 信一君 井上 義行君 川田 龍平君
柴田 巧君 中西 健治君 真山 勇一君
水野 賢一君 山口 和之君 和田 政宗君
井上 哲士君 紙 智子君 倉林 明子君
田村 智子君 辰巳 孝太郎君 山下 芳生君
東 徹君 片山 虎之助君

儀間 光男君 清水 貴之君
中野 正志君 中野 恭子君
藤巻 健史君 室井 邦彦君
荒井 広幸君 浜田 和幸君
平野 達男君 主濱 了君
谷 亮子君 糸数 慶子君
興石 東君 山本 太郎君
反対者氏名
福島 みずほ君 又市 征治君
吉田 忠智君
国家公務員等の任命に関する件「証券取引等監視委員会委員(園まり君及び吉田正之君)、電気通信紛争処理委員会委員(中山隆夫君、荒川薫君、小野武美君、平沢郁子君及び山本和彦君)、中央更生保護審査会委員(小川清美君)、運輸安全委員会委員(鷹有宇壽君及び河野康子君)、運輸安全委員会委員(田村貞雄君、横山茂君、松本陽君、岡村美好君及び富井規雄君)及び公害健康被害補償不服審査会委員(岡本美保子君)」
賛成者氏名
愛知 治郎君 青木 一彦君
赤池 誠章君 井原 巧君
石井 準一君 石井 浩郎君
石井 正弘君 石井 みどり君
石田 昌宏君 磯崎 仁彦君
磯崎 陽輔君 猪口 邦子君
岩井 茂樹君 岩城 光英君
宇都 隆史君 江島 潔君
衛藤 晟一君 尾辻 秀久君
大家 敏志君 大沼 みずほ君
大野 泰正君 太田 房江君
岡田 直樹君 片山 さつき君
金子原 二郎君 木村 義雄君
岸 宏一君 北川 イッセイ君
北村 経夫君 熊谷 大君

小泉 昭男君	小坂 憲次君	渡辺 猛之君	渡邊 美樹君	山口那津男君	山本 香苗君	石田 昌宏君	磯崎 仁彦君
古賀友一郎君	上月 良祐君	足立 信也君	相原久美子君	山本 博司君	横山 信一君	磯崎 陽輔君	猪口 邦子君
鴻池 祥肇君	佐藤 信秋君	有田 芳生君	石上 俊雄君	若松 謙維君	井上 義行君	岩井 茂樹君	岩城 光英君
佐藤 正久君	佐藤ゆかり君	石橋 通宏君	磯崎 哲史君	小野 次郎君	川田 龍平君	宇都 隆史君	江島 潔君
酒井 庸行君	山東 昭子君	江崎 孝君	江田 五月君	行田 邦子君	柴田 巧君	衛藤 晟一君	尾辻 秀久君
島尻安伊子君	島田 三郎君	小川 勝也君	小川 敏夫君	寺田 典城君	中西 健治君	大家 敏志君	大沼みづほ君
島村 大君	末松 信介君	尾立 源幸君	大久保 勉君	藤巻 幸夫君	松沢 成文君	大野 泰正君	太田 房江君
世耕 弘成君	関口 昌一君	大島九州男君	大塚 耕平君	水野 賢一君	山田 太郎君	岡田 直樹君	片山さつき君
伊達 忠一君	高階恵美子君	大野 元裕君	加藤 敏幸君	山口 和之君	渡辺美知太郎君	金子原二郎君	木村 義雄君
高野光二郎君	高橋 克法君	風間 直樹君	金子 洋一君	井上 哲士君	市田 忠義君	岸 宏一君	北川イツセイ君
滝沢 求君	滝波 宏文君	神本美恵子君	北澤 俊美君	紙 智子君	吉良よし子君	小泉 昭男君	熊谷 大君
武見 敬三君	柘植 芳文君	郡司 彰君	小西 洋之君	倉林 明子君	小池 晃君	古賀友一郎君	小坂 憲次君
塚田 一郎君	鶴保 庸介君	小林 正夫君	小見山幸治君	田村 智子君	大門実紀史君	鴻池 祥肇君	上野 良祐君
堂故 茂君	豊田 俊郎君	斎藤 嘉隆君	櫻井 充君	辰巳孝太郎君	仁比 聡平君	佐藤 正久君	佐藤 信秋君
中泉 松司君	中川 雅治君	芝 博一君	榛葉賀津也君	山下 芳生君	アトニ才猪木君	酒井 庸行君	佐藤ゆかり君
中曽根弘文君	中西 祐介君	津田弥太郎君	田中 直紀君	東 徹君	片山虎之助君	島尻安伊子君	島田 三郎君
中原 八一君	長峯 誠君	直嶋 正行君	那谷屋正義君	儀間 光男君	清水 貴之君	伊達 忠一君	関口 昌一君
二之湯 智君	二之湯武史君	難波 奨二君	長浜 博行君	中野 正志君	中 恭子君	世耕 弘成君	末松 信介君
西田 昌司君	野村 哲郎君	野田 国義君	羽田雄一郎君	藤巻 健史君	室井 邦彦君	島村 大君	関口 昌一君
羽生田 俊君	長谷川 岳君	白 眞勲君	浜野 喜史君	吉田 忠智君	荒井 広幸君	滝沢 求君	高橋 克法君
馬場 成志君	橋本 聖子君	林 久美子君	広田 一君	浜田 和幸君	平野 達男君	高野光二郎君	滝波 宏文君
藤川 政人君	古川 俊治君	福山 哲郎君	藤末 健三君	主 了君	谷 亮子君	武見 敬三君	柘植 芳文君
堀井 巖君	堀内 恒夫君	前川 幸久君	藤本 祐司君	糸数 慶子君	興石 東君	塚田 一郎君	鶴保 庸介君
舞立 昇治君	牧野たかお君	前川 清成君	増子 武志君	山本 太郎君		堂故 茂君	豊田 俊郎君
松下 新平君	松村 祥史君	水岡 俊一君	森本 真治君			中泉 松司君	中川 雅治君
松山 政司君	丸川 珠代君	安井美沙子君	柳澤 光美君			中曽根弘文君	中西 祐介君
三木 亨君	三原じゅん子君	水落 敏栄君	吉川 沙織君			中原 八一君	長峯 誠君
三宅 伸吾君	宮沢 洋一君	蓮 舫君	秋野 公造君			二之湯 智君	二之湯武史君
溝手 顕正君	森屋 宏君	荒木 清寛君	石川 博崇君			西田 昌司君	野村 哲郎君
宮本 周司君	山崎 力君	魚住裕一郎君	河野 義博君			羽生田 俊君	長谷川 岳君
柳本 卓治君	山田 修路君	佐々木さやか君	杉 久武君			馬場 成志君	橋本 聖子君
山下 雄平君	山谷えり子君	竹谷とし子君	谷合 正明君			林 芳正君	藤井 基之君
山田 俊男君	山本 順三君	長沢 広明君	新妻 秀規君			堀井 巖君	古川 俊治君
山本 一太君	吉田 博美君	西田 実仁君	浜田 昌良君			堀立 昇治君	堀内 恒夫君
吉川ゆうみ君	脇 雅史君	平木 大作君	矢倉 克夫君			舞立 昇治君	牧野たかお君
若林 健太君						松下 新平君	松村 祥史君

反対者氏名

○名

国家公務員等の任命に関する件「日本放送協会経営委員会委員（長谷川三千子君、百田尚樹君及び本田勝彦君）」
賛成者氏名

愛知 治郎君
赤池 誠章君
石井 準一君
石井 正弘君
青木 一彦君
井原 巧君
石井 浩郎君
石井みどり君

松山 政司君 三木 亨君 三宅 伸吾君 溝手 顯正君 宮本 周司君 柳本 卓治君 山下 雄平君 山田 俊男君 山本 一太君 吉川 ゆうみ君 若林 健太君 渡辺 猛之君 秋野 公造君 石川 博崇君 河野 義博君 杉 久武君 谷合 正明君 新妻 秀規君 浜田 昌良君 矢倉 克夫君 山本 香苗君 横山 信一君 井上 義行君 川田 龍平君 柴田 巧君 中西 健治君 真山 勇一君 水野 賢一君 山口 和之君 和田 政宗君 アノ二才猪木君 片山虎之助君 清水 貴之君 中山 恭子君 室井 邦彦君 浜田 和幸君	丸川 珠代君 三原じゅん子君 水落 敏栄君 宮沢 洋一君 森屋 宏君 山崎 力君 山田 修路君 山谷 えり子君 山本 順三君 吉田 博美君 脇 雅史君 渡邊 美樹君 荒木 清寛君 魚住裕一郎君 佐々木さやか君 竹谷とし子君 長沢 広明君 西田 実仁君 平木 大作君 山口那津男君 山本 博司君 若松 謙維君 小野 次郎君 行田 邦子君 寺田 典城君 藤巻 幸夫君 松沢 成文君 薬師寺みちよ君 山田 太郎君 渡辺美知太郎君 東 徹君 儀間 光男君 中野 正志君 藤巻 健史君 荒井 広幸君 平野 達男君	反対者氏名 足立 信也君 有田 芳生君 石橋 通宏君 江崎 孝君 小川 勝也君 尾立 源幸君 大島九州男君 大野 元裕君 風間 直樹君 神本美恵子君 郡司 彰君 小林 正夫君 斎藤 嘉隆君 芝 博一君 田城 郁君 津田弥太郎君 那谷屋正義君 長浜 博行君 西村まさみ君 羽田雄一郎君 浜野 喜史君 広田 一君 藤末 健三君 藤本 祐司君 前田 武志君 増子 輝彦君 森本 真治君 柳澤 光美君 吉川 沙織君 井上 哲士君 紙 智子君 倉林 明子君 田村 智子君 辰巳孝太郎君 山下 芳生君 又市 征治君	七七名 相原久美子君 石上 俊雄君 磯崎 哲史君 江田 五月君 小川 敏夫君 大久保 勉君 大塚 耕平君 加藤 敏幸君 金子 洋一君 北澤 俊美君 小西 洋之君 小見山幸治君 櫻井 充君 榎葉賀津也君 田中 直紀君 徳永 エリ君 直嶋 正行君 難波 奨二君 野田 国義君 白 眞勲君 林 久美子君 福山 哲郎君 藤田 幸久君 前川 清成君 牧山ひろえ君 水岡 俊一君 安井美沙子君 柳田 稔君 蓮 舫君 市田 忠義君 吉良よし子君 小池 晃君 大門実紀史君 仁比 聡平君 福島みずほ君 吉田 忠智君	主 演 了君 余数 慶子君 山本 太郎君	谷 亮子君 興石 東君	国家公務員等の任命に関する件「日本放送協会経営委員会委員(中島尚正君)」 賛成者氏名 愛知 治郎君 赤池 誠章君 石井 準一君 石井 正弘君 石田 昌宏君 磯崎 陽輔君 岩井 茂樹君 宇都 隆史君 衛藤 晟一君 大家 敏志君 大野 泰正君 岡田 直樹君 金子原二郎君 岸 宏一君 北村 経夫君 小泉 昭男君 古賀友一郎君 鴻池 祥肇君 佐藤 正久君 酒井 庸行君 島尻安伊子君 島村 大君 世耕 弘成君 伊達 忠一君 高野光二郎君 滝沢 求君 武見 敬三君 塚田 一郎君 堂故 茂君 中泉 松司君	一五六名 青木 一彦君 井原 巧君 石井 浩郎君 石井みどり君 磯崎 仁彦君 猪口 邦子君 岩城 光英君 江島 潔君 尾辻 秀久君 大沼みずほ君 太田 房江君 片山さつき君 木村 義雄君 北川イツセイ君 熊谷 大君 小坂 憲次君 上月 良祐君 佐藤 信秋君 佐藤ゆかり君 山東 昭子君 島田 三郎君 末松 信介君 関口 昌一君 高階恵美子君 高橋 克法君 滝波 宏文君 柘植 芳文君 鶴保 庸介君 豊田 俊郎君 中川 雅治君	中曽根弘文君 中原 八一君 二之湯 智君 西田 昌司君 羽生田 俊君 馬場 成志君 林 芳正君 藤川 政人君 堀井 巖君 堀立 昇治君 松下 新平君 松山 政司君 三木 亨君 三宅 伸吾君 溝手 顯正君 宮本 周司君 柳本 卓治君 山下 雄平君 山田 俊男君 山本 一太君 吉川 ゆうみ君 若林 健太君 渡辺 猛之君 秋野 公造君 石川 博崇君 河野 義博君 杉 久武君 谷合 正明君 新妻 秀規君 浜田 昌良君 矢倉 克夫君 山本 香苗君 横山 信一君 井上 義行君 川田 龍平君 柴田 巧君 中西 健治君 真山 勇一君 水野 賢一君 山口 和之君 和田 政宗君 アノ二才猪木君 片山虎之助君 清水 貴之君 中山 恭子君 室井 邦彦君 浜田 和幸君	中西 祐介君 長峯 誠君 二之湯武史君 野村 哲郎君 長谷川 岳君 橋本 聖子君 藤井 基之君 古川 俊治君 堀内 恒夫君 牧野たかお君 松村 祥史君 丸川 珠代君 三原じゅん子君 水落 敏栄君 宮沢 洋一君 森屋 宏君 山崎 力君 山田 修路君 山谷 えり子君 山本 順三君 吉田 博美君 脇 雅史君 渡邊 美樹君 荒木 清寛君 魚住裕一郎君 佐々木さやか君 竹谷とし子君 長沢 広明君 西田 実仁君 平木 大作君 山口那津男君 山本 博司君 若松 謙維君 小野 次郎君 行田 邦子君 寺田 典城君 藤巻 幸夫君
---	--	---	---	--	------------------------	--	--	--	--

反対者氏名

真山 勇一君 松沢 成文君
水野 賢一君 薬師寺みちよ君
山口 和之君 山田 太郎君
和田 政宗君 渡辺美知太郎君
アノニオ猪木君 東 徹君
片山虎之助君 儀間 光男君
清水 貴之君 中野 正志君
中山 恭子君 藤巻 健史君
室井 邦彦君 荒井 広幸君
浜田 和幸君 平野 達男君
主演 了君 谷 亮子君

七五名

足立 信也君 相原久美子君
有田 芳生君 石上 俊雄君
石橋 通宏君 磯崎 哲史君
江崎 孝君 江田 五月君
小川 勝也君 小川 敏夫君
尾立 源幸君 大久保 勉君
大島九州男君 大塚 耕平君
大野 元裕君 加藤 敏幸君
風間 直樹君 金子 洋一君
神本美恵子君 北澤 俊美君
郡司 彰君 小西 洋之君
小林 正夫君 小見山幸治君
斎藤 嘉隆君 櫻井 充君
芝 博一君 榛葉賀津也君
田城 郁君 田中 直紀君
津田弥太郎君 徳永 エリ君
那谷屋正義君 直嶋 正行君
長浜 博行君 難波 奨二君
西村まさみ君 野田 国義君
羽田雄一郎君 白 眞勲君
浜野 喜史君 林 久美子君
広田 一君 福山 哲郎君
藤末 健三君 藤田 幸久君
藤本 祐司君 前川 清成君

日程第一 万国郵便連合一般規則(二千十二年の
ドーハ大会議において改正され、及び採択された
もの)及び万国郵便条約の締結について承認を求
めるの件
日程第二 郵便送金業務に関する約定の締結につ
いて承認を求めるの件
賛成者氏名

二二二名

前田 武志君 牧山ひろえ君
増子 輝彦君 水岡 俊一君
森本 真治君 安井美沙子君
柳澤 光美君 柳田 稔君
吉川 沙織君 蓮 舫君
井上 哲士君 市田 忠義君
紙 智子君 吉良よし子君
倉林 明子君 小池 晃君
田村 智子君 大門美紀史君
辰巳孝太郎君 仁比 聡平君
山下 芳生君 福島みずほ君
又市 征治君 吉田 忠智君
糸数 慶子君 興石 東君
山本 太郎君

古賀友一郎君 上月 良祐君
鴻池 祥肇君 佐藤 信秋君
佐藤 正久君 佐藤ゆかり君
酒井 庸行君 山東 昭子君
島尻安伊子君 島田 三郎君
島村 大君 末松 信介君
世耕 弘成君 関口 昌一君
伊達 忠一君 高階恵美子君
高野光二郎君 高橋 克法君
滝沢 求君 滝波 宏文君
武見 敬三君 柘植 芳文君
塚田 一郎君 鶴保 庸介君
堂故 茂君 豊田 俊郎君
中泉 松司君 中川 雅治君
中曾根弘文君 中西 祐介君
中原 八一君 長峯 誠君
二之湯 智君 二之湯武史君
西田 昌司君 野上浩太郎君
野村 哲郎君 羽生田 俊君
長谷川 岳君 馬場 成志君
橋本 聖子君 林 芳正君
福岡 資麿君 藤井 基之君
藤川 政人君 古川 俊治君
堀井 巖君 堀内 恒夫君
舞立 昇治君 牧野たかお君
松下 新平君 松村 祥史君
松山 政司君 丸川 珠代君
丸山 和也君 三木 亨君
三原しゅん子君 三宅 伸吾君
水落 敏栄君 溝手 顕正君
宮沢 洋一君 宮本 周司君
森屋 宏君 柳本 卓治君
山崎 力君 山下 雄平君
山田 修路君 山田 俊男君
山谷えり子君 山本 一太君
山本 順三君 吉川ゆうみ君
吉田 博美君 若林 健太君

脇 雅史君 渡辺 猛之君
渡邊 美樹君 足立 信也君
相原久美子君 有田 芳生君
石上 俊雄君 石橋 通宏君
磯崎 哲史君 江崎 孝君
江田 五月君 小川 勝也君
小川 敏夫君 尾立 源幸君
大久保 勉君 大島九州男君
大塚 耕平君 大野 元裕君
加藤 敏幸君 風間 直樹君
金子 洋一君 神本美恵子君
北澤 俊美君 郡司 彰君
小西 洋之君 小林 正夫君
小見山幸治君 斎藤 嘉隆君
櫻井 充君 芝 博一君
榛葉賀津也君 田城 郁君
田中 直紀君 津田弥太郎君
徳永 エリ君 那谷屋正義君
直嶋 正行君 長浜 博行君
難波 奨二君 西村まさみ君
野田 国義君 羽田雄一郎君
白 眞勲君 浜野 喜史君
林 久美子君 広田 一君
福山 哲郎君 藤末 健三君
藤田 幸久君 藤本 祐司君
前川 清成君 前田 武志君
牧山ひろえ君 増子 輝彦君
水岡 俊一君 森本 真治君
安井美沙子君 柳澤 光美君
柳田 稔君 吉川 沙織君
蓮 舫君 秋野 公造君
荒木 清寛君 石川 博崇君
魚住裕一郎君 河野 義博君
佐々木さやか君 杉 久武君
竹谷とし子君 谷合 正明君
長沢 広明君 新妻 秀規君
西田 実仁君 浜田 昌良君

平木 大作君 矢倉 克夫君
山口 那津男君 山本 香苗君
山本 博司君 横山 信一君
若松 謙維君 井上 義行君
小野 次郎君 川田 龍平君
行田 邦子君 柴田 巧君
寺田 典城君 中西 健治君
藤巻 幸夫君 真山 勇一君
松沢 成文君 水野 賢一君
薬師寺 ちよ君 山口 和之君
山田 太郎君 和田 政宗君
渡辺 美知太郎君 井上 哲士君
市田 忠義君 紙 智子君
吉良 よし子君 倉林 明子君
小池 晃君 田村 智子君
大門 実紀史君 辰巳 孝太郎君
仁比 聡平君 山下 芳生君
アントニオ猪木君 東 徹君
片山 虎之助君 儀間 光男君
清水 貴之君 中野 正志君
中山 恭子君 藤巻 健史君
室井 邦彦君 福島 みずほ君
又市 征治君 吉田 忠智君
荒井 広幸君 浜田 和幸君
平野 達男君 主濱 了君
谷 亮子君 糸数 慶子君
興石 東君 山本 太郎君

猪口 邦子君 岩井 茂樹君
岩城 光英君 宇都 隆史君
江島 潔君 尾辻 秀久君
大家 敏志君 大沼 みずほ君
大野 泰正君 太田 房江君
岡田 直樹君 片山 さつき君
金子 原二郎君 木村 義雄君
岸 宏一君 北川 イッセイ君
北村 経夫君 熊谷 大君
小泉 昭男君 小坂 憲次君
古賀 友一郎君 上月 良祐君
鴻池 祥肇君 佐藤 信秋君
佐藤 正久君 佐藤 ゆかり君
酒井 庸行君 山東 昭子君
島尻 安伊子君 島田 三郎君
島村 大君 末松 信介君
世耕 弘成君 関口 昌一君
伊達 忠一君 高階 恵美子君
高野 光二郎君 高橋 克法君
滝沢 求君 滝波 宏文君
武見 敬三君 柘植 芳文君
塚田 一郎君 鶴保 庸介君
堂故 茂君 豊田 俊郎君
中泉 松司君 中川 雅治君
中曽根 弘文君 中西 祐介君
中原 八一君 長峯 誠君
二之湯 智君 二之湯 武史君
西田 昌司君 野上 浩太郎君
野村 哲郎君 羽生田 俊君
長谷川 岳君 馬場 成志君
橋本 聖子君 林 芳正君
福岡 資麿君 藤井 基之君
藤川 政人君 古川 俊治君
堀井 巖君 堀内 恒夫君
舞立 昇治君 牧野 たかお君
松下 新平君 松村 祥史君
松山 政司君 丸川 珠代君
丸山 和也君 三木 亨君

三原 じゅん子君 三宅 伸吾君
水落 敏栄君 溝手 顕正君
宮沢 洋一君 宮本 周司君
森屋 宏君 柳本 卓治君
山崎 力君 山下 雄平君
山田 修路君 山田 俊男君
山谷 えり子君 山本 一太君
山本 順三君 吉川 ゆうみ君
吉田 博美君 若林 健太君
脇 雅史君 渡辺 猛之君
渡邊 美樹君 足立 信也君
相原 久美子君 有田 芳生君
石上 俊雄君 石橋 通宏君
磯崎 哲史君 江崎 孝君
江田 五月君 小川 勝也君
小川 敏夫君 尾立 源幸君
大久保 勉君 大島 九州男君
大塚 耕平君 大野 元裕君
加藤 敏幸君 風間 直樹君
金子 洋一君 神本 美恵子君
北澤 俊美君 郡司 彰君
小西 洋之君 小林 正夫君
小見 山幸治君 斎藤 嘉隆君
櫻井 充君 芝 博一君
榎葉 賀津也君 田城 郁君
田中 直紀君 津田 弥太郎君
徳永 エリ君 那谷 屋正義君
直嶋 正行君 長浜 博行君
難波 奨二君 西村 まさみ君
野田 国義君 羽田 雄一郎君
白 眞典君 浜野 喜史君
林 久美子君 広田 一君
福山 哲郎君 藤末 健三君
藤田 幸久君 藤本 祐司君
前川 清成君 前田 武志君
牧山 ひろえ君 増子 輝彦君
水岡 俊一君 森本 真治君
安井 美沙子君 柳澤 光美君

柳田 稔君 吉川 沙織君
蓮 舫君 秋野 公造君
荒木 清寛君 石川 博崇君
魚住 裕一郎君 河野 義博君
佐々木 さやか君 杉 久武君
竹谷 とし子君 谷合 正明君
長沢 広明君 新妻 秀規君
西田 実仁君 浜田 昌良君
平木 大作君 矢倉 克夫君
山口 那津男君 山本 香苗君
山本 博司君 横山 信一君
若松 謙維君 井上 義行君
小野 次郎君 川田 龍平君
行田 邦子君 柴田 巧君
寺田 典城君 中西 健治君
藤巻 幸夫君 真山 勇一君
松沢 成文君 水野 賢一君
薬師寺 ちよ君 山口 和之君
山田 太郎君 和田 政宗君
渡辺 美知太郎君 井上 哲士君
市田 忠義君 紙 智子君
吉良 よし子君 倉林 明子君
小池 晃君 田村 智子君
大門 実紀史君 辰巳 孝太郎君
仁比 聡平君 山下 芳生君
糸数 慶子君 山本 太郎君

日程第三 政府調達に関する協定を改正する議定書の締結について承認を求めるの件

賛成者氏名

愛知 治郎君 二九名
井原 巧君 赤池 誠章君
石井 浩郎君 石井 準一君
石井 みどり君 石田 正弘君
磯崎 仁彦君 磯崎 陽輔君

反対者氏名

〇名

反対者氏名

井上 哲士君 一三名
紙 智子君 市田 忠義君
倉林 明子君 吉良 よし子君
田村 智子君 小池 晃君
辰巳 孝太郎君 大門 実紀史君
山下 芳生君 仁比 聡平君
山本 太郎君 糸数 慶子君